

平成２７年度
国・県に対する提案・要望結果

平成２８年２月

長野県町村議会議長会

目 次

I 国に対する提案・要望結果

国に対する提案・要望項目・・・・・・・・・・・・・・・・	1
長野県関係国会議員への面談要望概要・・・・・・・・	2
関係省庁への面談要望概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
1 内閣府・内閣官房（東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化）（地方創生の実現）・・・	2 0
2 文部科学省（教育環境の整備）・・・・・・・・・・	2 3
3 厚生労働省（地域医療・保健体制の充実）・・・・	2 5
4 農林水産省（野生鳥獣被害対策の推進）（森林・林業対策の推進）・・・	2 7
5 国土交通省（道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実）（砂防施設の整備促進）・・・・・・・・・・	3 0

II 県に対する提案・要望結果

県に対する面談提案・要望・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
県に対する提案・要望項目・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
＜総務文教部会＞	
1 東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化・・・・・・・・・・	3 6
2 地方創生の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
3 道州制反対・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
4 地域公共交通対策の推進・・・・・・・・・・	5 0
5 教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
6 情報化施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
＜社会環境部会＞	
7 地域医療・保健体制の充実・・・・・・・・・・	6 8
8 社会保障制度の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	7 2
9 環境保全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	8 2
10 再生可能エネルギーの推進・・・・・・・・・・	8 8
＜産業経済部会＞	
11 農業・農村対策の推進・・・・・・・・・・	8 9
12 野生鳥獣被害対策の推進・・・・・・・・・・	9 7
13 森林・林業対策の推進・・・・・・・・・・	1 0 2

14	地域経済活性化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 8
15	観光振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 9
<建設部会>		
16	道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実・・・・・・・・	1 1 2
17	河川の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 7
18	砂防施設の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 9
19	住宅等の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 1
20	空き家対策に対する総合的な支援策の充実・・・・・・・・	1 2 2
21	冬期交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 4
22	地籍調査事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 6

Ⅲ 県議会に対する陳情結果

県議会（11月定例会）への陳情結果・・・・・・・・	1 2 7
---------------------------	-------

国に対する提案・要望項目

- 1 議会の権能強化
- 2 東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化
- 3 地方創生の実現
- 4 道州制反対、町村財政基盤の強化
- 5 地域公共交通対策の推進
- 6 教育環境の整備
- 7 情報化施策の推進
- 8 地域医療・保健体制の充実
- 9 社会保障制度の充実
- 10 環境保全対策の推進
- 11 再生可能エネルギーの推進
- 12 農業・農村対策の推進
- 13 野生鳥獣被害対策の推進
- 14 森林・林業対策の推進
- 15 観光振興対策の推進
- 16 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実
- 17 河川の整備促進
- 18 砂防施設の整備促進
- 19 住宅等の耐震化の促進
- 20 空き家対策に対する総合的な支援策の充実
- 21 冬期交通の確保
- 22 地籍調査事業の推進

※ ○印を付した項目は、重点提案・要望項目

長野県関係国会議員への面談要望概要

- 1 日 時 平成27年11月26日(水) 7時30分～9時
- 2 要望場所 東京都 全国町村会館 2階「ホール」
- 3 出席者

【長野県町村議会議長会】

会 長	久保田 三代	(野沢温泉村議会議長)
副会長	下 平 豊 久	(豊丘村議会議長)
理 事 (総務文教部会長)	松 下 壽 雄	(飯島町議会議長)
理 事 (社会環境部会長)	北 村 利 幸	(小谷村議会議長)
理 事 (産業経済部会長)	寺 島 渉	(飯綱町議会議長)
理 事 (建設部会長)	小 川 純 夫	(長和町議会議長)
監 事	木 次 孝 茂	(北相木村議会議長)
監 事	村 上 眞 章	(上松町議会議長)

【長野県町村会】

会 長	藤 原 忠 彦	(川上村長)
副会長 (会長代行)	伊 藤 喜 平	(下條村長)
副会長	羽 田 健一郎	(長和町長)
理 事 (総務文教部会長)	久保田 勝 士	(高山村長)
理 事 (社会環境部会長)	高 坂 宗 明	(飯島町長)
理 事 (産業経済部会長)	平 林 明 人	(松川村長)
理 事 (建設部会長)	佐々木 定 男	(佐久穂町長)
監 事	市 村 良 三	(小布施町長)
監 事	青 木 悟	(下諏訪町長)
常務理事	中 村 靖	

4 長野県関係国会議員の出席状況

【衆議院】

小選挙区	氏 名	政党	出欠
1	篠原 孝	民主	○
2	務台 俊介	自民	○
3	井出 庸生	維新	○
4	後藤 茂之	自民	○
5	宮下 一郎	自民	○
比例	小松 裕	自民	○
	木内 均	自民	○

【参議院】

選挙区	氏 名	政党	出欠
地方区	北澤 俊美	民主	×
	羽田雄一郎	民主	○
	吉田 博美	自民	○
	若林 健太	自民	○
比例	小坂 憲次	自民	×
	津田弥太郎	民主	×
	柳澤 光美	民主	○
	平木 大作	公明	○

5 要望

藤原忠彦町村会長（川上村長）あいさつ及び要望

- ・長野県関係国会議員の先生方には、極めてご多忙の中、早朝よりご出席賜りお礼を申し上げます。
- ・定期総会において５８町村長の総意により決議した提案・要望である。
- ・長野県の町村数は全国２番目であり、人口規模、面積、気候風土や特色など多種多様な町村が、食料の安定供給や水資源の涵養など国民生活を支える重要な役割を果たしている中で、「町村の繁栄こそが日本全体の繁栄の原点」であるとの信念のもと、引き続き町村自治の確立に全力を尽くすので、各先生の深いご理解と、要望の実現に向けた格段のご高配を賜りたい。

【国に対する提案・要望】

- ・重点提案要望項目のうち１～５までを説明
 - 1 東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化
 - 2 地方創生の実現
 - 3 教育環境の整備
 - 4 地域医療・保健体制の充実
 - 5 野生鳥獣被害対策の推進

久保田三代町村議会議長会長（野沢温泉村議会議長）あいさつ及び要望

- ・本県町村議会の振興に対し、格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げます。
- ・町村では、少子高齢化や人口減少、災害への備えなど喫緊の課題を抱える中で、地方創生に向け取り組んでいるところだが、行政監督機能はもとより、住民一人ひとりの想いを、的確に政策へ反映させるための我々町村議会における役割と責任は、極めて大きいと感じている。
- ・引き続き町村自治の振興・発展に取り組むので、先生方から更なるご支援をお願い申し上げます。

【国に対する提案・要望】

- ・重点提案要望項目のうち、議長会のみ要望項目１及び６～８を説明
 - 1 議会の権能強化
 - 6 森林・林業対策の推進
 - 7 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実
 - 8 砂防施設の整備促進

6 意見交換（要旨）

（１）国会議員からの発言

後藤茂之衆議院議員

- ・町村会長、議長会長から、今それぞれ重点提案や要望を聞かせていただいた。どれも重要な要望だと思っている。
- ・去年は、大雪から始まり、土石流、火山の噴火、大きな地震被害もあり、長野県中が大変な災害に見舞われた。防災の体制をしっかりと整えていくこと、また、いまだに復旧の体制が、あるいは県内北部の地域住民の生活が十分に元に戻っていないという認識であり、皆様と一緒にしっかりと取り組んでいきたいと思っている。
- ・総合戦略に従って各地域が知恵を絞っていく中で、我々も一緒に頑張っていく覚悟であり、また、医療・介護包括ケアをはじめとした地域ケア、地域福祉についても、今後、地方を中心に地元密着の地域コミュニティと一緒に歩む形で、日本の様々な政策を見直していかなければならない。皆様とよく連絡を取りながら制度を作り、更にはその制度がそれぞれの現場において適切に運用できるよう、しっかりと努めていかなければいけないと思っている。
- ・一億総活躍、ＴＰＰ、色々な課題がある中、明日にも総理から補正予算についての正式な指示が出ると思われる。地域経済も含めて厳しい状況が続いているが、経済の好循環が進み、あるいは地域施策がしっかりと進むよう、補正予算についても目配りをしながら、皆さんと一緒に対応を進めてまいりたいと思っている。
- ・１２月１０日までに自民党税務調査会で税制改正大綱が決定となる予定だが、ゴルフ場利用税について両論があるが、しっかりと地方の財源を守る方向でまとめたいと考えている。
- ・車体課税については、性能割は２８年で一旦行う方向だが、２９年度からの全体としての新しい制度については、どの程度まで大綱に書いていくかという事を含めて、議論する中で検討している状況である。
- ・いずれにしても、地方の声を良く耳を澄ませて聞き、しっかりとかみしめて、税制改正も行わなければいけないと思っている。

羽田雄一郎参議院議員

- ・皆様のご要望等、しっかりと聞いていくというのは、我々の立場である。民主党の場合は、地方分権、地域主権の国家ということで、地方交付税や、また一括交付金というものを創設させていただいて、地域が自由に、また地域を良くするために使えるような財源を増やしてきたつもりである。
- ・今、地方創生ということで、地域の皆様が使いやすいような財源が、適切に確保されているかを、我々の立場からしっかりとチェックしていかなければならないと考えている。
- ・今まで参議院国会对策委員長や国土交通大臣、党内での参議院幹事長や企業団体委員長を務めているが、企業や団体、宗教、また地方自治体の窓口を行う中で、我々は原点に返って、現場主義で、地域の皆様がどのようなことを望んでいらっしゃる

のか、また子ども達や孫達の時代に、どのような日本、地域をつないでいくのかという立場で、しっかりと政府の考え方をチェックしていきたい。

- ・要望もしっかりと受けとめながら、政府に対してのチェック機能を果たしていくことができるよう努力をしたい。

平木大作参議院議員

- ・今年の通常国会は戦後最長であったが、ひたすら安全保障の話になってしまった。通常国会が終わり、ようやく政府官邸からもやはり地方に、また一人一人の生活にしっかりと目を向けなければいけないというメッセージが、今、発せられているところかと思っている。
- ・一億総活躍社会にしても、この住みなれた地域の中でどうやって生活インフラを再建していくのか、また産業、特に農業・林業を中心に、T P Pも含めて、ピンチをチャンスにどう変えていくのかについて、一つ一つ具体策がようやく動き出したかということを実感しているところである。
- ・参議院で農林水産委員を務めさせていただく中で、今、本当に大変な状況であり、現場の皆様からお話をお伺いするが、国も、危機感は共有しているということは、改めてこの議席の端に一つ連ねる中で実感している。
- ・国が進める一つ一つの施策として、例えば補助金や権限のあり方、また人材不足に対する国の考え方など、制度による支援の方向は示しているものの、その中身の部分、どういう形でその地域に合う地方創生を描くのかという部分は、やはり地域の皆様にお任せするというのが、国のスタンスだろうと感じたところである。各町村だけで自力で進めてもなかなか成就できるものではなく、改めて、町村と県と、そして国がどう連携していくのかが問われていると実感をしている。
- ・地元と、地域と、そして国政をつないでいく役割が、我々国会議員にはあるということを改めて感じるわけであり、これからも各地域へお伺いしながら、皆様と一緒に地方創生を進めてまいりたいと決意している。

井出庸生衆議院議員

- ・今年は臨時国会がない中で、これからの課題として取り上げていかなければいけないのは、一つはT P Pの県内への影響かと思っている。今年から農林水産委員会を務めており、その問題をしっかりと取り上げていきたいと考えている。
- ・来年、軽井沢で行うこととなった交通閣僚サミットについて、国では車の自動運転などに重きを置いているが、最近、地元の町村を訪ねてみた視点で言えば、青木村の奥の方へ行った際、なかなか自動運転というのもこの辺りでは難しいのではと感じたところである。当然、国会での議論、町村長の皆様との議論も大事にしていきたいが、やはり現場をよく歩いて、その実態にあった議論を国会でさせていただきたいと思っている。
- ・維新の党は、今、複雑な状況であるが、地域の代表としては、しっかりと務めを果たしていきたいと思っている。

務台俊介衆議院議員

- ・多くの町村を抱えている選挙区を代表する立場として、国のいろいろな施策が町村にメリットがあるような施策を常に言い続けているところである。
- ・今日は、この後に予算編成方針の議論があるが、地方経済に配慮したという視点をしっかり組み入れてほしい旨の発言をしていく。

木内均衆議院議員

- ・いよいよ自民党税制調査会において一つ一つの税目の議論が始まる。町村会、町村議長会からの要望にあるゴルフ場利用税の堅持や、あるいは償却資産に係る固定資産税の存続など、主張していきたいと思っている。
- ・T P P対策や、それと並行して収入保険の議論も進んでいる。今までは米やりんごなど、メジャーな作物に関しての共済制度が成り立っていたが、地域毎の重要な、例えば柿、杏、プルーン、高原野菜とか、こういった物まで含めた、収入保険というものも、今、検討されているので、地域の声を聞きながらしっかりと働きたいと考えている。

宮下一郎衆議院議員

- ・地方から日本を建て直すというのが最重要課題という思いであり、その意味で色々な目標、キャッチフレーズに変わるが、地方創生、特に町村の皆様はどう元気を出していただけるか、また地方創生により日本の形をもう一度つくり変えるという方向が一番大事だろうと思っている。そのためにこそ、予算のあり方や制度設計も作っていかねばならないと思っている。
- ・「町村の振興を考える会」という議員連盟、過疎対策特別委員会の元事務局長、山村振興連盟の会員など、いろいろな場面で皆様の応援団として頑張っていきたいと思っている。
- ・先日、ジビエ振興議連（鳥獣食肉利活用推進議員連盟）があり、他の国会議員の先生も一緒に諏訪に行ったが、やはり町村の魅力、町村の課題、そこに焦点を当て、これからもしっかりと活動してまいりたいと思っている。

小松裕衆議院議員

- ・重点提案・要望をしっかりと読みながら聞かせていただいた。それぞれ重要な課題だと、感じているところである。
- ・来年度の予算編成基本方針を決めているところだが、その中に一億総活躍やT P P対策などの言葉は並んでいるものの、地方創生という視点がないという自民党内の会議で意見が出ている。つまり地方創生は、今、まさに地方で進めている、頑張っている、そこをもっと後押しする編成方針を立ててほしいという声が大変たくさんあった。我々も、色々な言葉が踊るだけではなく、本当に地方が元気にならなければ日本が元気にならないということを示していく事が大事だと思っている。
- ・地方創生の後に、教育・医療という課題がある。いつも阿部知事とも話をさせていただくが、教育と医療がしっかりしないと、地方に人が集まらないと思っている。

しっかり充実させる策をとっていきたいと思っている。

- ・野生鳥獣に関し、先日のジビエ振興議連に伺った中で感じたのは、出口対策を含めて、地元の人たちと密にコンタクトをとり作戦を練っていくことだと思った。また、先日、小布施に行った時には、浄光寺で行われるスラックラインというスポーツ場や、その隣にあるスノーボードの練習場などで、人がたくさん集まると、そこに獣が降りてこないといった話を聞いた。色々な作戦を練り対策を考えていきたいと思っている。

若林健太参議院議員

- ・いただいた要望は、町村にとって大切な課題、日頃ご指導いただく町村長、議長の皆様からお話を伺っているとおりだと、感じたところである。
- ・今、まさに総合戦略が練り上げられていて、地方創生は第一歩を踏み出そうとしている時であり、首都圏への一極集中という戦後の流れを変えていく大きなチャレンジだと、私も本当に腹をくくっていかなければいけないと思っている。
- ・一つ一つご指導いただき、私も一緒に取り組んでいく決意である。

柳澤光美参議院議員

- ・要望は十分理解しているつもり。地方創生の原点は、農林水産業を6次産業化だけでなく輸出産業にし、日本の基幹産業にすることが原点だというふうに思っている。また協力をさせていただきたい。
- ・折角の機会であるため、私からも一つ要望させていただきたい。1997年秋の金融危機の際、例年2万人少しであった自殺者が一気に3万5,000人に近づいた。参議院の厚生労働の超党派で自殺対策基本法を2006年に制定してから、ちょうど10年となる。未だ2万人を超える自殺者がいる状況と、10年の区切りもあって議員立法の改正案を作成中であり、都道府県、市区町村での自殺対策計画の策定義務化を盛り込む予定である。昨年、日本自殺総合対策学会を立ち上げたが、地域代表として知事では阿部知事だけに加わっていただいていることもにあり、長野県をモデル県にしたいと考えている。長野県や市町村の皆様の自殺対策計画で、日本の命を支え、自殺に追い込まれることのない社会をつくる体制づくりを、ふるさと長野でスタートさせたいと思っているので、皆様のご協力をお願いしたい。

篠原孝衆議院議員

- ・小中学校の統合について、皆様の地域では一段落しているのでしょうか。財務省は子どもの数の減少を理由に、教員の数減らす方向性を示している。都市部ではそれで良いかもしれないが、私は、どんなに小さくなくても、歩いて行ける範囲に小学校が絶対あるべきだと考えている。国にちゃんと応えてもらわなければいけないが、皆様は絶対抵抗して、小学校はなくさないようにしてほしい。教育環境に適した自然の多い所でもあるわけで、もし子供が足りないならば、過疎地域から都市部へスクールバスで通うのではなく、逆に都市部からスクールバスで通う発想もできるのではないかな。そういった発想でぜひ維持していただきたい。

- ・医師不足に対する地域勤務の義務付けについて、今後、ぜひ要望してもらいたい。超党派の議員連盟で幹事長を務めているが、地域医療の充実というのを側面から援助をしている。タイでは、国の指定する地域に2年間勤務することを義務付けているが、日本でもそういった制度を取り入れるだけでも全然違うと思う。たとえば独身の時や子育て後などを自由に選択できる中で、2年間指定したところに勤務する制度とすれば、医師も人生設計の中から判断し地域に赴任できる。国家公務員は本来にあちこちへ勤務させられるが、医師も国家試験を受けている訳で無茶な話ではないのではないかと。また、交通網が発達した現在、大病院が財政基盤の弱い町村にある必要はない。拠点病院、地域拠点病院が整っていて、産婦人科が典型だが、交代勤務できる医者がいれば良く、地元には一般のドクターと入院できる施設があればいいと考えている。ところが、どの市町村でも規模がそこその病院を求めたために、あちこちに中規模病院ばかりが出来てしまい効率が悪い状況となっている。一つにまとめた場合、地域に産科や婦人科が無くなり困っていると言われるが、少ない医師の中で交代勤務できる環境を維持することも必要かと思う。この2つの工夫で、私は過疎地の医療は解決できていると思っている。

吉田博美参議院議員

- ・TPPの大筋合意については、私は慎重な考えを持っていたが、TPPは圏内人口10%で、世界のGDP40%近くを占める巨大自由貿易圏であり、日本経済の発展を考える上で、軽視できない状況の中での大筋合意という認識である。ただ一番心配していることは、農業・農村社会をどう守っていくかということである。
- ・農地集約化、生産性向上、あるいは担い手確保による大規模農業化によって、世界との競争をしていくという建設的な意見もあるが、一昨日総理と面会し、長野県の現状を踏まえ、中山間地農業がいかに農業・農村社会を守っているのかということをお話してきたところである。
- ・東日本大震災で発生した津波により、一瞬で尊い命、あるいは行方不明者、また多くの方が被災し、こんな自然災害があるのかと世界は非常に驚いた。その後、一度も略奪がなく、暴動もなく、しかも金融資産はほとんど戻ってきたということを考えると、日本人のモラル、精神はすばらしいと、世界は驚いた。一番大事なことは、農業・農村社会がそれを醸成してきたと考える。したがって、TPPによって農業・農村社会が崩壊するという状況になったとき、日本の精神というものも、崩壊するのではないかと、私は一番心配している。
- ・自分は、地方をしっかりと守っていかなければいけない。いくつもの課題をいただいたが、一つの原点としてしっかりと取り組んでまいりたいと思っている。

(2) 質疑応答

久保田町村議会議長会長（野沢温泉村議会議長）

- ・ 議会の権能強化について、今、国でも法改正に取り組んでいる状況の中で、もう少し細かく説明させていただく。
- ・ 議長会のみ要望項目 1 の詳細 4 項目について説明
 - 1 (1) 議員の職責・職務について法律上の明確化
 - (2) 議会招集権の議長への付与
 - (3) 条例・予算に係る一般再議権の単純多数議決への改め
 - (4) 独立した議会事務局体制に向けた法律への規定

木内均衆議院議員

- ・ 地方議員を経験した中のご指摘は理解できる。法律に書き込まなければならないと思っているし、招集権の関係も、一定条件の元で議長も招集できるよう法改正させていただいたので、まだ問題があるということであれば、教えていただきたい。
- ・ 事務局体制については、全くそのとおりだと思う。特に町村の皆様がご苦労されていると感じる。市議会以上になると、プロパーの議会事務局の職員がいて体制が整っているが、町村の場合は兼務が多く、首長側に比べ圧倒的に情報収集能力も少ない。長野県の皆様なので言うが、人事権は、議長にあるように見えて、実際は首長が任命をしているわけであり、職員も議会か首長かどちらを向いているのかといえ、大体、首長の方を向いていて、首長の意向を伝えているような議会事務局が多いというのもよく承知しているので、最終的には、議会のことを首長側に対してしっかりと行うことができる体制を作らないと、二元代表制の一翼を担うことが難しいことも理解している。中長期になるかと思うが、取り組んでいきたい。

藤原町村会長

- ・ 最近の議員についての問題だが、定数確保に大変苦労している状況に対し、町村長も非常に危機感を感じていて、もう少し議会の皆様の身分保障もしっかりとし、良い人材に立候補していただきたいとの意見が全国的にも出ている。町村議会議員は報酬が安く、本職とすることは難しい状況であることについても、首長側からも大変深刻な意見が出てきているため、ぜひ国会でもその点の議論をしていただければと思っている。

木内均衆議院議員

- ・ 町村議会議員のなり手がいないのは、深刻な問題だと思う。

藤原町村会長（川上村長）

- ・教職員を37,000人削減すると言われている件について、過疎山村地域は少人数学級の範囲である30人をぎりぎり確保している、またそれ以下の学級もあるが、最近はいろいろと問題を抱える児童も出てきている中、マン・ツー・マンで加配を付ける必要がある場合がある。都市はともかく、地方ではもし削減となった場合でも、実際に削減することはできず、結局は市町村で確保する必要がある、教職員削減は非常に問題と考えている。
- ・栄養士や保健師など、専門職の人材不足に対して、しっかりと地方対策を行っていただくことが、切々とした願いである。

寺島町村議会議長理事（飯綱町議会議長）

- ・財務省の教員削減について、当町の場合は、保育園から中学校まで、障がいの子どもなど、色々な子どもが今増えていて、町が単独で一般財源から年間5,500万円を支出し、27、28人を保育園と小学校で加配として雇用している。それも非常に安い賃金で雇用している。そのような一人一人の子どもの成長を保障しよう、それでも教育を重視しようとしていることに対し、全く国や県から補助金を出してもらえない。したがって5,500万円は、全部、一般財源である。そういった現場の実態を踏まえ財政的な支援を含めた対策を考えてもらいたいと思っている。

篠原孝衆議院議員

- ・人口に合わせて考えるためにおかしくなるわけで、その方法論であれば、田舎にある町村の小学校は、皆なくなってしまう。それは絶対に阻止しなければいけないと、私は思っている。
- ・最近の新聞報道にもあったが、OECDへ加盟する34ヶ国の中で、日本の教育費が一番少ない状況であるとのこと。日本は教育を大切にしていると言われながらも、本当はそうではない。これは将来の事を考える上で非常に良くないことである。極論を言えば、研究開発費なども削減されている。この前のノーベル医学生理学賞を受賞された大村智さんについても、国や日本の製薬会社も研究開発費を捻出しなかったために、アメリカのメルク社という世界3番目の医薬品メーカーの研究費で研究を行い、結果250億円もの特許ロイヤリティ収益を上げたが、これは長期投資という考え方である。
- ・教育は、ファンダメンタルということで絶対手を抜いてはいけないし、皆様が声を上げ、自分の町村の小学校は絶対になくさない意気込みで進めていただきたい。財務省でも、必要不可欠なのはわかんと思う。そこからスタートし、平均の範囲やそれ以上などで除外し考えていけば良いのではないかな。いずれにしても都市部か過疎地かを考慮せずに、全体で考えられると困る事だと思う。

寺島町村議会議長理事（飯綱町議会議長）

- ・医療問題について、当町にも自治体病院として町立病院を抱えており、更には隣の信濃町にも町立病院がある状況である。人口2万人足らずの範囲に病院が2つあるという、矛盾が生じている。もっと協定を決めてやった方が良くと思う。
- ・要望にもある医師不足の問題だが、病院における医師の定数を医師数が下回ると、標欠（標準から欠けている）ということで、保険収入が当町の病院で年間7,000万円前後、ペナルティーで削減されてしまう。医師がいらないため収入が増えない。一方で7,000万円前後削減されるとあって、小さい病院は経営困難に陥ることとなる。標準の定数を決めておかないと、医者減少の中で医療の質が確保できない問題はあるものの、小さい病院にとっては、この標欠によるペナルティーが、経営を圧迫しているという問題がある。当町の病院において、来年3月に医師が定年で1人退職し、標欠となる予定である。医師を必死で探しているが、確保できない場合は標欠で7,000万円前後収入が減ることとなる。そういう自治体病院の経営実態を踏まえ、標欠制度について、もう少しペナルティー、例えば7,000万円のところを半分にするなど、実態の中で調整するなど検討をお願いしたい。

篠原孝衆議院議員

- ・簡単な解決方法としては、やはり病院が2つある必要はなくて、あるいは両方必要なくて、もう一つの大きな病院と一緒にするのが、効率が良いのではないかと考える。これには、町だけでは解決しないため、県が指導力を発揮する中で、市町村長と県と一緒に話し合い、どこへまとめるのか、統合するのかを決めていけばよいのではないかと。今は両方とも町立病院かもしれない。それが厚生連や日赤と経営母体が違うが、そこはちゃんと考えて、一緒になって行っていけば良いのだと思う。

羽田町村会副会長（長和町長）

- ・長野県町村会や全国町村会としてT P Pについては慎重な姿勢で、先生方にもお願いしてきたが、大筋合意ということで決着となった状況である。
- ・詳細は、不明な部分もあるが、長野県というのは、ほとんどが中山間地域を抱える農業であり、日本の農政が大規模化の方向である中で、小さいところは農業なんかやめていきなさいと、何となくそのような方向に進んでいる気がする。このT P Pにより、更に拍車がかかるのではないかと、危惧しているところである。
- ・今日の新聞にも掲載されたが、T P P合意によりその対応について政府や国会等で、また、自民党の中でも、協議していくことになるかと思うが、今まで目標として

きた自給率50%が今後どうなるのか、また自然環境をしっかり守ってきた中山間地域の農業について、その体制づくりをお願いしたいと思う。

木内均衆議院議員

- ・ T P P 対策については、12月に入り影響試算を公表する予定であり、今度は積み上げ方式で予算関係が公表されるかと思う。ガット・ウルグアイラウンド対策は最初3兆円でスタートしたが、最終的に6兆円になった。基盤整備事業がほとんどで、個々の農家の体質強化にはつながらなかったという厳しいご指摘もあったため、二の舞にならないように対策を組ませていただきたいと思っている。
- ・ 中山間地域の農業については、T P P にかかわらず、中山間地域の直接支払は残っていて、更に多面的機能支払という新しい制度設計を行ったが、ここに問題があるというのもわかった。例えば用排水路や、畦の草刈り、これに対して補助金が交付されても、2分の1は基礎自治体の支出があり、予算が無くなったところは、それ以上行うことが出来なかった。せっかく制度設計しながらも、それぞれの市町村予算にも限界があり、制度を作っただけではだめであり、制度の中身も検討していかなければならないことが分かった。次に制度改正する中で訴えていきたい。
- ・ 自給率の関係について、民主党政権の際、高みを目指すということで、50%を目指すこととなったが、自民党政権となった際、少し現実的な数字として45%を目標としている。ただし、これについても町村長の皆様、議長の皆様のお分かりのとおり、干拓をする際、カロリーベースで計算をしたことにより低くなっている状況であり、長野県のように穀物を作りながらも、カロリーの低い高原野菜などを作っているために、農業県と言われながらも、実は自給率が低い状況もある。まだ浸透していないが、自給率の試算だけではなく、生産額、あるいは自給力という考え方なども出している。農は国の基である。水田農業は平均年齢67歳という現実もあるので、政権与党の責任としてT P P にかかわらず、中山間地域の農業を含めて、しっかりと後継者がいて生業として成り立つ農業、また環境保全としての農業の両面で考えなければならないと思っている。
- ・ どちらかというと、規模を集約した大規模農業としての生業が注目されているが、それ以外の施策も行っている。もう少し中山間地域の実態に合うように、皆様の声を聞きながら、制度改善していきたいと思う。

篠原孝衆議院議員

- ・ 参加国会議員からはT P P について発言があったが、皆様からの要望書にはほとんど出てきていない。もっと頑張ってもらいたい。今は政府、役人が勝手に決めてきたただけであり、それを認めるかどうかは我々である。
- ・ アメリカでも内容を知らされていない、知ってきたら審議が始まらず、発行できないのではないかと思う。12ヶ国が署名したらそれから審議となるが、まだ署名も終わっていない。したがって、もう決まったことだと皆様が思われるかもしれない

が、アメリカ議会は、もう一度交渉しろと言い出すかもしれない。今、農業だけは関税を引き下げのため数字が出ているが、他の内容について抽象的な言葉で書いてあるためわからない。それらについて、どういった影響があるかという事を見て行かなければいけないと思う。

- ・採決を行う際にも、皆様からお願いしていただきたい。ただ、日本の議会において個人個人の議員が賛成、反対を判断するのではなく、党議拘束という慣習上の問題を抱えている。私が国会議員になってから、臓器移植法しか認められていない。予算や人事などに対しては党議拘束があつてしかるべきだが、一般の法律や国際協定などは、個人の識見で決める方法が良いと思う。議会の活性には、招集権の問題もあるが、こういう運用上の問題も直していただくのが良い。そうなって欲しいと思う。

藤原町村会長（川上村長）

- ・ＴＰＰ問題について、参加国で協議してきたものの、行ったり来たりでなかなか最終合意に至らなかった。大筋合意が１０月５日であったが、我々は来年度に向けて９月中に重点事項をまとめていたので、ここに時間差が出来てしまっている。全国規模で、最重要項目であるので、よろしくお願いしたい。
- ・まだしっかりと話が出来ないのは、国でも色々な項目は出しているが、予算が未確定で、具体的な議論にまだ入れないという現実もある。予算と重要項目がしっかりと出た際にしっかりと対応していきたい。最近の新聞報道では、現地の農業者や農協、農業団体等の意見と、少し乖離しているような項目も出てきているため、その辺りもしっかり地元の国会議員の先生方と見ていただき、国へ要望していただきたいと思う。

久保田町村会理事（高山村長）

- ・実情として、農業団体の皆様にＴＰＰの影響額を試算していただいたが、高山村では、りんご、ブドウの果樹生産地が、30%から40%が減産となる結果であった。今、高齢化社会を迎え、また農業の担い手不足により今でも減産している状況だが、ここにＴＰＰによって拍車をかけることになる。これによって中山間地域は更に衰退していくように思える。ぜひ先ほどのすごく高邁なお話をいただいたので、先生方に頑張っていただきたいと思っている。

佐々木町村会理事（佐久穂町長）

- ・ＴＰＰについて、ガット・ウルグアイラウンドが合意されて牛肉輸入自由化が執行されたのは、1991年、平成３年の４月からだった。それまで私は酪農をやっていたが、経営が成り立たなくなり酪農をやめている。牛肉自由化により肉が本当に安くなり、消費者にとっては大変良かったが、肉牛の生産農家、肉牛の肥育農家、また

酪農家にとっては個体価格が暴落し大きなダメージだった。町の農畜産物の生産額を過去からグラフにすると、ウルグアイラウンドの執行を境にがくんと落ち込んでいる。それからまた徐々に下がり始めているという状況である。

- ・ 今度のT P Pに関しても、あのときの状況を教訓にするのが、私は良いだろうと考えている。当時、農協は全面的に反対で以後のことは考えていなかった。だから農家は、これからどうすれば良いのかと本当に困っていた。今度も、国は色々な手当てを出すと言っているが、基盤整備や下水道整備も確かに良かったが、本当の農家の生活は良くなり、ためにならなかった。
- ・ 前のウルグアイラウンドの後は農家が本当にやる気をなくしてしまい、離農する人が増え、就農する若者は極端に減ってしまった。今の農業は就農率の高い職種と、それから就農しない職種と、はっきり分かれている状況である。この状態ではこれからの農業のためにもならないし、日本の自給率向上にもつながらない気がする。収入保険の話があったが、これをきちんとしていただくことで、小さな農家がやる気を出すのではないかなと思う。
- ・ 我々は一番現場にいるため、何をどうしてほしいという細かいことはいっぱい持っている。また先生方をお願いにあがるが、ぜひ農家の皆様がやる気をなくさないよう、また若者がどんどん農業に参入できるような仕組みを、中山間地域でも行うことができるよう、一緒にやっていただければと思う。

羽田町村会副会長（長和町長）

- ・ 収入保険のことについて、実は、長野県農業共済連合会の会長は伊藤下條村長で、私は、副会長を務めている。今、1県1組合化の議論に入っているが、収入保険は確かに良いと思うが、各農家は青色申告をしてないとだめだという問題がある。長野県中山間地域で農業をしている方の中では、あまりいないと思う。その点をもう少しきめ細かな、本当に弱小農家の皆様のための改革を行ってもらわなければ困ると思う。

木内均衆議院議員

- ・ 今の収入保険については、まさにそのとおりである。ただ、収入保険であるので、どこで線引きをするかを考えておく必要がある。例えば価格安定化基金であれば、出荷をした際の価格が安かった場合に補填する仕組みだが、T P Pについては、そういうものではない。出荷できなくてもその収入に対して減った分の9割、パーセンテージはこれから詰めていくが、それを補償するわけだから、その農家収入をはっきりさせなければいけない。今はその青色申告で議論されているが、現場に合っていないという声を出してほしい。確かに青色申告だけだと、中小零細の農家対策にならない点もある。平成28年度いっぱいかけて、制度設計、研究させていただくこととなるので、ご指摘をいただければありがたいと思う。

篠原孝衆議院議員

- ・今の中山間地域への直接支払について、問題は日本のように兼業農家、兼業収入の場合である。一生懸命に朝飯前、土日と耕作して相当頑張っている人を農家とは見なせないと言っているが、そんなことは無い。収入保険は専門的な農家に対する仕組みだが、そういう点では畜産は超専門に今なっているので、畜産分野には収入保険はぴったりだと思う。ただ耕種の農業ではチェックするのが難しい。そこで、その中間として面積に応じた直接支払が良いと考える。例として、フランスやドイツでは中山間地域に対し直接支払の額を多くし、全農家平均でも200万円の直接支払を行っている。200万円あったら、そこそこの生活ができ、農業を一生懸命やって収入をいかに多くするかを考えることができ、中山間地域に住むことができる。日本も、この機会に実現すれば、私は良いのではないかなと思う。直接支払は増えたとはいえ、残念ながら1農家当たり30万円ほど。ヨーロッパ諸国と比べたら本当に少ない。アメリカでも1農家当たり150万円の直接支払を行っている。日本はそういった施策を展開してこなかったため、櫛の歯が抜けたように限界集落ができている。このままでは限界集落でなく、限界市町村になってしまう。田舎は皆夕張化してしまう。防止するためには、最低限の生活を保障していくしかない。
- ・日本人の日本的な精神は、田舎地域における共同社会で生まれていると思う。その基盤を崩していいのかと、これはお金に換算できない事である。この地域社会を守らなければ、絶対、日本はおかしくなっていくと思う。
- ・欧米やヨーロッパでは、傾斜地であり効率が悪く採算が取れない、放っておいたら皆そこに生活できなくなる、それでも田舎に住んで生活する人達へも、敬意を表して400万円か500万円の、上乗せした直接支払をしている。日本の中山間地域でも、そのようにしていく、それが一番簡便な解決方法だと思う。

藤原町村会長（川上村長）

- ・これから年末に向けT P P問題も相当大的な課題になると思う。また、地方財源の財政問題、T P Pの裏財源の問題、地方創生の裏財源の問題がある。絶対に地方の財政は確保してもらわなければいけない。そういう点もお願いをしたい。
- ・T P P問題だが、平成6年のウルグアイラウンドのときは、本当に細かいところまで拾ってもらった。当時、6兆円とか7兆円という大規模だったが、農業資材の近代化施設や都市基盤の整備が進んでいる。ただ、当時の近代化施設は、今、老朽インフラでとなってしまう。そういうことも含めて、大胆な発想で取り組んでいただきたいし、規模は相当小さくなったが、ぜひ細かいところもしっかりと見ながらやっていただきたいと思う。
- ・今どうなるかということ、議会側も、町村会側も、大変注目しているので、その期待を裏切らないよう、政策展開していただきたいし、ぜひ野党の先生方も、牽制していただいて、軌道を誤らないような国政を展開していただきたい。
- ・今度、岩盤規制と言われる土地問題について、県や市町村で課題となっているため、その点についても、いろいろとご指導いただきたい。

松下町村議会議長会理事（飯島町議会議長）

- ・今、農地の集約化や効率化が盛んに言われており、町でも法人化をして集約化を図っているが、果たしてこれで良いのかという疑問を持っている。大型化すればするほど、農機具を大型化し、また大型化をして集約すれば、ますます農家所得が減り、大変な事になるのではないかとみている。
- ・日本の国土を守っているのは地方であると自負している。町村会、議長会でも申し込んでいるが、道州制には反対したい。道州制にしたら、地方はますます過疎化し大変な事態になると思う。今まで地方における伝統文化、例えば大鹿村の伝統的な歌舞伎など、おそらく道州制となった場合なくなってしまうのではないかと、地方の文化が廃れるのではないかと。全て効率とする今の社会は、いかがなものかと考えている。今日の先生方は長野県出身であり、地方の事は十分わかっていると思うので、国会でもそのような論議をしていただき、国土を保全しているのは農家、地方であるため道州制反対をお願いしたい。
- ・国会議員の格差是正について、長野県でも1人区となり、また島根県と鳥取県が合区となるなど地方議員が減る事により、ますます地方の声が届かない事になると懸念している。大都会の議員ばかりになってしまうのではないかと。地方議員の方にぜひ頑張ってもらって、これ以上、地方議員が減ることがないようにしていただきたい。
- ・先日、中島副知事の講演会でお聞きした「半農半X」という言葉に感銘を受けた。昔は、半農半Xで生活していた。平日は仕事で稼いで、土日に農業をする。これでも十分、私は生活できるのではないかと。そうしなければ、中山間地域の農業はますます崩壊していくのではないかと懸念している。地域の声として先生方には頑張ってもらいたい。

7 結び

藤原町村会長（川上村長）

- ・大変長時間にわたり、我々の意見を聞いていただき、感謝申し上げます。
- ・国家において、相当大きな財政出動を目の前に控えている。それとともに地方負担も相当多くなっている。話題となっているゴルフ場利用税、車体課税など、独自の地方財源の確保、これは絶対をお願いしたい。
- ・今後予想される固定資産税の償却資産廃止論についても、町村にとって相当大きな財源であり、もし本当に改正するならば代替財源をしっかりと確保していただきたい。
- ・先生方も色々な部会等があり、大変お忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。

関係省庁への面談要望概要

1 日 時 平成27年11月26日（水）10時～12時

2 要望場所

関係省庁：1班 ①内閣府（地方創生、防災）、②農林水産省、③林野庁
2班 ①文部科学省、②厚生労働省、③国土交通省

3 要望先別班編成等

班	要望先省庁	出席者	事務局	長野県東京事務所
1	内閣府 （地方創生） （防災） 農林水産省 林野庁	【議長会】 ○下平副会長、寺島理事	中村事務局長、事務局職員2名	川村課長補佐 （内閣府） 大池課長補佐 （農林水産省） （林野庁）
		【町村会】 ◎藤原会長、羽田副会長、 久保田理事、平林理事、 市村監事		
2	文部科学省 厚生労働省 国土交通省	【議長会】 ◎久保田議長会長、北村理事、 小川理事、木次監事、 村上監事	事務局職員3名	甘利補佐 （文部科学省） 堀課長補佐 （厚生労働省） 塚田課長補佐 （国土交通省）
		【町村会】 ○伊藤会長代行、佐々木理事		

◎班長、○副班長

- ・ 全国町村議会議長会長（企画調整部長）へ面談要望
【久保田議長会長、事務局職員】
- ・ 全国町村会長（事務総長）へ面談要望
【藤原町村会長、中村事務局長、事務局職員】

国への重点提案・要望先省庁一覧

[H27. 11. 26実施]

要望事項		1	2	3	4	5	6	7	8
		強復山城野東 化興噴断県日本 と火層北本大 防災害震地震災 対策から御、 のの嶽神長	2 地方創生の実現	3 教育環境の整備	4 地域の充実 医療・保健体	5 野生鳥獣被害対策 の推進	6 森林・林業対策の 推進	7 実ラ備道路 老促進等交通網 朽化及びインの整 対策の充フ	8 進砂防施設の整備促
内閣府・内閣官房	内閣府特命担当大臣(防災)	○							
	内閣府副大臣	○							
	● 内閣府大臣政務官	○							
	内閣府事務次官	○							
	内閣府大臣官房長	○							
	政策統括官(防災担当)	○							
	官房審議官(防災担当)	○							
	● 地方創生担当大臣		○						
	内閣府副大臣		○						
	内閣府大臣政務官		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長 (内閣府官房副長官)		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長代行 (内閣総理大臣補佐官)		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長代行 (内閣官房副長官補)		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官補		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長		○						
	地方創生推進室長		○						
	地方創生推進室次長		○						
	地方創生推進室次長		○						
	23名								
文部科学省	文部科学大臣			○					
	文部科学副大臣			○					
	文部科学大臣政務官			○					
	文部科学事務次官			○					
	● 文部科学審議官			○					
	文部科学省大臣官房長			○					
	文部科学省大臣官房総括審議官			○					
	文部科学省初等中等教育局長			○					
	8名								
厚生労働省	厚生労働大臣				○				
	厚生労働副大臣				○				
	厚生労働副大臣				○				
	厚生労働大臣政務官				○				
	厚生労働大臣政務官				○				
	厚生労働大臣補佐官				○				
	厚生労働事務次官				○				
	厚生労働大臣官房長				○				
	● 厚生労働省医政局長				○				
	● 厚生労働省保険局長				○				
	10名								

国への重点提案・要望先省庁一覧

[H27. 11. 26実施]

要望事項		1	2	3	4	5	6	7	8
		強化復興と防災対策の 山火災、地震、 城断層、御嶽 野県北部地震、 東日本大震災、 長	地方創生の実現	教育環境の整備	地域医療・保健体制の充実	野生鳥獣被害対策の推進	森林・林業対策の推進	実用化及びインフラの整備	進砂防施設の整備促進
農林水産省	農林水産大臣					○	○		
	農林水産副大臣					○	○		
	農林水産副大臣					○	○		
	農林水産大臣政務官					○	○		
	農林水産大臣政務官					○	○		
	農林水産事務次官					○	○		
	農林水産審議官					○	○		
	農林水産大臣官房長					○	○		
	農林水産大臣官房総括審議官					○	○		
	● 農林水産大臣官房審議官(兼農村振興局)					○			
	農林水産省農村振興局長					○			
	農林水産省農村振興局次長					○			
	農林水産省農村振興局農村政策部長					○			
	13名								
林野庁	林野庁長官					○	○		
	● 林野庁次長					○	○		
	● 林野庁林政部長					○	○		
	林野庁森林整備部長					○	○		
	林野庁国有林野部長					○			
	5名								
国土交通省	国土交通大臣							○	○
	国土交通副大臣							○	○
	国土交通副大臣							○	○
	国土交通大臣政務官							○	○
	国土交通大臣政務官							○	○
	国土交通大臣政務官							○	○
	国土交通事務次官							○	○
	技監							○	○
	国土交通審議官							○	○
	国土交通大臣官房長							○	○
	国土交通省総合政策局長							○	○
	国土交通省水管理・国土保全局長							○	○
	国土交通省水管理・国土保全局次長							○	○
	国土交通省官房審議官(水・国)							○	○
	国土交通省水管理・国土保全局砂防部長								○
	国土交通省道路局長							○	
	国土交通省道路局次長							○	
	● 国土交通省官房審議官(道路)							○	
	国土交通省鉄道局長							○	
	国土交通省鉄道局次長							○	
	国土交通省官房審議官(鉄道)							○	
	国土交通省官房技術審議官(鉄道)							○	
	22名								

注. ●印が付いている者は、面談した者である。

東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化

＜提案・要望内容＞

1 東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震からの復興

- (1) 地域の主体性を生かした復興が計画的かつ着実に行えるよう、万全の予算措置を講じるとともに、被災地の復興事業の執行状況を十分把握し、復興の加速化に向けて、有効な対策を早急に講じること。
- (2) 被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、更なる財政措置を講じること。
- (3) 避難の長期化に伴って深刻化している住居、雇用、医療等にかかる避難住民の切実な不安を解消するため、法律に基づく支援を講じること。

2 御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化

- (1) 被災地域における一日も早い復旧・復興に向け、火山防災協議会での意見聴取を経て策定された地域防災計画に対し、柔軟な財政措置や技術支援を充実させること。
- (2) 御嶽山の火山観測体制について、火山専門家などによる観測監視体制を強化するとともに、国、県及び地元町村と緊密な連絡、連携体制を維持し、更なる災害対策に努めること。
- (3) 木曽地域における御嶽山噴火災害による観光産業を始めとした風評被害への対策強化を図るとともに、地元町村での観光復興事業に対し、必要な法整備・財政支援を行うこと。
- (4) 登山者等への確実な情報伝達等確保のための整備、また登山者等の安全確保のための火山安全設備（シェルター等）に対する技術的・財政的支援を拡充すること。
- (5) 御嶽山噴火災害の犠牲者、被災者は長野県内外の広範囲に居住しており、犠牲者の家族や被災者等に対する心のケアなどの支援について、国としても支援策を講じること。

地方創生の実現

<要望内容>

1 実効性のある地方創生への取り組み

- (1) 地方創生を実現するため、全ての町村がその自主性・主体性を発揮できるよう、国は制度的、財政的に支援するとともに、幹線道路等のインフラ整備や健康で文化的な最低限の生活を保障する根幹的な施策は、ナショナルミニマムとして国が担うべき役割を十分に果たすこと。
- (2) 町村における地方創生の取り組みを、着実に継続的に実施するため、既存の制度では実施が難しい複合的事業や、多様な主体による協働や自治体間連携による事業などに幅広く活用できるよう、自由度の高い包括的な交付金・事業債を創設し、少なくとも当面の5年間を見据えた政策展開が図れるよう、継続的なものとする。
- (3) 交付金・事業債の制度設計等にあたり、あらかじめ地方の意見を十分に聴き、それらを制度に取り込むこと。また制度の趣旨や財源見込み、交付状況や交付理由等を速やかに示すこと。

2 人口減少対策の推進

- (1) 地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、政府機能、本社移転等に対し、法制度や財政支援などの抜本的な対策を講じること。
- (2) 市町村が地域の実情に応じ、子育て支援サービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実など、子育て支援策の拡充と財源措置を講じること。
- (3) 地方公共団体が行う先駆的な取り組みを支援する「地域少子化対策強化事業」について、地方からの意見等を踏まえて本制度を検証したうえで、地方が地域の実情に応じて取り組む様々な対策を支援するために継続的な財源を確保すること。
- (4) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。特に、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実すること。

3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進

- (1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連したきめの細かい支援を行うこと。
- (2) 地域の活性化を図るため、商業基盤の整備や空き店舗の利活用など、地域コミュニティの再構築を含めた、商店街の活性化に対する支援の拡充を図ること。
- (3) 外国人研修・技能実習制度について、それぞれの地域における労働環境や業種を踏まえた制度となるよう、継続期間の算定方法などの見直しを行うこと。

<面談要望状況>



石破地方創生担当大臣と面談し、「地方創生の実現」について要望書を手渡しました。

石破大臣からは、「地方創生について、来年度も切れ目のない対策を行いたい。また、なるべく自由に使え、地方の負担軽減に配慮した交付金制度を確立していきたい」旨の発言がありました。

また、酒井庸行大臣政務官と面談し、「東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化」について要望書を手渡しました。

◎要望先

省 庁 名	役 職 名	氏 名
内 閣 府 ・ 内閣官房	地方創生担当大臣	石破 茂
	内閣府副大臣	福岡 資磨
	内閣府大臣政務官	牧島 かれん
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長 (内閣府官房副長官)	杉田 和博
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長代行 (内閣総理大臣補佐官)	和泉 洋人
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長代行 (内閣官房副長官補)	古谷 一之
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 (地方創生総括官)	山崎 史郎
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 (地方創生総括官補)	佐村 知子
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長	菊池 和博
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長	新井 毅
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長	末宗 徹郎
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長	伊藤 明子
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長	間宮 淑夫
	地方創生推進室長	佐々木 基
	地方創生推進室次長	諸戸 修二
	地方創生推進室次長	木下 賢志
	内閣府特命担当大臣(防災)	河野 太郎
	内閣府副大臣	松本 文明
	内閣府大臣政務官	酒井 庸行
	内閣府事務次官	松山 健士
	内閣府大臣官房長	河内 隆
	政策統括官(防災担当)	加藤 久喜
	官房審議官(防災担当)	緒方 俊則

教育環境の整備

<提案・要望内容>

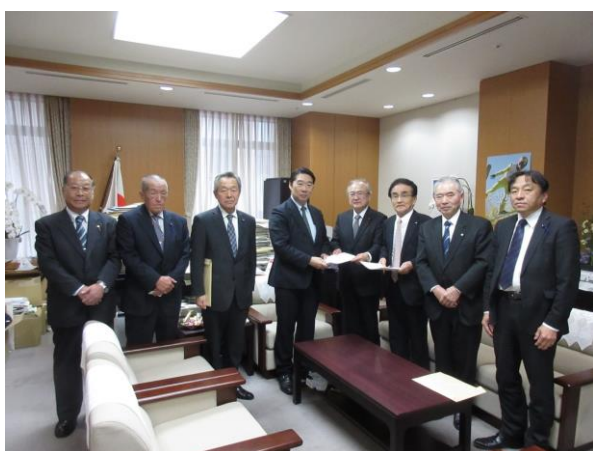
1 小中学校の教員配置基準の拡充

- (1) 教員の質を向上させるとともに、義務教育における学級編制基準を引き続き見直し、正規教員を増員配置する中で、1学級あたりの児童・生徒数をOECD平均並みにすることを目指し、指導体制を充実させること。

また、地域コミュニティの中核を担う小中学校は、地方創生においても重要な役割を果たすため、機械的に教職員を減らすことなく、適切な財政措置を講じること。

- (2) 複式学級の学級編成の標準を引き下げ、教員配置基準の拡充を図ること。
- (3) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。
- (4) 準要保護児童生徒に対する就学援助費について、現在は地方交付税の基準財政需要額に算入されているが、就学援助制度の運用に関し財政力等による地域間格差を生じさせないように改善策を講じること。
- (5) 小学校の外国語活動において、ALT等を積極的に活用できるようにするため、民間委託等による配置に対し、財政支援を講ずること。

<面談要望>



前川文部科学審議官と面談し、「教育環境の整備」について要望書を手渡しました。

前川審議官からは、「国際標準に比べ教職員配置が少ないことを認識しているが、逆に財務省から子ども減少に伴う加配職員削減を迫られている」「日本の教員は世界で最も長時間労働をしており、我々も特別支援教育支援員などの専門スタッフ増員等を財務省、総務省に要望しているが、皆様からも、地方の実情を国会議員等に訴えてもらいたい」旨の発言がありました。

◎要望先

省 庁 名	職 名	氏 名
文部科学省	文部科学大臣	馳 浩
	文部科学副大臣	義家 弘介
	文部科学大臣政務官	堂故 茂
	文部科学事務次官	土屋 定之
	文部科学審議官	前川 喜平
	文部科学省大臣官房長	藤原 誠
	文部科学省大臣官房総括審議官	伊藤 洋一
	文部科学省初等中等教育局長	小松 親次郎

地域医療・保健体制の充実

<提案・要望内容>

1 医師の確保

国立大学の独立行政法人化以降、医師が大学付属医院へ配置され、相対的に地域医療機関の医師が不足している状況に鑑み、地域別、診療科別の医師の偏在を是正するため、中小公立病院を中心に適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けることや、女性医師の就業環境整備を進めるなど実効性のある対策を講じること。

また、産婦人科医のように医師不足が深刻な診療科や地域の特性に配慮した、より適切な診療報酬上の評価を行うこと。

2 保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就業環境の整備を促進し、職場への定着化を図ること。

また、潜在看護師等の復職支援や再就業対策について適切な措置を講じるとともに財政的支援を充実すること。

<面談要望>



神田医政局長、唐澤保険局長と面談し、「地域医療・保健体制の充実」について要望書を手渡しました。

神田医政局長からは、「医師確保の難しさは承知している。地域医療支援センターによる医師育成や地域医療介護総合確保基金の医師確保対策への活用なども検討してほしい」「中核的病院や地域病院など地域の診療を経験してもらう中で、医師の地域偏在が生じないようにして参りたい」旨の発言がありました。



また、唐澤保険局長からは、「大学医学部への進学から都市への就職の流れが既にあり、地域偏在の原因の一つとなっている状況は認識している」「今後、子どもの減少に伴って、看護師への担い手不足も顕著となってくることは問題として認識している」旨の発言がありました。

◎要望先

省 庁 名	職 名	氏 名
厚生労働省	厚生労働大臣	塩崎 恭久
	厚生労働副大臣	竹内 譲
	厚生労働副大臣	とかしき なおみ
	厚生労働大臣政務官	三ッ林 裕巳
	厚生労働大臣政務官	太田 房江
	厚生労働大臣補佐官	菅原 晶子
	厚生労働事務次官	二川 一男
	厚生労働大臣官房長	蒲原 基道
	厚生労働省医政局長	神田 裕二
	厚生労働省保険局長	唐澤 剛

野生鳥獣被害対策の推進

<要望内容>

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保すること。

2 国主導による広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じること。

3 駆除従事者の育成・確保

駆除従事者の減少・高齢化が進んでいることから、担い手対策及び新規銃猟者の確保をするための支援を強化すること。

森林・林業対策の推進

<要望内容>

1 地域の実態に即した新たな森林・林業基本計画の策定

森林・林業基本計画の見直しにあたっては、地域の実情を十分踏まえ、林業・木材産業の再生や山村の活性化が図られるよう、実効性のある計画を策定すること。

2 国産木材の利用推進

国産材の安定供給体制を確立するとともに、公共建物等への国産材の利用を促進するため、公共・公用施設を新改築する町村に対する財政支援を拡充すること。

3 森林病虫害対策の推進

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換・被害木の利用等を促進すること。

4 治山事業の推進

集中豪雨や地震などの自然災害に起因する山地災害を未然に防ぎ、地域住民の安全と財産を守るため、山地災害危険地区における治山事業を確実に実施できるよう所要額を確保すること。

<面談要望>



岩本大臣官房審議官と面談し、「野生鳥獣被害対策の推進」について要望書を手渡し、長野県内の野生鳥獣被害の実態を訴えました。

岩本審議官からは、「野生鳥獣による被害が大きいこと、また、シカをジビエ肉として食べることが簡単にはいかないことも承知している」「要望内容を受け止め、進めてまいりたい」旨の発言がありました。



また、沖林野庁次長と面談し、「野生鳥獣被害対策の推進」「森林・林業対策の推進」について要望書を手渡しました。

沖次長からは「林業対策についても、町村の皆様が使いやすい交付金創設などを進めたい。」「長野県は松が多く、松くい虫の被害が大きいことは承知している」「治山事業も災害と密接に関係する大きな課題。ぜひ地元国会議員にも予算付けを要望してほしい」旨の発言がありました。

◎要望先

省 庁 名	職 名	氏 名
農林水産省	農林水産大臣	森山 裕
	農林水産副大臣	伊東 良孝
	農林水産副大臣	齋藤 健
	農林水産大臣政務官	加藤 寛治
	農林水産大臣政務官	佐藤 英道
	農林水産事務次官	本川 一善
	農林水産審議官	松島 浩道
	農林水産大臣官房長	荒川 隆
	農林水産大臣官房総括審議官	佐藤 速水
	農林水産大臣官房審議官（兼農村振興局）	岩本 千樹
	農林水産省農村振興局長	末松 広行
	農林水産省農村振興局次長	室本 隆司
	農林水産省農村振興局農村政策部長	三浦 正充
林野庁	林野庁長官	今井 敏
	林野庁次長	沖 修司
	林野庁林政部長	牧元 幸司
	林野庁森林整備部長	本郷 浩二
	林野庁国有林野部長	川端 省三

道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

<要望内容>

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。
- (2) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めること。
- (3) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の必要額を確保すること。

2 リニア中央新幹線関連道路等の整備促進

リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路やリニア駅の関連施設等の整備促進を図ること。

また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、地元自治体の意見を十分勘案するよう、ＪＲ東海への指導・監督を行うこと。

3 インフラ老朽化対策の充実

急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。

また、町村が老朽化対策を計画的に実施できるよう、さらなる財政支援の拡充を図ること。

砂防施設の整備促進

<要望内容>

- 1 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策を推進すること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全性を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。
- 3 局地的な大雨を予測し、水害や土砂災害に対する住民等の避難行動の円滑化のため、雨量観測網の高度化を図ること。

＜面談要望＞



五十嵐官房審議官と面談し「道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実」「砂防施設の整備促進」について要望書を手渡しました。

五十嵐官房審議官からは「社会資本整備総合交付金については、なかなか予算額を増額してもらえない状況で苦戦している。交付金額が少ないと、地域での奪い合いになる事は承知しており、継続的に予算要求していく」「要望内容のリニア関連についても、ＪＲ東海に対し鉄道局を通じ要望してまいりたい」旨の発言がありました。

◎要望先

省 庁 名	職 名	氏 名
国土交通省	国土交通大臣	石井 啓一
	国土交通副大臣	山本 順三
	国土交通副大臣	土井 亨
	国土交通大臣政務官	宮内 秀樹
	国土交通大臣政務官	津島 淳
	国土交通大臣政務官	江島 潔
	国土交通事務次官	徳山 日出男
	技監	池内 幸司
	国土交通審議官	西脇 隆俊
	国土交通大臣官房長	田端 浩
	国土交通省総合政策局長	毛利 信二
	国土交通省水管理・国土保全局長	金尾 健司
	国土交通省水管理・国土保全局次長	野村 正史
	国土交通省官房審議官（水・国）	山本 景一
	国土交通省水管理・国土保全局砂防部長	西山 幸治
	国土交通省道路局長	森 昌文
	国土交通省道路局次長	青木 由行
	国土交通省官房審議官（道路）	五十嵐 崇博
	国土交通省鉄道局長	藤田 耕三
	国土交通省鉄道局次長	志村 務
	国土交通省官房審議官（鉄道）	水嶋 智
	国土交通省官房技術審議官（鉄道）	潮崎 俊也

県に対する面談提案・要望

【県知事に対する重点提案・要望】

1 日 時：平成27年11月9日（月）16時00分～17時30分

2 場 所：長野市 THE SAIHOKUKAN HOTEL 2階「ウエスト」

3 県の出席者

知 事	阿 部 守 一
副知事	太 田 寛
副知事	中 島 恵 理
危機管理監兼危機管理部長	野 池 明 登
企画振興部長	小 岩 正 貴
総務部長	原 山 隆 一
県民文化部長	青 木 弘
健康福祉部長	小 林 透
環境部長	青 柳 郁 生
産業政策監兼産業労働部長	石 原 秀 樹
観光部長	吉 澤 猛
農政部長	北 原 富 裕
林務部長	塩 原 豊
建設部長	奥 村 康 博
教育次長	小 林 資 典
市町村課長	堀 内 昭 英

4 出席者

【長野県町村議会議長会】

会 長	久保田 三 代	(野沢温泉村議会議長)
副会長	下 平 豊 久	(豊丘村議会議長)
理 事 (総務文教部会長)	松 下 壽 雄	(飯島町議会議長)
理 事 (社会環境部会長)	北 村 利 幸	(小谷村議会議長)
理 事 (産業経済部会長)	寺 島 涉	(飯綱町議会議長)
理 事 (建 設 部 会 長)	小 川 純 夫	(長和町議会議長)
監 事	木 次 孝 茂	(北相木村議会議長)
監 事	村 上 眞 章	(上松町議会議長)

【長野県町村会】

会 長	藤 原 忠 彦	(川上村長)
副会長	伊 藤 喜 平	(下條村長)
理 事 (総務文教部会長)	久保田 勝 士	(高山村長)
理 事 (社会環境部会長)	高 坂 宗 昭	(飯島町長)
理 事 (産業経済部会長)	平 林 明 人	(松川村長)
理 事 (建 設 部 会 長)	佐々木 定 男	(佐久穂町長)
監 事	青 木 悟	(下諏訪町長)
常務理事	中 村 靖	

【県議会議長に対する陳情】

1 日 時：平成27年11月9日（月）13時00分～13時30分

2 場 所：長野市 県庁議会棟 1階「議長室」

3 県議会の出席者

議 長 西 沢 正 隆

副議長 小 島 康 晴

4 出席者

【長野県町村議会議長会】

会 長 久保田 三 代 （野沢温泉村議会議長）

副会長 下 平 豊 久 （豊丘村議会議長）

【長野県町村会】

会 長 藤 原 忠 彦 （川上村長）

副会長 伊 藤 喜 平 （下條村長）

副会長 羽 田 健一郎 （長和町長）

常務理事 中 村 靖

県に対する提案・要望項目

- 1 東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化
- 2 地方創生の実現
 - 3 道州制反対
 - 4 地域公共交通対策の推進
- 5 教育環境の整備
 - 6 情報化施策の推進
- 7 地域医療・保健体制の充実
 - 8 社会保障制度の充実
 - 9 環境保全対策の推進
 - 10 再生可能エネルギーの推進
 - 11 農業・農村対策の推進
- 12 野生鳥獣被害対策の推進
- 13 森林・林業対策の推進
 - 14 地域経済活性化対策の推進
 - 15 観光振興対策の推進
- 16 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実
 - 17 河川の整備促進
- 18 砂防施設の整備促進
 - 19 住宅等の耐震化の促進
 - 20 空き家対策に対する総合的な支援策の充実
 - 21 冬期交通の確保
 - 22 地籍調査事業の推進

※ ○印を付した項目は、重点提案・要望項目

重点項目**1 東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化****件 名****1 東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震からの復興**

- (1) 地域の主体性を生かした復興が計画的かつ着実に行えるよう、万全の予算措置を講じるとともに、被災地の復興事業の執行状況を十分把握し、復興の加速化に向けて、有効な対策を早急に講じるよう国に対し働きかけること。
- (2) 被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、更なる財政措置を講じること。

県の見解

- ・ 東日本大震災については、本県を含め全国の都道府県が一致団結し、一丸となって復興を支援するスタンスで、さまざまに取り組んでいるところ。復興の加速化、復興計画に必要な財政措置については、県としても、引き続き、知事会などを通じて国に働きかけてまいりたい。
- ・ 栄村の復興については、村や復興推進委員会と緊密に連携し、復興の状況を把握しながら、復興計画に基づく事業が計画的かつ着実に進められるよう、引き続き栄村復興基金交付金による財政支援を行ってまいりたい。
- ・ 「長野県神城断層地震復旧・復興方針」に基づき、被災した道路や河川などの復旧工事、被災者の生活再建、国内外に向けた観光PRなど、地域の復旧・再生に向けた取組を着実に推進してきた。特に、県単独で国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災者への災害見舞金の支給や、住宅再建資金の利子に対する補助制度の拡充をするなど全庁を挙げてきめ細やかな対応を行ってきた。また、国の災害公営住宅制度の対象とならない被災者向け公営住宅建設について、小規模自治体の負担が国制度と同等となるよう、県単独の嵩上げ補助制度を創設した。引き続き、市町村や関係機関と十分に連携しながら、早期復興に向けて支援していくとともに、国庫補助をはじめとした財政措置について、国に対して、あらゆる機会を通じて要望してまいりたい。

参 考**1 長野県北部地震からの復興****(1) 栄村震災復興計画の策定及び計画の推進体制**

- ・ 震災復興計画の策定にあたっては、復興計画策定委員会(6回)の開催を経て、H24年10月16日に村として計画を決定した。
- ・ 計画期間はH24年度から28年度までの5年間であり、基本目標を「震災をのりこえ、集落に子どもの元気な声が響く村を」作り出すことと定めている。
- ・ 計画の推進体制については、村において計画の進捗管理を行う「復興計画推進係」を設けるとともに、計画の推進に関するチェックを行う「復興推進委員会」をH25年10月に設置し、県からも、外部の専門委員として北信地方事務所長が参画。
- ・ 定期的に担当者レベルの調整会議を開催している他、H27年4月30日には知事が栄村を訪問し、復興の状況を確認。

(2) 復興計画の推進のための財政支援

- ・ 村の復興計画推進のための財政支援として、国の特別交付税を財源とする 10 億円の基金（「長野県栄村復興基金」）を設置し、村が復興計画に基づいて実施する事業に対して同基金を交付。
- ・ H25 年度には、村の復興事業がより柔軟かつ迅速に行われるよう、当面必要と見込まれる額（5 億円）を一括交付。（H27 年度の交付はなし）
- ・ H26 年度からは、基金事業のひとつとして「栄村ふるさと復興支援金」を創設し、村民の自主的な取り組みを支援。（H27 年度予算 5,000 万円）

2 神城断層地震からの復興

(1) 長野県神城断層地震 復旧・復興方針等に基づく取組

- ・ 被災した地域の早期復旧や生活再建のため、発災（H26 年 11 月 22 日）から 6 日後（11 月 28 日）に「長野県神城断層地震 復旧・復興方針」を策定。
- ・ 順次改訂することとしており、H27 年 9 月 16 日に H27 年度 9 月補正予算案の内容等を反映させた 3 次改訂を行った。
- ・ 白馬村及び小谷村については、本年度に両村長と知事が 2 回懇談をし、被災者の生活再建等の支援について要望を受け、必要な対応に努めている。

(2) 復興に向けた財政支援

- ・ 被災者生活再建支援法の対象外の被災者に見舞金（県単）を支給
（全壊、大規模半壊：最大 300 万円／世帯、半壊：50 万円／世帯）
- ・ 災害復興住宅資金融資制度による利子補給
（被災者が住宅再建のために金融機関等から借り入れた利子の一部を助成）
- ・ 被災者向け公営住宅の建設に当たり、災害公営住宅扱いとならなかった場合において、通常の公営住宅の国庫補助率と災害公営住宅（一般災害）の国庫補助率との差を助成
（国庫補助対象経費の 1/6 を助成。市町村負担 1/2→1/3）

件 名

2 御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化を図るため、次の事項の実現について国に対し働きかけること。

- (1) 被災地域における一日も早い復旧・復興に向け、火山防災協議会での意見聴取を経て策定された地域防災計画に対し、柔軟な財政措置や技術支援を充実させること。
- (2) 御嶽山の火山観測体制について、火山専門家などによる観測監視体制を強化するとともに、国、県及び地元町村と緊密な連絡、連携体制を維持し、更なる災害対策に努めること。
- (3) 木曽地域における御嶽山噴火災害による観光産業を始めとした風評被害への対策強化を図るとともに、地元町村での観光復興事業に対し、必要な法整備・財政支援を行うこと。
- (4) 登山者への確実な情報伝達等確保のための整備、また登山者等の安全確保のための火山安全設備（シェルター等）に対する技術的・財政的支援を拡充すること。

県の見解

- ・ 県及び市町村地域防災計画に定める事項については、「火山防災協議会」の場でしっかりと検討し、市町村間や県間で調整のとれた「山単位」の統一的な記載となるよう、専門家の意見も踏まえて議論し、着実に進めてまいりたい。また、「火山防災協議会」の設置が義務付けられたことから、「火山防災協議会」の運営経費などの財政的措置や、ハザードマップ等の作成時の技術的支援も機会を捉え、国へ要望してまいりたい。
- ・ 御嶽山の火山災害の教訓を踏まえ、観測体制を強化し、火山の予兆現象を的確に把握するため、国により火山研究施設を木曽地域に設置し、研究者・専門家の知見を集積する体制を整えるよう機会を捉え、要望してまいりたい。
- ・ 火山専門研究者、地元町村、気象庁が日常的にさまざまな情報支援を行うための御嶽山研究連絡会議を設置しているが、県としても取り組みを通じ観測体制の強化、研究者との連携に傾注してまいりたい。
- ・ 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（国の交付金）による事業の5,000万円に、今回の補正予算による4,000万円と地元負担金1,000万円を加えた、総額1億円の事業費により、木曽地域の観光の復興及び振興を目指してまいりたい。また、昨年11月から行っている、県民一人ひとりが「自分でできること」で木曽を応援する「“つながろう”木曽応援運動」についても改めて協力をよびかけることにより、オール信州で木曽の復興を図るとともに、必要な法整備についても具体的内容に応じて国へ要望してまいりたい。
- ・ 引き続き携帯電話事業者に対しサービスエリア拡大を要望するとともに、国に対し、火山周辺の携帯電話の不感地域の解消に向け、補助対象の拡大、工作物設置基準の緩和等について要望をしてまいりたい。
- ・ 登山者等の安全確保のため、退避壕（シェルター）等の技術的・財政的な支援を、機会を捉え要望してまいりたい。

参 考

1 活動火山対策特別措置法の一部改正

○県及び市町村地域防災計画に定めるべき事項（第5条及び第6条）

噴火が発生したときは、広範囲にわたり大量の住民、登山者等が避難しなければならないことから、円滑かつ迅速な避難のために、情報伝達ルートや具体的な避難計画、救助活動体制等をあらかじめ定めておくことが重要。

このため、県及び市町村が地域防災計画に定めるべき警戒避難体制に係る具体的かつ詳細な事項を規定し、地域防災計画に定める際には、関係者が一堂に会して検討し、「山単位」の統一的な警戒避難体制を整備する必要があることから、火山防災協議会の意見聴取を義務付け。

2 観光産業等への対策強化及び復興事業

（1）この噴火による観光への影響について、木曽地方事務所が調査を行った結果、H27年1月から6月までの木曽地域の観光地利用者数は、前年と比較して日帰り客が約15%減、宿泊者数は約20%減と、基幹産業である観光業に深刻な影響を与えていることが、改めて明らかとなった。

（2）現在県では、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用したプレミアム付き旅行券「信州サぁイコー！ふるさと旅行券」の被災地分（大北・木曽）として、合計16,000枚の別枠販売が行われている。

（3）昨年11月から、県民一人ひとりが「自分でできること」で木曽を応援する「“つながろう”木曽応援運動」が実施されている。

※登録数197件（内訳：民間等101件、県関係96件 H27.9.15現在）

3 登山者への情報伝達及び安全確保について

（1）情報伝達等確保のための整備

①現状

携帯電話事業者への要望や国・県の助成制度の活用を図りながら不感地域の解消を推進してきたところであるが、山間部においては、採算性や環境の規制等により携帯電話基地局等の整備が困難な状況にある。

②補助制度

ア 携帯電話等エリア整備事業（総務省）

イ 移動通信用鉄塔施設整備事業（県）

（2）火山安全設備整備に係る経費への助成

①補助制度

○消防防災施設整備費補助金（総務省）

補助対象市町村が「活動火山対策避難設備」（避難壕、避難舎）を設置する場合、補助対象経費の3分の1を補助。

ただし、現行の補助制度では、民間が設置する場合は補助対象外。

②内閣府では「退避壕、退避舎等整備ガイドライン」を作成予定

件 名

3 防災・減災対策等の推進について

- (1) 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」が円滑に運用できるよう、町村に対し、更なる技術的・財政的支援を行うよう国に対し働きかけること。
- (2) 今後起こりうる地震、台風、豪雨等の大規模災害や複合災害に対応するため、緊急防災・減災事業が確実に実施できるよう、各地域の対策の推進状況を踏まえた長期的視点からの財政措置を講じるとともに、必要な法制度・対策を整備するよう国に対し働きかけること。
- (3) 近隣県の原子力発電所において大規模災害等による放射能漏えい事故が発生した場合に備えた、放射線防護対策・避難計画・県外からの避難者の受け入れ対策等について、30キロ圏外の町村に対する方針を明確にするとともに、支援するよう国に対し働きかけること。
- (4) 安心安全に係る地域住民への情報提供のため、近隣県の原子力発電所における放射能漏えい事故の発生に備えた、空間放射線量測定に対する方針を、町村の意見を踏まえた上で速やかに策定すること。また、策定された方針に基づき、町村への柔軟な財政措置や技術支援を行うこと。

県の見解

- ・ 防災・減災対策について、町村に対し関係法令が成果につながるような支援を、国へ働きかけてまいりたい。
- ・ 県の国土強靱化地域計画の策定に際しては、町村と意見交換を行い、必要な施策を盛り込む中で、災害に強い長野県を作ることを進めてまいりたい。
- ・ 町村の防災対応に関する国の技術的支援や財政的支援については、近年発生した大規模自然災害を踏まえ、全国知事会による要望を実施している（H27.8.6）。その中で、新たな交付金の創設や緊急防災・減災事業債の恒久化など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置を行い、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ることなどを要望している。
- ・ 放射線防護対策については、平成23年に設置した県防災会議の原子力災害対策部会において検討し、県地域防災計画の原子力災害対策編を策定している。
- ・ 県として検討可能な課題については、原子力災害対策部会作業部会において抽出し、具体的に検討していく。
- ・ H27年度は、H26年度の検討課題であるモニタリング等について、引き続き検討を行っていく。
- ・ 空間放射線量の測定に関して、災害時のモニタリングのあり方を原子力災害対策部会作業部会において検討している。検討結果を踏まえ、モニタリング体制を県の防災計画にも位置づけ具体化してまいりたい。

参 考

1 法制度の現況

区 分	町村の主な対応
災害対策基本法	・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 ・ 避難行動要支援者名簿の作成 など
大規模災害復興法	・ 特定大規模災害発生時における復興計画の作成
国土強靱化基本法	・ 国土強靱化地域計画の作成
南海トラフ地震特別措置法	・ 震度 6 弱想定市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定（県内 34 市町村） ・ 同地域について避難場所の整備、防災訓練などについて南海トラフ地震防災対策推進計画を作成（地域防災計画を見直し）
首都直下地震特別措置法	・ 震度 6 弱想定市町村が首都直下地震緊急対策区域に指定（県内 3 村） ・ 同地域について用途制限緩和等の特例措置に応じた特定緊急対策事業推進計画の作成
改正活動火山対策特別措置法	（H27 年 7 月 8 日公布 6 月以内に施行） ・ 火山災害警戒地域を国が指定 ・ 火山防災協議会において、県とともに避難計画、ハザードマップ等を作成

2 法制度の課題・問題点

南海トラフ地震特別措置法においては津波被害が想定される沿岸県では、津波避難対策特別強化地域の指定により、避難場所、避難経路の整備について特別の財政措置があるが、津波被害が想定されない本県では、同法に基づく特別の財政的な措置はない。

火山防災協議会の運営経費等について、現時点では国の財政的な措置はない。

3 緊急防災・減災事業債

緊急防災・減災事業債（地方債充当率 100%、地方交付税交付金算入率 70%）は H28 年度に終了し、H29 年度以降の取り扱いについては、事業の実施状況等を踏まえて検討することとされている。

〔通常の起債〕

防災対策事業債：地方債充当率 75%×地方交付税交付金算入率 30%
＝国負担 22.5%、市町村負担 77.5%

4 長野県の原子力災害対策

（１）県防災会議原子力災害対策部会の設置

（２）地域防災計画「原子力災害対策編」の新設

H24 年 2 月の防災会議で県地域防災計画に「原子力災害対策編」を新設

（３）県防災会議原子力災害対策部会作業部会の設置

H27 年度は、以下の H26 年度検討事項 3 テーマについて、引き続き検討予定

ア モニタリング等

イ 県外からの広域避難者の受入れ活動

ウ 原子力防災に関する知識の普及と啓発、風評被害の未然防止

重点項目**2 地方創生の実現****件 名****1 実効性のある地方創生への取り組み**

- (1) 地方創生を実現するため、全ての町村がその自主性・主体性を発揮できるよう、制度的、財政的に支援するとともに、幹線道路等のインフラ整備や健康で文化的な最低限の生活を保障する根幹的な施策について、ナショナルミニマムとして国が担うべき役割を十分に果たすよう、国に対し働きかけること。
- (2) 町村における地方創生の取り組みを、着実かつ継続的に実施するため、既存の制度では実施が難しい複合的事業や、多様な主体による協働や自治体間連携による事業などに幅広く活用できるよう、自由度の高い包括的な交付金・事業債を創設し、少なくとも当面の5年間を見据えた政策展開のため、継続的なものとするよう国に対し働きかけること。
- (3) 交付金・事業債の制度設計等にあたっては、あらかじめ地方の意見を十分に聴き、その制度の趣旨や財源見込み、交付状況や交付理由等を速やかに示すよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 地方創生を進めるにあたって、その実現に資する根幹的な施策は、ナショナル・ミニマムとして国が踏み込んだ対応を行い、地方はその特色を活かして独自の地方創生に取り組むことが必要。
- ・ 地方創生の推進については、これまで、3回にわたり、石破茂担当大臣をはじめ関係方面に対し、提案・要望を行ってきた。
- ・ このうち、地方創生先行型交付金については、原則としてハード事業を対象としないなど使い勝手がよくないため、本年6月15日、町村会等の皆様とともに、ソフト・ハードに関わらない自由度の高い制度設計等を国に対して要望。
- ・ なお、H28年度からの新型交付金等については、対象分野や対象経費の制約を大胆に排除して自由度の高いものとするとともに、制度設計に当たってはあらかじめ地方の声を十分に聴き、地方が財源見通しを持てるように、透明度の高い制度となるよう、国に対して提案・要望を行ってまいりたい。

参 考**1 地方創生先行型交付金（H26年度補正予算）について**

		国	県内市町村			
			交付団体数	交付決定額	申請団体数	申請額
基礎交付		1,400 億円	77	2,740,200 千円	—	—
上乗せ交付	タイプⅠ	300 億円	42	739,854 千円	46	943,359 千円
	タイプⅡ		38	358,952 千円	38	358,952 千円

※上乗せ交付は内示の状況で、タイプⅠの団体数は連携先含む

2 国への要望について〔実施済〕

- ・ 石破茂地方創生担当大臣に対し、提案（H26.10.22）※県単独
- ・ 関係省庁及び国会議員に対し、提案（H27.1.8）※町村会等と連名
- ・ 関係省庁及び国会議員に対し、H28年度国の施策並びに予算に対する提案・要望（H27.6.15）※県内6団体合同

件 名**2 人口減少対策の推進**

- (1) 人口減少に向け、県と市町村、また、町村間における連携は不可欠であることから、県においても積極的に地方創生施策を進めるとともに、町村への支援体制の強化や財政サポートを推進すること。
- (2) 市町村が地域の実情に応じ、子育て支援サービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実など、子育て支援策の拡充と財源措置を講じるよう国に対し働きかけること。
- (3) 地方公共団体が行う先駆的な取り組みを支援する「地域少子化対策強化事業」について、地方からの意見等を踏まえて本制度を検証したうえで、地方が地域の実情に応じて取り組む様々な対策を支援するための継続的な財源を確保するよう国に対し働きかけること。
- (4) 人口減少の抑制を図るため、「婚活、妊娠、出産、子育て支援」について、一貫した支援を行うこと。また、若者、特に若い女性の都会への流出を防ぐため、若い女性の働く場の確保を図ること。
- (5) 未婚化・晩産化に伴う少子化の進行を抑制するため、結婚につながるサポート体制を充実するとともに、本県の豊かな自然や食文化を通じた体験・交流の出合いの場づくり等を県主導で実施すること。
- (6) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。特に、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実すること。

県の見解

- ・ 県では、これまでも地方事務所が中心となり、移住交流や広域観光の推進などで、管内市町村の連携が図られるよう、地域戦略会議などを通じて調整を行ってきた。また、「自治体間連携のあり方研究会」を設け、市町村間の連携や県と市町村の間の連携、小規模町村に対する県の支援のあり方について、検討を進めており、本年度中には研究会としてのとりまとめを行い、これを踏まえ、県としての取組を進めてまいりたい。
- ・ 「子ども・子育て支援新制度」において実施することとされている「量的拡充」及び「質の向上」の実現、また、地域の実情に応じた事業の確実な実施のために必要な財源について、国において恒久的・安定的に確保し、市町村及び都道府県に対し、その役割に見合う措置を行うよう、引き続き国に対して要望してまいりたい。
- ・ 「地域少子化対策強化事業」については、本年5月に実施した六団体合同での国への要請において、地方からの意見を踏まえて、本制度を検証した上で、継続的な財源の確保を提案。
- ・ 「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」において、施策展開「自然減への歯止め」のなかで、(1)結婚・出産・子育てへの支援として取り組むこととしている。国に対し、地方創生の交付金及び少子化対策交付金等により、地方の取組をしっかりと支援するよう、要望してまいりたい。
- ・ 県内の有効求人倍率は、1.27（H27.8）で、長野労働局は「雇用情勢は、着実に改善が進んでいる」としているが、求人の中身を見ると、正社員の割合が低いことや、職種によっては求人・求職のミスマッチが見られるなど、課題も少なくない。

- ・ これから結婚、子育てをしようとする、若い世代の雇用の場を確保し、長野県で就職し、暮らしていくことを支援することは重要な課題と認識しており、県としては、雇用の受け皿づくりを進めるための、新たな産業の創出や既存企業の経営革新に対する支援のほか、経済団体等を通じて、企業へ正社員雇用拡大の働きかけなどを進めてきた。今後もそれぞれの事業を通じ若者が働きやすい職場づくりや職場定着を図ってまいりたい。
- ・ 「人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」において、「しあわせ信州結婚支援センター」を設置することとしている。結婚相談業務に取り組むことで、市町村の相談業務に対する支援、広域的な出会いの機会の拡大に努めてまいりたい。
- ・ 地方の人口還流に関し、ふるさと回帰支援センターによるPRについて、今年度回数を増やすとともに、移住促進策を効果的、効率的に実施するため、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会を設立し（H18 年度）、市町村や民間事業者と連携しながら、移住相談会の開催、生活環境の情報発信等に取り組んできた。現在、名古屋・大阪の相談窓口専任の相談員を配置し、機能強化を図る準備をしている。
- ・ 高齢者の移住については、全国知事会から「地方自治体が安心して積極的に対応できるようにするため、地方の負担増とならない、はっきりと目に見える形での制度改革が必要」である旨、国へ要望している。
- ・ 今後、本県においても、都市部の高齢者移住が移住先自治体の負担増にならないよう、機会を捉えて国へ要望してまいりたい。

参 考

1 県と市町村、町村間における連携の状況

（１）連携中枢都市圏・定住自立圏

- ・ 長野地域において、連携中枢都市圏の形成に向け、「長野地域連携推進協議会」を設立し、平成 27 年度中に連携協約を締結予定
- ・ 定住自立圏は、県内 5 圏域（南信州、上田、佐久、北信、八ヶ岳）で形成され、伊那地域定住自立圏は、平成 27 年内に定住自立圏形成協定を締結予定

（２）長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略

〔総合戦略における自治体間連携の位置付け〕

※抜粋

4 人口減少下での地域の活力確保 ～確かな暮らしの実現～

（１）確かな暮らしを支える地域構造の構築

（ウ）質の高い行政サービスを効率的に提供する体制の構築

◇ 地域全体で人口定住に必要な生活機能の確保に取り組む定住自立圏や、一定の圏域人口を有し活力ある社会・経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏など、自治体間連携の取組を市町村との研究会などを通じて促進します。

◇ 定住自立圏の中心市の要件を満たす都市がない地域について、市町村との研究会での検討結果を踏まえ、自治体間連携を支援します。

（３）自治体間連携のあり方研究会

〔検討事項〕

- ・ 連携中枢都市圏、定住自立圏等自治体間連携推進にあたっての課題
- ・ 広域連合の役割・役割分担

・国の制度が適用されない地域の方策

2 子ども・子育て支援新制度について

新制度において実施することとされている「量的拡充」及び「質の向上」の実現のために必要となる１兆円超の財源に対し、消費税増収分で充当される０．７兆円以外の０．３兆円超については、確保の目途がたっていない。

3 地域少子化対策強化事業について

○ 課題・問題点

- ・本交付金は先駆的かつ新たな取組が対象であり、出会いの機会づくりを目的としたイベントに関し、開催経費をはじめ情報提供など関連経費は全て対象外となるなど、地方にとって必ずしも自由度が高い制度とはいえない。
- ・昨年度、今年度とも補正予算措置であり、継続的な支援となっていない。

[参考] 本県市町村の取組状況

(H26) 計画提出 21 市町村 82,706 千円

交付決定 12 市町村 26,844 千円

(H27) 計画提出 15 市町村 46,807 千円

4 「結婚・妊娠・出産・子育て支援」の一貫した支援について

- 「活動人口増加プロジェクト」として、部局横断での自然増、社会増への取組
- 「長野県子育て支援戦略」をまとめ、子育て支援の強化を発表
- 子育て支援戦略や、ながの子ども・子育て応援県民会議での議論も踏まえ、「ながの子ども・子育て応援総合計画」を策定

5 若者・若い女性における働く場確保の現状

(1) 県内に高等教育機関が少ないため、多くの若者が県外へ進学

		男女計（県内・外の割合）	うち女子のみ
H27.4 大学入学 （浪人生を含む）	県外	7,531 人（83%）	3,210 人（82%）
	県内	1,582 人（17%）	691 人（18%）
H27.4 短期大学入学 （浪人生を含む）	県外	527 人（28%）	411 人（25%）
	県内	1,334 人（72%）	1,235 人（75%）

(2) 県外に進学した学生が、卒業・就職時に県内に戻る割合は４割前後

Uターン就職率（%）	H22.3	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3 卒
	41.1	44.1	42.2	41.7	38.8	38.0

(3) 求人倍率は１４か月連続で全国を上回る

以前は県内求人倍率が全国よりかなり高かったが、近年は全国水準を上下している状況。最近では H26 年 7 月以降、全国を上回っている。

（求人倍率）H27 年 8 月：長野県 1.27 倍、全国 1.23 倍

(4) 県の取組

① ジョブカフェ信州運営事業

若者に対するキャリアコンサルティングやセミナー、就労体験等を実施。

	H24	H25	H26
来所者総数	24,665	23,736	23,266
就職決定者数（人）	1,335	1,184	1,108
就職決定率（%）	58.3	58.0	65.6

② ふるさと信州若者就職支援事業

合同企業説明会の開催、登録学生への就職情報の提供、県外大学とのUターン就職促進協定等を通じて、県外へ進学した学生のUターン就職を促進。

③ 座学と実習による研修で正規雇用につなげる取組

若者や子育て中の女性を対象に、座学と職場実習を組み合わせた研修を行う事業を進め、これまでに200人を超える正規雇用を実現。

(H26までの実績) 研修修了394人 正規就労234人(修了者の59%)

④ 仕事と家庭両立支援促進事業(H25～)

子育てや介護等と仕事の両立がしやすくなる短時間正社員制度や、在宅勤務制度等を普及するため、推進員が企業を訪問し、多様な勤務制度導入を働きかけ。

(H26までの実績) 企業訪問3,228社 制度導入137社

⑤ 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度(H27.7～)

仕事と家庭の両立と雇用の安定を進めるため、多様な勤務制度を導入、実践した企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証する制度をスタート。

6 結婚につながるサポート体制・出会いの場づくりの現状等

(1) 結婚につながるサポート体制の充実

○ながの出会い応援プロジェクト

○県内の結婚支援への取組団体により「ながの結婚支援ネットワーク」を構築

○今年度は、市町村等が運営する結婚相談所のネットワークの拠点となるサポートデスクを設置し、「ながの結婚マッチングシステム」による引き合わせ支援、結婚相談員の資質向上のための研修会等を開催

(2) 体験・交流の出会いの場づくり

7 移住交流者の受け入れ体制について

・東京在住者のうち4割が、今後地方への移住を予定または検討したいと考えている。(「東京在住者の今後の移住に関する意向調査結果」(内閣官房)より)

・移住に際し、関心の高いことは、「仕事」と「住まい」。

(「H26年度 信州田舎暮らしセミナー参加者アンケート結果」より)

・銀座NAGANOにハローワーク機能を備えた移住相談センターを設置

・ふるさと回帰支援センターにブースを設置するとともに専任の相談員を配置

・移住者が増えるに伴い、地域に溶け込めない事例も散見されている

8 高齢者の移住受け入れにおける現状等

・国では、都市部の元気な高齢者の地方移住施策「生涯活躍のまち(日本版CCRC)構想」について有識者会議を設けて検討しているところ。

・しかし、高齢者は医療・介護の需要が大きく、都市部から地方へ移住した場合、移住先自治体の負担増となることが懸念される。

・また、地方が都市部の高齢者を受け入れ、適切な医療・介護サービスを提供するためには、人材の確保・定着も含めた、一層の体制整備が必要。

〔高齢者移住に関する課題の補足〕

・医療・介護では、高齢者が特養などの施設に移住した場合、移住元自治体が費用を負担する「住所地特例」ルールがあるが、施設入所を伴わない、高齢者の移住についてはルールが適用されない。

・医療・介護の地方自治体負担分については地方交付税措置されているが、高齢者が増え、医療や介護の全体額が増えると自治体の負担感が増す。

件 名**3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進**

- (1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連したきめの細かい支援を行うよう国に対し働きかけること。
- (2) 地域の活性化を図るため、商業基盤の整備や空き店舗の利活用など、地域コミュニティの再構築を含めた、商店街の活性化に対する支援の拡充を図ること。

県の見解

- ・ 創業・立地については、県としても現行の支援策を十分に活用できるよう、町村へのサポートを一層強化してまいりたい。
- ・ 6次産業化については、総合化事業計画の策定と計画達成に向けての事業者個別支援の強化ができるよう、国に対して、予算確保とメニューの拡充について要望してまいりたい。
- ・ H26年度に県が実施した商店街実態調査結果から、県としても商店街を取り巻く環境の厳しさを認識しており、県では、商店街振興施策として、商店街全体の底上げを狙った「商店街共同活動支援事業」と、やる気のある商店街の取り組みを支援する「地域の特色を活かした商店街創造支援事業」を実施。
- ・ 商店街創造支援事業は、本年度の採択をもってサンセットを迎えることから、この事業に代わる来年度以降の新たな商店街振興施策について、現在検討している。商店街実態調査の結果や最近の動向を踏まえた施策としてまいりたい。

参 考**1 創業、立地における現況等****(1) 市町村における創業・立地の取組 (58 町村の状況)****①産業競争力強化法に基づく創業支援計画**

(策定済 12 町村 策定予定 13 町村 未策定 33 町村)

②企業立地促進法に基づく基本計画 (広域で策定 全町村策定済)**③改正地域再生法に基づく地域再生計画 (策定済 43 町村 未策定 15 町村)****(2) 県における創業・立地等の支援****①創業サポートの強化**

日本一創業しやすい県づくりを目指し、創業サポート強化事業、専門家派遣事業等を実施。創業支援資金の制度を拡充

(H26 年度 創業相談件数 221 件 専門家派遣件数 456 件)

②企業立地の促進

産業立地推進役の県外事務所への配置や信州ものづくり産業応援助成金による企業立地の支援等を実施

(H26 年度 企業立地件数 72 件 助成認定額 10 億 4,100 万円)

③地方創生に向けた取組 (27 年 9 月補正予算 3 事業 9,800 万円)

- ・ 本社等企業誘致推進事業…本社機能等の移転に対する県独自の支援策
- ・ 創業・事業承継支援事業…創業サポート体制の強化等
- ・ プロフェッショナル人材戦略拠点事業…大都市圏のプロ人材の本県への誘致

(3) 6次産業化の取組

- ・総合化事業計画*¹ 認定件数 90 件（全国 2,105 件：全国第 3 位。H27 年 8 月末日現在）
- ・農林漁業成長産業化ファンド*² 活用事例 3 件
- ・認定件数の過半が、加工及び直売事業

※1 6 次産業化を希望する農林漁業者が作成し、国が認定する事業計画。認定者は、国の交付金やファンドの支援を受けられる。

※2 農林漁業者の経営発展を支援する育成型ファンド（支援期間 最長 15 年）

2 商店街の活性化における現況等

（1）商店街の現況

- 県が 3 年に 1 度実施している商店街実態調査(H26)によると、商店街数は下げ止まったものの、空き店舗率は前回比 0.3 ポイント増加（悪化）。

また、景況感は、9 割を超える商店街で「衰退」又は「停滞」と回答している。

- 「後継者の状況」についての問いに「自分限り」としている店舗が 40%、「後継者が必要」としている店舗が 27.1%。

- 商店街の活性化に必要なものはとの問いに「個店の魅力アップ」が 6 割で最多。

- これまで商店街全体を支援するという形で、アーケードや街路灯の整備といったハード事業や、イベントや次代を担う人材育成といったソフト事業などを支援してきたが、この調査結果を見る限り、こうした支援策がこれからも求められているのか疑義がある。

〔概況〕（H26 年度長野県商店街実態調査）

区 分	H14	H17	H20	H23	H26	対 H23 増減 (増減率)
商店街数	325	279	260	242	241	△1 (△0.4%)
個店数 (空き店舗数を含む)	13,665	11,769	11,582	11,345	10,384	△961 (△8.5%)
空き店舗数	868	73	889	961	929	△32 (△3.9%)
空き店舗率	6.4%	6.2%	7.7%	8.5%	8.8	0.3 ポイント

〔全国状況〕

年 度	H12	H15	H18	H21	H24
空き店舗率	8.5%	7.3%	9.0%	10.8%	14.6%

3 道州制反対

件 名

- 1 道州制は、地方分権とは似て非なるものであるとともに、国を弱体化させるものであり、むしろ今行うべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことである。

道州制の導入は、町村の存亡の危機、住民自治の崩壊に繋がるとともに、地方自治の根幹を揺るがすものであることから絶対に導入しないよう、断固反対の立場に立ち、真の地方分権改革に取り組むこと。

県の見解

- ・ 道州制の導入は、単なる地方分権の枠組みで留まるものではなく、国の統治機構の大きな改革であり、市町村の強制的な合併につながる恐れや国民生活に大きな影響を及ぼす懸念があることから、拙速な法制化を行うのではなく、まずは国民的議論が十分に行われる必要がある。
- ・ 「道州制基本法案」の国会提出は見送られているところであるが、今後も引き続き、拙速な法制化が行われないよう注視してまいりたい。

参 考

1 道州制に関する主な経過

- H18. 2. 28 第 28 次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」
 H24. 9 自民党道州制推進本部の「道州制基本法案（骨子案）」が示される。
 H24. 11 「自民党政権公約 2012」：道州制基本法制定、5 年以内の道州制導入
 H25. 7. 9 全国知事会議で「道州制の基本法案について」取りまとめ
 H25. 11. 26 自民党道州制推進本部から地方六団体に、道州制推進基本法案（骨子案）の修正案を説明
 H25. 12. 13 全国知事会は、「基本法案の内容として盛り込むことを求めている道州制の根幹に係る事項が、依然として道州制国民会議に丸投げされている。本会要請の各項目を基本法案に明確に反映すること」と回答
 H26. 2. 19 自民党道州制推進本部から地方六団体に、道州制推進基本法案（骨子案）の修正案を送付
 H26. 2. 25 全国知事会は、「今後の基本法案の検討に当たっては、本会の意見を明確に反映すること」と回答
 H26. 5. 8 全国知事会長及び地方行政体制特別委員長の連名で、道州制推進基本法案の理念などを明確にするよう自民党に要請
 H27. 7. 30 自民党道州制推進本部は、総会において「道州制基本法案」の国会提出を当面見送る方針を了承

2 県の取組

- H25. 4. 19 道州制に関する庁内ワーキンググループを設置
 これまでに 8 回開催、必要に応じ大森県政参与からのアドバイス
 H25. 7. 8 全国知事会議で、「道州制基本法案（骨子案）への意見」を表明
 ①「道州制ありき」の基本法案には反対 ②まず国のあり方を明確にすべき ③地方分権改革を徹底すべき ④地方分権に逆行する市町村の強制合併 ⑤道州制の姿についての国民的議論を十分にすべき
 H26. 4. 10 本県を含む 8 県知事連名で、道州制への慎重な対応を与党へ要請
 H26. 5. 27 県関係国会議員との懇談会において、県内地方六団体が共同で、道州制への慎重な対応を要請

4 地域公共交通対策の推進

件 名	
	1 地域内バス路線の確保・維持事業については、従来から運行されている路線を補助対象とし、市町村ごとに設定される補助上限額を撤廃するなど制度の拡充を図るとともに、必要な財源措置を講じるよう国に対し働きかけること。 2 地域の創意工夫を活かし、一体的かつ効率的な地域交通確保に取り組むため、中山間地域等の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう、制度の改善や財政支援策の充実について国に対し働きかけること。 3 J R各社が駅無人化を進める中で、地元町村は独自に駅員を配置する等、利活用の促進に努めているが、町村個々の対応や沿線町村の連携だけでは限界があることから、県として積極的に関与するとともに、財政的支援や活性化支援を充実すること。 また、人口減少対策として期待されるニ地域居住、昇龍道プロジェクトなどのインバウンド施策やその他の観光施策等を加味し、地域の実情を踏まえた上で、鉄道の利便性向上を図るよう、J R各社に働きかけること。
県の見解	
	・ 国庫補助制度である「地域公共交通確保維持改善事業」については、従来から運行されている路線が補助対象とならないこと、市町村ごとに補助上限額が設定されていることなど、市町村において必要な支援が受けられておらず、制度の改善が必要と認識。 ・ 県内の中山間地域では、タクシー輸送や自家用車有償輸送などの活用により地域交通が確保されているが、それらに対する市町村の経費負担について、地方財政措置等が講じられていないなど課題があると認識。 県では、制度の改善や、地方における多様な交通確保の実態を反映した適切な財政支援措置を講じるよう、地域公共交通対策の推進に向けて、各団体からのご意見に耳を傾けながら、市町村の皆様方とともに国に対して働きかけてまいりたい。 ・ 県内J R各線の約2割の駅において、地域のさまざまな実情を背景に、住民の利便性の確保という観点から、市町村が費用負担することで駅員の配置が行われている状況であり、県としては、沿線市町村や関係団体と歩調を合わせて鉄道路線の維持存続、活性化に向けた取り組みを進めていくと同時に、J R連絡調整会議を通じて利便性の向上についての要望等をJ R各社に伝えてまいりたい。 ・ 地域がイベント列車や駅周辺の活性化などの利用促進に取り組む際には、「元気づくり支援金」などを活用して支援してまいりたい。
参 考	
	○ 国の「地域公共交通確保維持改善事業」により、「地域内フィーダー路線」等の運行に対して、運行欠損費の1/2が補助。 ○ 「地域公共交通確保維持改善事業」の課題点 ・ 補助対象路線が、「新たに運行される路線」に限定されている ・ 市町村ごとに、補助上限額が設定され、補助額が減額されている ○ 県では、地域の実情に即した持続可能な地域交通システムへの再構築を図るため

に、H25 年度から「地域交通システム再構築促進プロジェクト事業」を実施し、中山間地域等の市町村等に対して必要な支援を実施。

項 目	事業内容
地域交通システム再構築促進事業	・ 交通体系を見直す際の手法等を紹介する「ハンドブック」を作成（H25） ・ 交通に係る課題解決の実践的手法等を学ぶために「セミナー」を開催（H25）
地域交通システム再構築促進モデル事業	・ 市町村、交通事業者と協働して効率的で利便性の高い交通ネットワークの構築に向けた「モデル事業」を実施（H25～）

- JR 東海では中央西線と飯田線の一部の駅を、JR 東日本は上今井駅を無人化

路線名 (無人化時期)	JR が職員を引き上げた駅（H24～26 のみ記載）	
	市町村が簡易委託駅とした駅	無人になった駅
中 央 西 線 (H24.10 実施)	上松（上松町） 南木曾（南木曾町）	—
飯 田 線 (H25.4 実施)	市田（高森町）、伊那大島（松川町）、 飯島（飯島町）、駒ヶ根（駒ヶ根市）、 伊那松島（箕輪町）	平岡（天龍村）（H24.4）、 市（飯田市）、元善光寺（飯田市）、 沢渡（伊那市）、伊那北（伊那市）
飯 山 線 (H26.8 実施)		上今井（中野市）※駅舎改修に合わせ無人化

- 県内各鉄道路線（JR は計 7 路線）の同盟会・協議会組織^{*1}と県の役職
（※1：信越本線については大部分が三セク化されたため協議会解散）

路線名	役 職	路線名	役 職
飯田線	副会長	篠ノ井線	副会長
中央東線	会長代理	大糸線	副会長
中央西線	顧問	飯山線	副会長
小海線	顧問・副会長		

- 県の要望活動への参加状況（H27 年度）

・ 中央要請 1 回（中央東線）・JR 要請 3 回（中央東線・大糸線・飯田線）

◇長野県 JR 連絡調整会議の開催（毎年 1 回）

・ 参 加 者：県、JR3 社、7 路線の同盟会・協議会・市町村

・ 会議の趣旨：県と JR が率直に意見交換をする場としてスタート

H21 年度から、地域の声を直接取り入れるため、各同盟会・協議会等に参加を要請。

◇元気づくり支援金の活用状況

（単位：千円）

年度	路線名と活用例	事業費	補助額
H25	小海線・信越本線・飯山線・飯田線・長野電鉄 （観光 P R、イベント列車の運行、駅や駅前の美化 等）	24,740	12,851
H26	小海線・篠ノ井線・信越本線・飯田線・しなの鉄道・長野電鉄 （周年記念事業、イベント列車の運行、ラッピング電車 等）	40,306	26,644
H27	小海線・篠ノ井線・飯田線・しなの鉄道（周年記念事業、H P 運営や利用実態調査、イベント列車 等）	23,046	15,293

重点項目**5 教育環境の整備****件 名****1 地域に根ざした教員の育成**

教育への情熱、郷土愛を育む使命感や誇りをもつ教員の質の向上に全力を挙げて取り組むとともに、地域の子どもは地域で育てるという理念の下、整理された課題に対し引き続き積極的に取り組むこと。

県の見解

- ・ 「県と市町村との協議の場」における了解事項をもとに、ライフステージに応じて、ワークライフバランスを維持できる柔軟な人事異動システムにし、安定した環境で教員としての実力と自信をつけてもらうことをねらいに、人事異動方針を改定した。具体的には、在職期間中に3ブロック異動から2ブロック異動にすること、また初任者を本拠地が含まれるブロックへの配置することとした。さらに市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業も始めた。
- ・ 新方針の実施状況を踏まえながら、引き続き課題を整理し、地域への帰属意識を高め、地域に根ざした教育の推進に向けて取り組んでまいりたい。

参 考

- 1 「県と市町村との協議の場」における了解事項
 （「地域に根ざした教育のあり方検討ワーキンググループ」の協議と具体的取組）
 - （1）市町村立学校への帰属意識向上
 - ・ 採用や異動の際の宣誓手続きの見直し
 - （2）地域の一員としての意識改革
 - ・ 信州型コミュニティスクールの普及・推進
 - ・ 地域意識を醸成する研修
 - （3）推進のための人事制度構築
 - ・ 校長の1校での在職期間長期化。（H26 人事異動から実施）
 - ・ 教員採用選考の「求める教師像」として「地域の方々との協働」の観点を設定。
 （H27 採用選考試験から実施）
 - ・ 教職員の人事異動方針の改定（H28 人事異動から実施）
- 2 教職員の人事異動方針の改定について
 - （1）ライフステージに応じ、ワークライフバランスを維持できる柔軟なシステム
 - ・ 在職期間中に本拠地を含むブロック以外のブロックを1つ以上経験するとともに、本拠地を含むブロック内で幅広く経験を積むよう努めるものとする。
 - （2）安定した環境で教員としての実力と自信をつけられるように（H28 年度以降）
 - ・ 小中学校新規採用者は、本拠地が含まれるブロックへの配置を原則
 - ・ 本拠地が含まれないブロックに配置された小中学校の新規採用者の2度目の異動に際しては、本拠地が含まれるブロックに配置することを原則
 - （3）市町村の特色ある教育活動を支援する仕組みに
 市町村教育委員会が地域に根ざした特色ある教育活動の推進を特に希望した場合には、市町村教育委員会の意向を踏まえて、県教育委員会は教員を配置する。

件 名**2 小中学校の教員配置基準の拡充**

- (1) 県独自の複式学級に対する加配を堅持するとともに、専科の教員配置基準を見直すこと。また、発達障害や不登校など様々な児童・生徒の実態に対応できるよう、学級担任以外の教職員配置についても、臨時的任用ではなく正規教員を配置するなど充実させること。
- (2) 特別支援が必要な児童生徒、少人数学級や配置基準数以上の学級規模の場合における、町村費で負担する教職員や支援員について、地域環境等を勘案し、県費による加配の拡充や、財政措置を講じること。
- (3) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。
- (4) 準要保護児童生徒に対する就学援助費について、現在は地方交付税の基準財政需要額に算入されているが、就学援助制度の運用に関し財政力等による地域間格差を生じさせないための改善策を講じるよう国に対し働きかけること。
- (5) 小学校の外国語活動において、ALT 等を積極的に活用できるようにするため、民間委託等による配置に対し、財政支援を講ずるよう国に対し働きかけること。
- (6) 中学校生活における部活動は、教育立県“信州”を目指すための重要な要素の1つであるため、中学校部活動顧問に対してのスキルアップや指導方法講座、また、必要に応じた派遣等、支援環境の充実を図ること。

県の見解

- ・ 複式学級については、県基準の運用により解消に努めているところ。引き続き、この加配により小規模校の支援を行うよう努めてまいりたい。
- ・ 発達障害や不登校など様々な児童・生徒に対応する教員は、国の加配を活用しており、単年度の配置でもあることから、原則的には臨時的任用者を充てている。臨時的任用者であっても、発達障害等様々な課題に対応できるよう、学校内外で研修を重ね、指導力の向上を図っているところである。県としては財政事情も大変厳しい状況であることから、県費単独でこれ以上の教員を配置することは困難であるが、国に定数改善について要望している。
- ・ 特別支援教員支援員などの地方財政措置がなされている分の拡充について、本年6月に教育長から文部科学省へ財政支援の拡充を要望したところであり、引き続き国に要望してまいりたい。
- ・ 県教育委員会としては、スクールカウンセラーの役割は重要と考え、小中学校で任用しているスクールカウンセラーの増員や、高等学校における配当時間の拡充など、実効的な相談体制の拡充を図っている。
- ・ 今後は子どもと親の相談員やスクールソーシャルワーカーなど、他の事業との調整を図りながら、国に対しても要望してまいりたい。
- ・ 準要保護児童生徒の就学援助に要する経費については、必要な就学援助を行えるよう、対象者数の増加等も含め市町村の対象者数に見合った十分な財政措置を講ずることを国に働きかけているところ。さらに、H25年8月に行われた生活扶助基準の見直しによる影響を受けないよう、市町村への十分な財政措置を含め、必要な措

置を講ずるよう国に働きかけている。

- ・ 小学校外国語活動における ALT の配置については、JET プログラムを活用した場合と、それ以外の方法では地方交付税の扱いに大きな差が生じていることは承知している。
- ・ 文科省において、小学校における英語の教科化の方向が示される中、学習指導要領改訂の動向を見通しつつ、地方財政措置の拡充について、国への要望を検討してまいりたい。
- ・ 中学校生活における部活動について、文部科学省委託事業「運動部活動指導の工夫・改善支援事業」により指導者研修会及び派遣事業等を実施しているところ。今後本事業を有効活用し、中学校運動部活動の支援環境を整えてまいりたい。

参 考

【複式学級、教員配置基準の現況等】

- 1 (学級編制の標準) 標準法第3条第2項
- 2 複式学級編制規準

[連級]

	標準法	県基準
小学校	・ 1 年生を含む場合 8 人以下 ・ その他 16 人以下	・ 全学年 8 人以下
中学校	・ 全学年 8 人以下	・ 標準法に同じ

[飛び複式学級]

	標準法	県基準
小学校	・ 一方の学年の人数が 1 年生を含む場合 4 人以下 ・ その他 8 人以下	・ 全学年 4 人以下
中学校	・ 全学年 4 人以下	・ 標準法に同じ

○H27 年度の複式学級緩和状況 全県 37 校 58 学級

- 3 教員配当基準 (H9. 4. 1 県が基準を定める)

学級数 ※1	小学校					中学校					
	校長	教頭	担任	専科	合計	校長	教頭	担任	専科	生指	合計
1	1	1	1		3	1	1	1			3
2	1	1	2		4	1	1	2	2		6
3	1	1	3		5	1	1	3	4		9
4	1	1	4		6	1	1	4	3		9
5	1	1	5		7	1	1	5	3		10
6	1	1	6	1	9	1	1	6	3		11
7	1	1	7	1	10	1	1	7	4		13
8	1	1	8	1	11	1	1	8	5		15
9	1	1	9	1	12	1	1	9	5		16
10	1	1	10	1	13	1	1	10	6		18
11	1	1	11	1	14	1	1	11	6		19
12	1	1	12	1	15	1	1	12	6		20
13	1	1	13	1	16	1	1	13	6	※2	21

※1 学級数は、通常の学級 + 特別支援学級数

※2 中学校生徒指導は、実学級数（県基準）により 16 学級以上校に 1 配置

- 4 学級編制基準と専科教員の配置

(1) 小学校 全学年 35 人 (1 学年は国基準、2～6 年は県基準)

専科教員は、40 人基準の学級数に対応して配置する。

(2) 中学校 全学年 35 人、専科教員は、実学級数に対応して配置する。

5 臨時的任用ではなく正規教員の充実

〔H27. 5. 1 現在〕正規教員数：10,508 人 臨時教員：1,575 (9.4%)

正規教員 小＋中 (校長 361＋181、副校長 2＋0、教頭 369＋191、教諭 5214
＋3543、養護教諭 333＋166、栄養教諭 73＋47、休職 28＋20)

〔県内教員数 (臨時教員)〕

年度	正規教員 (A)	臨時教員 (注)	内 訳			講師比率 (%) B/A+B
			産・育休 補充	休職・療休 ・介休補充	国加配欠員 補充等(講師) (B)	
H22	10,867	1,498	520	75	903	7.7
H23	10,729	1,568	498	71	999	8.5
H24	10,656	1,570	451	61	1,058	9.0
H25	10,540	1,613	424	78	1,111	9.5
H26	10,525	1,623	411	83	1,129	9.7
H27	10,508	1,575	413	68	1,094	9.4

(注) 臨時教員は、講師、養護助教諭及び栄養教諭の育休代替職員の計

※H28 年度新規採用数 (予定) 教諭 319 名＋養護教諭 17 名＋栄養教諭 5 名

【特別支援教育支援員、児童生徒支援加配の現況等】

1 「特別支援教育支援員」に係る措置

小・中学校において、障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の計画的配置ができるよう、H19 年度から必要な経費が国から市町村に対して地方財政措置されている。

(具体的には、小・中学校の学校数を測定単位として、H27 年度は小学校 1 校当たり約 180 万円、中学校 1 校当たり約 115 万円が基準財政需要額に算入)

H27 年度は、67 市町村 3 学校組合で、423 小中学校に 893 人配置。

(H26 年度は、67 市町村 2 学校組合で、416 小中学校に 835 人配置。)

2 児童生徒支援加配

(1) 制度の根拠法

義務標準法及び同法施行令で、文部科学大臣が定める「指導方法の工夫改善」の加配を活用して配置

(2) 地域事情を考慮した特別加配

① 児童生徒支援

- ・外国籍児童生徒支援 13校
- ・発達障害・重度障害支援 24校
- ・問題行動支援 23校
- ・不適応支援 33校

② 不登校等児童生徒支援 非常勤56校

③ 日本語指導教室 27校

④ LD等通級指導教室 26校、28学級

⑤ 複式学級解消 58学級

3 スクールカウンセラーの制度の根拠、概要、現況

- (1) 国の「スクールカウンセラー活用事業」の補助（補助率 1/3）を受け実施。
- (2) 心の専門家として、学校において、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員等への助言・援助を行う。また、関係機関との連携支援及び連携に関わる助言・援助を行う。
- (3) スクールカウンセラーの配置は、中学校 95 校（拠点中）に配置し、近くの中学校 90 校（対象中）、及び拠点中学校区の小学校（対象小）255 校にも対応している。

また、4 教育事務所に配置したスクールカウンセラーは、要請に応じて全ての高等学校、特別支援学校 10 校に対応している。

スクールカウンセラー (全中学校と拠点校学区 内の小学校に対応)	対象小学校	対象中学校	拠点中学校	高等学校	特別支援
	255 校	90 校	95 校	85 校	10 校

- ・「拠点中学校」は、SC 配置校。
 - ・「対象中学校」は、拠点中学校の近隣の中学校で拠点校から派遣を受ける。拠点校、対象校合わせて全中学校に対応。
 - ・「対象小学校」は、拠点中学校の通学区域内の小学校で、拠点校から派遣を受ける。「対象小学校」でない小学校についても要請に応じ対応可。
- (4) H27 年度から配置時間の拡充や学校訪問時間の増加を図り学校内での相談体制の整備を推進
 - ・高校における派遣時間の拡充
カウンセリング時間（1 校あたり）H26 年度：月 1 回 2h→H27 年度：月 2 回 5h
 - ・小中学校 拠点校 95 校への配置人数 H26 年度：89 人→H27 年度：95 人

【就学援助制度の現況等】

1 就学援助制度の概要

学校教育法第 19 条で「経済的な理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村（学校組合）は、必要な援助を与えなければならない」とされており、市町村（学校組合）が就学援助の制度を設け、援助を実施。

2 就学援助の対象者、援助内容、財政措置等

区 分		援 助 内 容 等
要 保 護 者	生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者）	○学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費は、「生活保護法の規定による教育扶助」で支給 ○修学旅行費、医療費は「要保護児童生徒援助費補助金」で支給（国から市町村へ 1/2 補助、残り 1/2 は地方交付税で市町村に財源措置）
準 要 保 護 者	市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する保護に準ずる程度に困窮していると認める者	○援助費目は要保護者と同様だが、市町村により対象としている費目が異なる ○認定基準（主なもの） ・生活保護法に基づく保護の停止又は廃止 ・市町村民税の非課税

		・児童扶養手当の受給 ・生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの ○以前は要保護者と同様、国の補助対象だったが、三位一体の改革により H17 年度から国の補助が廃止され、財源移譲と地方交付税により市町村に財源措置 ＜参考：普通交付税単位費用 準要保護＞ H27 年度 小学校 4,017 円 中学校 7,575 円 (児童生徒一人当たり)
--	--	---

3 就学援助の対象者の推移

年度	公立児童・生徒数 (A)	就学援助対象者			就学援助受給率 (C)=(B)/(A) ()内は全国
		要保護者	準要保護者	計 (B)	
7	224,405	369	7,331	7,700	3.43%(6.10%)
22	184,608	631	18,835	19,466	10.54%(15.28%)
23	182,297	666	18,719	19,385	10.63%(15.58%)
24	179,561	678	18,604	19,282	10.74%(15.64%)
25	176,985	613	18,574	19,187	10.84%(15.42%)

4 生活扶助基準の見直しに伴う影響緩和について

H25 年 8 月から実施された生活扶助基準（生活保護法）の見直しに伴い、他制度にできるだけ影響が及ばないよう対応するとの政府の方針が出された。

＜就学援助に係る文科省の対応＞

①要保護者（国庫補助）

H25 年度当初に要保護者として就学援助を受けていた者は、H26 年度、H27 年度とも補助対象とすることで予算化。

②準要保護者（市町村単独事業）

国の取組の趣旨を理解した上で、市町村で適切に判断、対応するよう通知。

⇒県としても各市町村に通知（H27.4.20 付）

【ALT（外国語指導助手）の現況等】

1 H24 年度に新学習指導要領が完全実施された。

「小学校学習指導要領解説外国語活動編」

3 指導計画の作成と内容の取扱い

（5）指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること。

2 市町村による ALT の配置について

○ 小中学校の ALT は市町村が雇用しており、計 203 名が配置（H27.4.1 現在）

区分	JET プログラム	姉妹都市からの派遣	斡旋業者・委託業者	直接契約	計
市町村の雇用数	50 人	1 人	100 人	52 人	203 人 (うち小学校 33 人)
	24.6%	0.5%	49.3%	25.6%	

※小学校の内訳

全県で 33 名 佐久 9 名 上小 3 名 諏訪 9 名 上伊那 2 名 下伊那 1 名 木曽 0
松本 1 名 塩筑 2 名 安曇野 0 北安 1 名 上高井 1 名 更埴 2 名

中高 1 名 飯水 0 長野上水 1 名

3 地方交付税措置について

- 外国青年招致事業（JET プログラム）に係る経費として、市町村には一律 1,180 千円（標準団体規模 10 万人の場合）の交付税が算定されている。

また、JET プログラムを活用した場合は 1 人につき 4,720 千円の特別地方交付税が算定されているが、直接契約や委託業者を活用した場合は対象外となり、全額市町村負担となる。

【部活動支援環境の現況等】

1 運動部活動指導者研修事業について

- （1）運動部活動実技指導研修会
- （2）体罰根絶に向けた指導者研修会
- （3）頭部外傷等重大事故から子どもを守る研修会
- （4）女子生徒指導のあり方研修会

2 講師を学校現場へ派遣する等の中学校運動部活動支援事業について

- （1）コンディショニングサポートメンバー派遣事業
 - ・専門的な知見を有するアスレチックトレーナーを中学校（運動部）に派遣し、心身の発育発達期にある中学生の運動部活動をサポートする。
- （2）トップアスリート等派遣事業
 - トップアスリートやトップ指導者を中学校（運動部）に派遣し、講話や高度なパフォーマンスによる実技指導により、生徒の向上心を醸成する。

3 運動部活動指導運営実践マニュアル集

H26 年度に県中学校体育連盟と連携し、全 19 競技の指導運営方法について冊子にまとめ、今年度 5 月に各中学校へ配付した。

4 その他

指導者研修会実施の他、要請があれば、学校体育・スポーツ振興担当の指導主事並びに専門主事等を学校に派遣することも可能。

件 名**3 特別支援教育等の充実**

「学校教育法施行令の改正」及び「発達障害者支援法」の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育や、放課後子ども総合プランなどに対する、人的体制の整備などを更に充実させること。

県の見解

- ・ 小中学校における医療的ケアの充実に向け、国の方でも、文科省の H28 年度概算要求に、小中学校への看護師配置への補助金制度が盛り込まれており、今後の国の動向を注視するとともに、県としても対応を検討してまいりたい。
- ・ 特別支援学級は、県基準により教員を配置しているが、個別事情に応じ弾力的な運用をしているところ。教員の配置基準の拡充のための定数改善については、国に要望しているところであり、これからも要望してまいりたい。
- ・ 「放課後児童クラブ」については、障がいのある児童等特に配慮を要する児童についても利用希望がある場合は可能な限り受入れに努めるよう市町村に依頼している。
- ・ 放課後子ども教室における特別支援サポーターの配置は、国が今年度から当該事業の実施・運営経費の対象としており、市町村が配置する場合、補助対象経費になる制度となっている。今年度の事業では市町村から要望はなかったが、今月開催した来年度事業の市町村担当者会議であらためて周知したところであり、今後の市町村からの補助要望に配慮してまいりたい。

参 考**1 特別支援学級の教員配置基準について**

(1) 制度の根拠法 学校教育法第 8 1 条、義務標準法第 3 条、4 条、5 条

(2) 概要、現況

特別支援学級の県設置基準は、原則、当該特別支援学級の対象となる児童・生徒数を教育上の効果を考慮し、小・中学校とも 1 学級 3 人以上 8 人以下としている。

しかし、2 人以下であっても、状況を考慮し弾力的な運営に努めている。

(参考) <H27 年度特別支援学級の状況> (H27 年 5 月 1 日) (単位：学級)

区 分	知的障害	自情障害	難聴	弱視	肢体不自由	病弱院内	合 計
小学校	349	442	3	0	4	5	803
中学校	188	244	3	0	1	6	442
合 計	537	686	6	0	5	11	1,245

< 5 年間の増減状況 > 5 年間で 233 学級の増加

年度	閉 級			新 増 設		
	知的障害	自・情緒障害	院内他	知的障害	自・情緒障害	院内他
23	20	5	1	15	49	2
24	19	8	2	21	57	2
25	17	14	1	18	46	1
26	19	15	2	21	58	1
27	13	18	0	33	53	10
計	88	60	6	108	263	16
			差	20	203	10

2 小中学校における医療的ケアの実施について

(1) 制度の根拠法

- 社会福祉士及び介護福祉法の一部改正（H23, 9 改正）
 - ・一定の研修を受けた職員が、看護師の指導の下、痰の吸引等の医療的ケアができる。
- 「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（H23. 12. 20）
 - ・小中学校においては、その体制上から、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいこと。

(2) 小中学校における医療的ケアの充実について【国の動向】

- 「特別支援教育専門家（看護師）配置事業」（H28 年度文科省概算要求）
 - ・これまで特別支援学校を対象としていた看護師配置補助について、小中学校を追加するとともに、人数の拡充を図る。
 - ・市町村が配置した看護師に対し、補助率 3 分の 1 の補助金を、間接補助する。

3 放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ、放課後子ども教室）について

(1) 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れに関して、下記のとおり補助を行っている。

① 放課後児童クラブ支援事業（障がい児受入推進事業）

放課後児童クラブで障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する支援員等を配置する場合に補助する。

補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 補助基本額：1,712 千円

補助対象 114 クラブ《H26》

② 放課後児童クラブ障がい児受入促進事業

既存の放課後児童クラブで障がい児を受け入れるために必要な改修、整備の設置や修繕、備品の購入等を行う場合に補助する。

補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 補助基本額：1,000 千円

補助対象なし《H26》

③ 放課後児童クラブ障がい児受入強化推進事業

放課後児童クラブで 5 人以上の障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する支援員等を 1 人以上加配する場合に補助する。

補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 補助基本額：1,712 千円

《H27 新規事業》

(2) 放課後子ども教室の推進事業においては、特別な支援を必要とする子どもたちに対し放課後等の支援活動を行う場合、次の費用を当該教室の実施・運営経費に含めることができる。

特別支援サポーターの配置(※) 謝金単価：1,080 円(1 時間当たりの上限額)

※H27 より対象経費に追加

【参考】放課後子ども教室推進事業 補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

件 名**4 教育施設等の充実**

- (1) 災害時において避難所として活用される学校施設等の非構造部材の耐震化や、防災資材・機材を整備するため支援措置を引き続き講じること。
- (2) 老朽化した学校施設等を計画的に改修できるよう、補助単価を見直すとともに必要な予算を確保すること。

また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財政措置の拡充を図るよう国に対し働きかけること。

県の見解

- 耐震化については、文部科学省において H27 年度のできるだけ早い時期に耐震化を完了させる方針が示され、対策を進めていただいているところ。非構造部材の耐震化は、構造体と比べて取組みが遅れているが、致命的な事故が起こりやすい体育館等の天井等落下防止対策への取組みや、その他の非構造部材に対しても人的被害等の影響面から優先度を検討し、速やかに対策を進めていただきたい。
- 耐震化については、今年度までは国の財政支援制度が充実しているため、補正予算等の情報提供を行うので、機会があれば是非、今年度中に交付申請いただくよう検討願いたい。また、県としては、国に対し、支援措置の継続や充実を働きかけてまいりたい。
- H25 に創設された長寿命化改修は、改築と比べて工事費が大幅に削減でき、設置者にとってメリットが大きく、国も優先採択している。各自治体においては、県内外の事例等を参考に、従来の改築事業と合わせ補助制度を活用し、計画的に改築・改修を行っていただきたい。
- 国に対しては施設整備に係る予算の確保について要望をしており、あわせて補助単価の増額について働き掛けてまいりたい。

参 考**【教育施設の耐震化の現況等】****1 構造体の耐震化の現況（非木造）（H27 年 4 月 1 日現在 文部科学省調査）**

区分	全棟数 A	耐震性が無い又は未診断の棟数 B	耐震化率（％） 上段：長野県（ ）内全国平均			全国順位 （ ）内は H26 の順位
			H26. 4. 1	H27. 4. 1 (A-B)/A	対前年増減	
幼稚園	9	3	70.0 (83.6)	77.8 (86.7)	7.8 (3.1)	37 (41)
小中学校	2,617	76	96.7 (92.5)	97.9 (95.6)	1.2 (3.1)	15 (13)

2 非構造部材の耐震化の現況（H27年4月1日現在 文部科学省調査）

区分	屋内運動場 等全棟数	吊り天井を有する棟数				吊り天井を有し ていない棟数	H26に 天井撤去
			対 策 実施済	対 策 未実施	対策未実 施の割合		
幼稚園	0	0	0	0	—	0	0
	158	30	2	28	93.3%	128	0
小中学校	661	192	29	163	84.9%	469	30
	33,392	5,256	407	4,849	92.3%	28,136	1,266

※上段：長野県 下段：全国

3 学校施設の防災機能に関する実態調査から（H27年5月1日現在 文部科学省調査）
(校、%)

年度	区分	避難所 指定学 校数	備蓄倉庫	屋外便所		通信装置	自家発 電設備	貯水槽
					うち 洋式有			
H27	小学校	361	203	275	83	223	187	62
	中学校	177	94	144	50	106	94	32
	小中計	538	297	419	133	329	281	94
	小中整備率	—	55.2	77.9	24.7	61.2	52.2	17.5
	全国平均	—	未公表	未公表	—	未公表	未公表	未公表

【教育施設整備の現況等】

1 現状

昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒急増期に多くの学校施設が整備され、築25年以上で改修を要する施設は全国で7割にも及ぶ。非木造施設は建築後45年程度で改築され、現在は昭和40年代前半に建築された建物が改築の対象となっている。今後、昭和40年代後半以後に建築された建物が改築時期に入り、改築件数はピークを迎えて老朽対策に多額の費用が掛かる見込み。

2 国の対応

H25年度から長寿命化改良事業を創設し、コストを抑えながら建替えと同等の教育環境を確保する長寿命化改修を推進。

3 財政支援制度

○学校施設環境改善交付金

- ・長寿命化改良事業（H25創設） 補助率 1/3 下限額 1校あたり 7,000万円（面積 800㎡以下の小規模校 1000万円、幼稚園 400万円） 上限なし

※築40年以上の建物が対象

- ・大規模改造（老朽） 補助率 1/3 下限額 7,000万円（面積 800㎡以下の小規模校は 1000万円） 上限額 2億円 ※築20年以上の建物が対象

○学校教育施設等整備事業債

- ・長寿命化改良事業

学校教育施設等整備事業債（起債充当率 75%、元利償還金に対する交付税算入 70%）

財源対策債（起債充当率 15%、元利償還金に対する交付税算入 50%）

- ・大規模改造（老朽）

学校教育施設等整備事業債（起債充当率 75%、元利償還金に対する交付税算入なし）

件 名**5 地域に根ざした特色ある高等学校教育への支援**

- (1) 地域高校の存続・魅力づくりには地元町村が深く関わっている現状を踏まえ、支援の充実を図ること。また、職業高校については、時代のニーズに即応した特色ある実践的教育等により、地域が真に必要と求めている人材を育成できる学校づくりを推進すること。
- (2) 今後新たに高校再編等を検討する場合は、第1期長野県高等学校再編計画後の高校教育の現状を分析のうえ、地元関係自治体と十分協議すること。特に、地域の人材育成の中核を担っている高校は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域における当該学校の位置づけを明確にし、必ず地元の意見を聞き理解を得たうえで実施すること。

県の見解

- ・ 地域高校は、地域で重要な役割を果たしているとの認識をしており、町村が地域高校の魅力づくりに深く関わっていただいていることについて感謝している。
- ・ 地域高校については、今後も地域、学校の声をお聞きし、地域と協力して必要な支援をしてまいりたい。
- ・ 職業教育を主とする専門高校については、「長野県産業教育審議会」からの答申を踏まえて教育施策を考えてまいりたい。
- ・ 第2期高校再編計画の策定に際しては、「産業教育審議会」答申や「長野県高等学校将来像検討委員会」の最終報告を受け、広く県民の声や市町村等の意見を聞きながら、丁寧な議論を重ねてまいりたい。

参 考**1 地域高校に関する第1期高校再編計画実施状況について**

地域高校が、地域の人材を育成する場として重要な役割を果たしているとの認識で、広く県民の皆様の意見をお聞きしながら、再編を進めてきた。

- ・ H19年度飯山南高校と飯山照丘高校を統合して飯山高校に、木曽高校と木曽山林高校を統合して木曽青峰高校に、H26年度に飯山高校は当初の計画通り飯山北高校との2次統合を行った。統合校では、クラブ活動・生徒会活動等が盛んになり、学校の活力が増した。
- ・ H21年度に中条高校を長野西高校の地域キャンパスに、H23年度に犀峽高校を篠ノ井高校の地域キャンパスとした。地域キャンパスでは、習熟度別授業やコース別授業などの少人数教育、進学や就職の個別指導などのきめ細やかな教育を行い、学校の取組に対する入学生や地域の評価は高い。
- ・ 白馬高校は、地元白馬・小谷両村からの全面的な協力・支援による地方創生のモデルとなる新しい高校づくりとして、従来の地域高校としての役割を担う普通科と、観光振興を通じて地方創生に貢献できる人材等の育成や地域の活性化を目指して、全国から生徒を募集する国際観光科をH28年度に開科する予定。

2 地域高校への支援について

県教育委員会として、地域高校を支援するために、地域高校の現状に応じて教員の加配を行っている。また、地域高校とPTA等が中心となって組織している「地

域高等学校協会」の活動を支援し、課題の把握や解決策の検討に努めている。さらに、生徒の募集が定員を大きく下回った場合には、学校とともに地域に入り、生徒募集の改善が図れるよう支援を行っている。

3 職業教育に関する第1期高等学校再編計画実施状況について

従来から職業教育を主として担ってきた専門学科の改善・充実に加え、地域の要望を踏まえてキャリア教育に重点を置いた総合学科高校を県内4地区に設置した。

H12年度：塩尻志学館高校

H19年度：中野立志館高校、丸子修学館高校

H21年度：蘇南高校

- ・H20年10月の産業教育審議会答申に基づき、県内の専門高校（職業高校）全体の改善・充実に図るため、農業科、工業科、商業科に通学区ごとの基幹校と特色校を指定し、学校間の連携や産業界、各地域との連携を進めた。
- ・再編統合に合わせて、産業構造の変化に対応した柔軟な人材育成のため、学科間の連携を主とした総合技術高校づくりを進め、H25年度に飯田OIDE長姫高校、H27年度に須坂創成高校、佐久平総合技術高校を設置した。須坂創成高校は地域の要望により地域産業の得意分野を重視した工業科を新設し、地域産業界が教育の一端を担うデュアルシステムを導入する。

4 今後のスケジュール、第2期高校再編計画について

- ・H25年3月に第1期高校再編計画の中間まとめを行い、今後の第2期高校再編計画策定のスケジュールを示した。
- ・H25年度は、第2期高校再編計画の今後の検討に備え、局内での検討を行った。
- ・H26年度は、少子化や社会情勢の変化を踏まえて高等学校の将来像を検討するため、「長野県産業教育審議会」と「長野県高等学校将来像検討委員会」を設置した。
- ・将来像検討委員会には町村会からの推薦をいただき、南木曾町長を委員に委嘱している。
- ・H27年度は、審議を継続し、「長野県産業教育審議会」から答申をいただいた。引き続き「長野県高等学校将来像検討委員会」が最終報告に向け検討している。
(参考) H25年10月17日に県教育委員会と高校所在町村長との懇談会を行い、地域高校の現状と今後のあり方等について意見交換を行った経過がある。

件 名

6 H39 年開催予定の国民体育大会について長野県内で開催するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 本県における国体本大会は、昭和 53 年(1978 年)に「やまびこ国体」を開催したが、約 40 年が経過し、多くの都道府県において 2 回目を開催している。
- ・ 「やまびこ国体」の開催は、本県の競技力の向上と体育施設の整備に大きな役割を果たすとともに、活力ある地域づくりに大きく寄与したことから、本大会を開催する意義は十分に認識しているが、現時点では競技団体や市町村のご意見をお聞きすることが重要と考える。
- ・ H27 年 9 月 1 日に開催された県体育協会理事会においても、H39 年国体の招致に向け、県内競技団体など加盟 89 団体に国体開催の検討を呼び掛けることを決定したものと承知している。
- ・ まずは、H29 年 1 月、2 月に本県で冬季大会(スケート競技会・アイスホッケー競技会・スキー競技会)を開催するため、冬季大会の成功に向けて取り組むとともに、2 回目の本大会開催誘致について、関係団体と連携を図り検討してまいりたい。

参 考

1 開催地の決定及び未開催県の状況

国民体育大会(以下「国体」)本大会開催地は、東ブロック・西ブロック・中ブロックの輪番としており、H38 年(2026 年)(H37 年は除く)まで開催決定または内定(内々定を含む)。

長野県は中ブロックに入り、H39 年が中ブロックの開催順となっている。

中ブロックで 2 巡目の開催や招致が決まっていないのは、長野県と奈良県のみ。

〔2 巡目本大会未開催県〕

東ブロック	青森県	群馬県	山梨県
西ブロック	鳥取県	島根県	沖縄県
中ブロック	長野県	奈良県	

2 県体育協会の動き

県体育協会理事会(H27.9.1 開催)において、競技団体等加盟団体あて H39 年国体招致の検討の呼び掛けを決定し、加盟団体へ検討を依頼している。

3 開催経費及び施設整備

国体開催経費は大会ごとに幅があるが、先催県の事例では、施設整備、大会運営、競技力向上対策などで約 100 億～150 億円となっている。

昭和 53 年(1978 年)に行われた「やまびこ国体」の会場となった施設は、老朽化や施設基準の改正等により、別会場での実施や施設整備が必要となっている。また、「やまびこ国体」以降追加された競技について、実施会場の検討が必要。

4 経済効果等

参加選手数は約 2 万人、観客動員数は約 60 万～70 万人と多くの人が開催県を訪れ、1 大会あたり概ね 500 億～600 億円の経済効果が期待されるという結果となっている。

6 情報化施策の推進

件 名

1 市町村の基幹系業務システムの共同化支援

- (1) 市町村が行う基幹系業務システムの共同化にあたっての共通運営経費や、戸籍・住民基本台帳システム等行政サービスに必要不可欠なシステムにおける機器更新に対し、財政支援を講じるよう国に対し働きかけること。
- (2) 基幹系業務システムの共同化の実施及び推進にあたっての人材派遣の継続及び関連する財源措置を講じること。
- (3) 番号制度については、県民にとって最適なシステムを構築するため、県と市町村が情報を共有し、個人番号の利活用策について一体となって検討する等、県として積極的に取り組むこと。

また、個人情報保護やセキュリティについて万全の対策を講じるよう、国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 国の財政支援は共同化に伴う初期負担軽減を図るものであり、運営経費を対象とすることは難しいと考えられる。県としては、共同化による市町村の財政負担の状況をお聞きしながら、必要に応じて国に要望してまいりたい。
- ・ 電算システムの共同化は、市町村における経費削減と業務効率化につながるものであるが、業務の標準化や事業者との調整など、共同化に伴う業務は多大になるものと認識しており、今後の業務状況に応じて県としてどのような支援が可能か検討してまいりたい。
- ・ 番号制度導入に向けて、市町村支援を含めた庁内推進体制を定め、情報の提供、説明会などを行い、随時、必要な情報を共有している。また、H27年5月には市町村と番号制度の独自利用に関する会議を開催、さらにメーリングリストを設置し、県・市町村間で意見交換、情報共有の場として活用しており、今後も市町村と連携して検討を進めてまいりたい。
- ・ 個人情報保護やセキュリティの対策については、制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、全国知事会を通じて万全の対策を講じるよう要望を行っているが、引き続き要望してまいりたい。

参 考

- 1 市町村基幹系業務システムの共同化は、長野県市町村電子自治体推進委員会（事務局：長野県市町村自治振興組合）が中心となり取り組まれており、H26年8月、まずは14町村の参加により進められることが決定された。

共同化システムの構築・運用に係る事務は、事務局（長野県市町村自治振興組合）が担当しており、今年度は県から自治法派遣を含め2名の職員が業務支援を行っている。（事務職員6名中県職員2名）

- 2 国の財政支援については、共同化計画策定に要する経費、データ移行経費、導入コンサルタントに要する経費、導入後の実務処理研修に要する経費など初期負担の軽減を目的とした経費を特別交付税対象としており、共通運営経費や機器更新は対象となっていない。

今後、基幹系業務システムに加え、情報系システム等の更なる共同化についても検討されており、推進体制の充実が必要となることも想定される。

3 番号制度導入について

〔庁内体制〕

項 目	想定される業務	取りまとめ課
総括	・ 庁内各業務の進行管理 ・ 国からの連絡窓口 ・ 国・地方の事務レベルの協議の場の対応	情報政策課
特定個人情報保護	・ 特定個人情報保護評価（PIA） ・ 個人情報保護条例改正	情報公開・法務課
システム開発	・ 各部局所管の個別業務システム開発・改修の進行管理、技術支援 ・ 連携システム（統合宛名システム、中間サーバー）の開発	情報政策課
市町村支援	・ 個人番号付番支援 ・ 市町村への情報提供等	市町村課
独自利用対応	・ 独自利用事務の検討	情報政策課

〔個人情報保護やセキュリティの動き〕

H27 年 10 月の日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ、特定個人情報保護委員会は「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」を改正。

重点項目

7 地域医療・保健体制の充実

件 名

1 医師の確保

(1) 地域別、診療科別の医師の偏在を是正し、地域に根差した医師の育成を図るため、信州型総合医の養成を強力に推進すること。

また、医師等の適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けるなど、抜本的な対策を講じるよう国に対し働きかけること。

(2) 産婦人科医の不足や地域偏在が深刻で、分娩を取り扱う施設が減少していることから、産婦人科医の勤務環境の改善に向けた支援を一層充実させること。

(3) 女性医師がライフステージに応じて働き続けることができるよう、保育制度や再就業支援の拡充等に取り組むこと。

県の見解

- ・ 新たな専門医制度において、総合診療専門医は 19 番目の基本領域の専門医となるなど総合医の必要性が認識されている。引き続き「信州型総合医」の養成・確保のため、認定病院をはじめ県内医療関係者と連携して取り組む。
- ・ また、医師の適正配置が実現される制度の構築については、引き続き国へ要望する。県でも、医学生修学資金貸与者のうち、勤務を行う医師が年々増加し、H37 年度頃には約 80 人になるので、医師不足の解消に繋がる配置となるよう努める。
- ・ 地方創生を進める上でも重要な産科医療の充実については、産科医不足が深刻となっている中、去る 9 月 1 日に信州大学長他と知事で懇談し、連携して産科医確保に取り組むこととしており、具体的な事業内容について検討中。
- ・ H28 戦略事業では、「医師の確保・定着支援」、「産科医確保」等について取り組むよう検討しており、特に医学生や研修医に県内定着してもらえるような支援策や、保育体制の充実等による育児中の女性医師の就労支援に取り組むよう検討中。

参 考

- 本県の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数(H24 年末現在)は、211.4 人(全国 31 位)で、全国平均の 226.5 人を下回っている。
- 「信州医師確保総合支援センター」(H23.10.26 設置)で、ドクターバンク事業、医学生修学資金貸与事業等を行い、医師確保対策を総合的に実施している。
- H25 年度から「信州型総合医」の養成・確保を、県でプログラム認定した病院と連携して取り組んでいる。(H27 年度：21 病院の養成プログラムを認定。H25・26 認定病院で 21 人が研修中)
- 「医師の適正配置が実現される制度の構築」等については、本県独自で、また、全国知事会等を通じて国に対して働きかけている。
- 県内の医療施設で従事する産科医数：H24：191 人。人口 10 万人対 8.9 人(全国 8.6 人)
- 県内の分娩取扱い医療施設 H13：68 ⇒H27：46(10/15 現在)
- 産科医確保に向け、臨床研修医研修資金(産科プログラム選択研修医に月 20 万円貸与)や医師研究資金(県外から転入の産科医に 300 万円貸与)等の支援事業を実施。
- 医師国家試験合格者の約 3 割は女性と、年々女性比率は高まる(H24 本県：17.1%が女性)(産婦人科医の女性比率：全国 29 歳以下で、68.9%)
- 県では女性医師総合支援事業(H26～ 復職支援研修、相談窓口の設置等)を実施。

件 名**2 保健師等の確保**

(1) 保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進し、職場への定着化を図ること。

また、潜在看護師等の復職支援や再就業のための掘り起こしに向けた周知・広報に努め、人材の確保を促進すること。

(2) 保健師の育成にあたっては、看護大学等関係機関と連携し、保健師の志望者が増えるよう、保健師教育を充実させること。また、保健所においては、保健師専門研修を充実させ、保健師の育成を強化すること。

県の見解

- ・ 看護職員の確保対策は、「新規養成数の確保」、「離職防止と再就業促進」、「人材確保・資質の向上」の3つの柱で取り組んでおり、引き続き看護職員の確保・定着に取り組むとともに、これらの取組の周知・広報に努めてまいりたい。
- ・ 長野県看護協会に委託しているナースセンター事業による潜在看護師等の再就業支援などの取組により、H26年度においては271名が再就業し、248名が再就業支援研修を受講する等、看護職員の確保対策、再就業促進・離職防止及び資質の向上の推進に取り組んでいる。
- ・ H24年6月より「看護人材の確保・定着に係る検討会」を設置し、県全体の看護職員の養成・確保及び定着対策について検討しており、中長期的視点でも対策に取り組んでまいりたいと考えている。また、検討会で出された意見については、ナースセンター事業における新人看護職員研修等に反映し、事業のさらなる充実強化を図るなど、看護職員の確保対策、再就業促進・離職防止及び資質の向上を図ってまいりたい。
- ・ 県内に従事する保健師数は、全国平均に比べて非常に多く、さらにH23年度末から佐久大学卒業生が輩出されるなど、養成規模も拡大している。今後も各市町村の募集情報について、県内保健師養成機関に情報提供するなど連携を図り、県内就業の誘導を推進してまいりたい。(人口10万人対69.5名 ※全国平均38.1名)
また、保健所における保健師研修等を通して、保健師育成の強化に取り組んでまいりたい。

参 考**1 看護職員養成・確保**

(1) 看護職員養成・確保にむけた取組

① 新規養成数の確保

看護師等養成所への運営費補助、修学資金貸与事業、看護大学・県立養成所の運営、実習指導者養成講習会の開催 等

② 離職防止・再就業促進

病院内保育所への運営費補助、勤務環境改善への支援、ナースセンター事業(再就業相談・再就業支援研修等) 等

院内保育所運営費補助金：26年度実績 33施設

③ 人材確保・資質の向上

新人看護師の卒後研修、准看護師試験の実施等

④ 職場定着への取組

院内保育所運営費補助金、勤務環境改善への支援・アドバイザー派遣、「看護人材の確保・定着に係る検討会」の設置、新人看護師卒後研修体制整備補助金

(2) 潜在看護師等の復職支援や再就業への取組

○ナースセンター事業による再就業実績：26 年度 271 名

○再就業支援研修受講者：248 名（うち 42 名が再就業）

○退職看護職員の登録制度を実施

○主な周知・広報の取組

①病院総看護師長（看護部長）会議における事業周知（年度 1 回）

②「ナースセンターだより・求人情報」により全医療機関へ情報提供（毎月）

③県内医療機関の求人情報をホームページにより情報発信（24 年度作成）

2 保健師教育の充実・育成にむけた取組

○新任保健師研修会：26 年度実績 35 名

○現任保健師講習会：26 年度実績 15 名

○保健師専門研修会：26 年度実績 42 名

○保健所保健衛生係長等研修会：26 年度実績 2 回延 49 名

○保健所管内保健師研修会：26 年度実績 65 回延 3,100 名

件 名**3 予防接種の推進**

有効性・安全性が確認されているワクチンについては、財政措置を講じた上で、予防接種法における定期接種の対象とするとともに、町村負担の実態に即した適切な財政措置を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 県としては、これまでも十分な財源を確保するよう知事会議等様々な機会を捉えて国に要望しているところであり、引き続き、国へ要望していくとともに、国の動向を注視してまいりたい。

参 考**【定期予防接種化に係る国の動き】**

H24 年 5 月 23 日、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、7 つのワクチン（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B 型肝炎）について、早期に定期予防接種化を図るべきとの第二次提言が取りまとめられた。

このうち、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の 3 ワクチンについては、H25 年 4 月から、水痘、成人用肺炎球菌ワクチンについては H26 年 10 月から定期接種化された。

予防接種基本計画（H26 年 3 月厚生労働省告示第 121 号）では、ワクチンギャップの解消、接種率の向上、新たなワクチンの開発、普及啓発等を目標とし、おたふくかぜ、B 型肝炎及びロタウイルス感染症については、課題等を検討したうえで必要な措置を講じるとされた。このうち B 型肝炎については、国民に対して広く接種機会を提供する場合の技術的な課題の検討を終え、今後はワクチンの供給・実施体制の確保、必要となる財源の捻出方法等の検討を行った上で、関係者の理解を得るとともに、予防接種施策に対する国民の理解を得られるように協議が行われる。

【市町村の財政負担の軽減に係る国の動き】

上記第二次提言においても定期予防接種化の条件として財源の確保を図った上で、定期予防接種化するよう提言され、国では地方公共団体の意見を聴きながら、財源確保に努めるとした。H25 年 1 月 27 日の財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣の合意により、A 類疾病では 9 割、B 類疾病では 3 割程度の地方交付税が措置されている。

◇A 類疾病：定期 12 疾病、臨時 1 疾病 集団予防に重点〈被接種者に努力義務あり〉

定期	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘
臨時	痘そう（政令指定）

◇B 類疾病：定期 2 疾病 個人の重症化予防に重点〈被接種者に努力義務なし〉

インフルエンザ（高齢者）・高齢者用肺炎球菌

8 社会保障制度の充実

件 名

1 不妊治療支援の充実

不妊治療の経済的負担軽減を図るため、「特定不妊治療費助成事業」について、不妊や不育症に関する総合的支援体制の推進及び財政措置の拡充を図ること。

県の見解

- ・ 不妊に関する総合的支援については、引き続き長野県不妊専門相談センターや保健福祉事務所等と連携し、推進してまいりたい。
- ・ 昨年度から内閣府の地域少子化対策強化交付金を活用し、妊娠・出産に関する正しい知識（高年齢化による妊娠率の低下や出産のリスクの上昇）の普及啓発に力を入れて取り組んでいる。具体的には、産婦人科医師監修による教材（DVD・冊子）を作成し、その教材を用いて保健所保健師や助産師等が高校・大学等に出向き、生殖に関する身体の仕組みや妊娠・出産適齢期に関する健康教育（ライフデザインセミナー）を行っている。また、思春期健康教育関係者を参集した研修会を県下 10 圏域で実施するほか、男性不妊に係る一般向け講演会を実施し、男性不妊に対する理解についても普及啓発した。今年度も、妊娠・出産に適する時期や不妊・不育症の正しい知識を啓発するため、一般向け講演会を開催する。
- ・ 県単での治療費の上乗せ助成については、地方創生先行型交付金を活用し、H27 年度から特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療（精子採取術）及び不育症に対する助成を開始した。
- ・ 普及啓発事業により、不妊や不育症の状況にある夫婦に早期の検査・治療を促すとともに、特定不妊治療支援事業及び男性不妊治療・不育症治療支援事業による治療費助成の活用を促進することで、子どもを持ちたいという夫婦の希望を実現していく。

参 考

- 不妊・不育症に関する相談支援については、長野県不妊専門相談センターにおいて、不妊相談コーディネーターによる電話・面接相談を毎週火・木曜日（産婦人科医師による面談は毎月第 4 木曜日）に実施。
- 保健福祉事務所では、健康不安のある女性や思春期から更年期にある女性の健康相談を行う「女性生き生き健康相談」を行うとともに、性に関する健康教育として生徒や学生に対して妊娠に関する正しい知識の普及啓発を行っている。

件 名**2 発達障がい児（者）の支援体制の強化**

- (1) 発達障がい児の早期発見、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援体制の強化を図るため、発達障害の疑いのある児（者）及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、相談支援体制の充実を国に対し働きかけること。
- (2) 障がい者を地域社会に円滑に受け入れるため、グループホーム施設整備事業に係る予算の増額を図るよう国に対し働きかけること。また、H25年度に廃止となった県単事業の障害者グループホーム等施設整備事業補助金を復活させること。

県の見解

- ・ 巡回支援専門員整備事業は、市町村の発達障がい者支援の機能強化に寄与していることから、本事業の申請を希望する市町村への交付ができるよう国において市町村地域生活支援事業の財源を確保することが必要と考えており、その旨国に要望している。
- ・ 県としては、引き続き発達障がいに対する社会の理解を促すとともに、サポート・マネージャーの養成・配置や市町村サポート・コーチ、発達障がい者支援センターの活動等を通じて、市町村の相談支援体制の充実が図られるよう取り組んでまいりたい。
- ・ 県単による障害者グループホーム施設整備事業については、国庫補助事業の対象となっていなかった部分を補うため実施していたものであることから、当該補助金を復活させることは困難である。
- ・ 障がい者の地域生活への移行を進めるために、グループホームの整備は重要であることから、計画的なグループホーム整備の実現に向け、国に対して引き続き必要な予算額を確保するよう要望してまいりたい。

参 考

- 市町村が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい児が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図る取組については、巡回支援専門員整備事業として、H23年度に国庫補助制度が創設され、H25年度からは市町村地域生活支援事業の対象とされている。
- 市町村の発達障がい児（者）支援に係る取組の進展に伴い、実施市町村は年々増加している。
- ・ H23年度 6 市町
 - ・ H24年度 9 市町
 - ・ H25年度 14 市町村
 - ・ H26年度 16 市町村
- 地域生活支援事業（任意事業）については、自治体の実施する事業の増加に対応した財源が配分されていないのが実情であり、安定した事業実施に支障が生じかねない状況となっている。

- 県においては、市町村の取組を支援するため、以下の取組を実施している。
- ① 発達障がい者に直接関わる支援者に対し、分野・年代を越えて一貫した総合的な支援や助言を行うサポート・マネージャーを H27 年度は 10 圏域すべてに配置している。
 - ② 市町村の発達障がい者支援関係者の個別支援への対応力向上を図るため、圏域単位で市町村サポート・コーチを配置し、市町村の保健師、保育士等への助言 (H26 年度実績 291 回)、事例検討会や研修会の開催 (同 131 回) を行っている。
 - ③ 発達障がい者支援センターにおいて、市町村の保健師、保育士等を対象に、専門的技術の向上を図るための研修を実施している。(H26 年度実績 43 回)
- 障がい者グループホームの整備状況は次のとおり。

年 度	H23	H24	H25	H26	H27 (予算)
整備箇所数 (箇所)	11 (1)	14 (0)	7 (1)	9	3
県補助額 (千円)	75,872 (3,000)	176,362 (0)	112,704 (3,000)	186,300	71,400

※ () 内は県単事業による整備の再掲

- 社会福祉施設等施設整備事業 (国庫補助事業) の概要
- ・制度創設 H20 年度
 - ・補助率 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4
 - ・補助限度額 新築 21,600 千円、改修 7,500 千円
 - ・対象事業者 社会福祉法人、NPO 法人 (H23～対象) 等
 - ・対象物件 自己所有物件、賃貸物件 (H25～対象)
- 障害者グループホーム施設整備事業 (県単事業) の概要
- ・制度創設 H14 年度
 - ・補助率 県 1/2、事業者 1/2
 - ・補助限度額 定員 3 人以下 2,000 千円、定員 4 人以上 3,000 千円
 - ・対象事業者 社会福祉法人、NPO 法人等
 - ・対象物件 賃貸物件
- 県単事業については、国庫補助事業の対象となっていなかった賃貸物件の改修に限って行っていたが、H25 年に賃貸物件の改修についても国庫補助事業の対象となったことから廃止とした。

件 名**3 福祉医療制度の充実**

市町村が実施する福祉医療制度が安定的に維持できるよう、「福祉医療費給付事業」の助成対象の更なる拡大など事業の充実を図ること。

県の見解

- ・ 昨年「県と市町村との協議の場」の子育て支援ワーキンググループの議論を経て策定した「長野県子育て支援戦略」に基づき、H27年度から県の補助対象範囲を一部拡大。
- ・ 一方、国では、「子どもの医療費の在り方等に係る検討会」を設置。自己負担や医療費助成の在り方、及び国保国庫負担金減額措置の扱いについて議論し、来年夏を目途に報告書を作成する予定となっている。
- ・ 県ではこれまで様々な機会をとらえて、社会保障政策の中に位置づけた国の責任による助成制度の創設を、国に対して要望してきたところであるので、国の動向を注視する。
- ・ 国における検討の結果、制度変更があれば、必要に応じて、実施主体である市町村と制度を検討してまいりたい。

参 考**1 福祉医療費給付事業の対象者（県費補助の対象者）**

区 分	所得制限	受給者負担金	H26実績	
			受給者数	県補助額
乳幼児等 入院：中卒、通院：就学前	なし	1レセプト 500円	16万人	11億円

※福祉医療費全体の H26 県補助額（障害者、ひとり親家庭含む）：41 億円

2 県内市町村の実施状況（H27年8月1日現在）

区 分	入 院	中 卒	中 卒	高 卒
	通 院	小 卒	中 卒	高 卒
所得制限なし	1	33	43	

3 都道府県の助成状況（H27年4月1日現在）※太線枠内は本県の状況

区 分	3歳未満	4歳未満	5歳未満	小就学前	小 3	小 卒	中 卒	高 卒
入 院		1		22	1	8	14	1
通 院	2	4	1	25	3	6	5	1

4 国の「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」

○日 程：H27年9月2日～H28年夏頃

○構成員：15名（大学教授、小児科学会会長、医師会理事、県・市町職員 など）

○内 容

- ・ 自己負担、及び医療費助成の在り方
- ・ 医療費助成による安易な受診への対応策
- ・ 適正な受診を促す仕組み
- ・ 国民健康保険国庫負担金の減額措置の扱い

件 名

- 4 国民健康保険制度の円滑な運営が図られるよう、次の事項について国に対し働きかけること。
- (1) 小規模保険者の保険財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急かつ強力に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。また、その際は、保険料水準の格差に十分配慮すること。
 - (2) 社会保障・税一体改革において税制抜本改革時に行うとされた保険者支援制度の拡充を早急に実施するとともに、国庫負担金割合の引き上げを行うなど更なる財政基盤の拡充・強化を図ること。
 - (3) 広域的な運営が実現するまでの間、国民健康保険の運営が安定するよう、大幅な国費投入で更なる財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること。
 - (4) H20 年度から開始された特定健診について、受診者本人の了解があれば、健診データを保険者から町へ提供できるよう保険者協議会の体制を整備すること。

県の見解

- ・ 本年5月27日に国保法改正法が成立し、H30年度から都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担うこととなった。制度改革後、都道府県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して、市町村ごとの納付金や標準保険料率を決定し、市町村はそれを参考に実際の保険料を定めることとなっている。算定の方法等の詳細はまだ明らかになっていないが、本県は市町村間の保険料格差が大きいと承知しており、国から仕組みの詳細が提示された段階で国保制度改革ワーキンググループ等を通じて、市町村の皆様のご意見等をお聞きしながら本県としての対応を検討してまいりたい。
- ・ 保険者支援制度の拡充については、今年度から実施済み。約1,700億円の追加公費が投入されている。(負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ H29年度以降、国は全額国費で約1,700億円を投入し、毎年約3,400億円の財政支援の拡充が実施され、国保の抜本的な財政基盤の強化を図ることとしている。今後も医療費の増加等が見込まれるため、県としても更なる財政支援を国に求めてまいりたい。
- ・ 保険者協議会は国保連合会で事務局を運営する組織で、県内の医療保険者が連携・協力するための協議の場として、市町村国保、被用者保険、国保組合等で構成され、県も参加している。健診データ等の提供については、個人情報保護の観点から課題も多いと認識しているが、県としても、知事会等を通じて国に、情報提供のルールづくりを早急に講じるよう要望しているところ。また、ご要望の趣旨は保険者協議会の事務局である国保連合会に伝える。

参 考

【「国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）」のポイント】

- 1 公費拡充等による財政基盤の強化
毎年約3,400億円の財政支援の拡充等より、国保の財政基盤の強化を図る。

＜H27 年度から実施＞（毎年約 1,700 億円）（国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）

低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充（約 1,700 億円）

＜H30 年度から実施＞（毎年約 1,700 億円）（全額国費）

- 財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）
自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等）
- 保険者努力支援制度・・・医療費の適正化に向けた取り組み等に対する支援
- 財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応（数十億円））等

- ・ H27 年度から、財政安定化基金を段階的に造成（H27 年度約 200 億円）
- ・ H29 年度には、約 1,700 億円を投入し、財政安定化基金への積増し等を実施。
- * 基金は都道府県に創設（2,000 億円規模：全額国費）

2 運営の在り方の見直し（保険者機能の強化）

H30 年度から、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う。

都 道 府 県	市 町 村
・ 県内の統一的な国保運営方針の策定 ・ 市町村ごとの納付金の額を決定 ・ 標準保険料率等を算定・公表 ・ 保険給付に要した費用を市町村に支払い 等	・ 保険料（税）の賦課・徴収 ・ 納付金を都道府県に納付 ・ 資格管理・保険給付の決定 ・ 保健事業 等

3 改革により期待される効果

小規模な保険者の多い従来の国保について、その運営の安定化を図り、全国の自治体において、今後も国保のサービスを確保し、国民皆保険を堅持。

- 医療計画の策定者である都道府県が国保の財政運営にも責任を有する仕組みとすることにより、これまで以上に良質な医療の効率的な提供に資する。
- 厚生労働省が主導的に構築する標準システムの活用や都道府県内の統一的な国保の運営方針等により、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減、標準化が図られるとともに、事務の共同処理や広域化が図られやすくなる。 等

4 今後、さらに検討を進めるべき事項

- ・ 厚生労働省は、新たな制度の円滑な実施・運営に向け、制度や運用の詳細について引き続き地方と十分協議しながら検討し、順次、具体化を図る。
- ・ 今回の改革後においても、国保制度全般について必要な検討を進め、当該検討結果に基づき、所要の措置を講じることとし、今後も厚生労働省と地方の間で、国保基盤強化協議会等において真摯に議論を行う。

件 名**5 介護福祉の充実**

- (1) 利用者が、できる限り住み慣れた地域で安心して地域の特性に応じた多様なサービスを受けられるよう、介護福祉の人材確保のための仕組みづくりや教育機関の充実を図ること。
- (2) 介護保険制度を持続可能な制度とするためにも、費用負担割合の見直しを行い、被保険者に対する保険料負担の軽減を図るため、制度の見直しを行うよう国に対して働きかけること。

県の見解

- ・ 増加する介護需要を支える人材の確保に向けて、「福祉・介護人材確保ネットワーク会議」において、関係機関・団体が協働して、様々な確保対策を検討・実施。
- ・ 介護人材の養成に向けた教育機関への支援と連携については、以下のとおり実施しており、引き続き取り組んでまいりたい。
 - 介護福祉士養成施設の広報・PR費用に対して新たに補助制度を創設
 - 若年者向け啓発パンフレットを介護福祉士養成施設と共同で制作
 - 県教育委員会と連携した中学・高校への訪問講座による若年世代へのPR
- ・ 「介護福祉士の国家試験受験資格」を取得できる福祉系高校については、法改正で設置要件が厳しくなり、その設置は難しい状況にあるが、高等学校と養成施設が連携を図り、通算して必要な教育内容を履修できるよう、現在、国に対し、構造改革特区に向けた規制改革提案を行っている。国の動向を注視しながら、今後のあり方について、産業教育審議会の答申を踏まえ研究してまいりたい。
- ・ 介護保険制度の充実を図るため、県としてこれまでも国に対して様々な要望を行ってきた。
- ・ 介護保険給付費、介護保険料は一貫して増加を続けており、介護保険制度の運営に係る財政負担や被保険者の保険料負担が増加している状況を踏まえ、制度を安定的に運営するため、国に対して国費負担の拡充、利用者負担の適切な見直しなど引き続き要望してまいりたい。

参 考**1 介護職員数の現況・見通し**

県内の介護職員数は、現在約 3.4 万人。H37 年には約 4.6 万人必要になると推計。

項 目	H23	H24	H25	H26	H29	H32	H37
介護職員数(人)	29,999	31,554	31,827	33,896	39,808	42,818	46,339

出典：H23～H25 厚生労働省介護サービス・施設事業所調査（各年 10 月現在）

：H26 以降は、「第 6 期高齢者プラン（H27～H29）」による推計値

2 H27 年度における介護人材確保対策の主な取組**(1) 参入促進に関する主な事業**

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業費
福祉職場 PR 事業	○高校生や介護福祉士養成施設との協働で若年者向けの啓発パンフレットを作成し魅力を伝える。	9,902
介護人材雇用・定着促進事業	○介護分野への就労意欲のある失業者等を雇用し、本人の適性に合った介護施設等で就労させながら、資格取得・研修受講を支援。直接雇用につなげる。	80,042

潜在的有資格者支援事業	○資格を持ちながら未就労の者を対象とした個別就職相談会、研修会を開催し復職を促進する。	4,931
県外就職相談会	○移住交流施策と連携し、「銀座NAGANO」等で就職相談会を開催する。	1,217

(2) 離職防止に関する主な事業 (単位：千円)

事業名	事業内容	事業費
社会福祉研修事業	○職層に応じて必要な知識・技術に関する研修を実施。「新任管理者マネジメント課程」を新設する。	8,203
介護人材確保・定着セミナー	○経営者の意識改革を促すセミナーを開催し、人材の確保・定着に向けて労働環境・処遇の改善を図る。	674
モデル給与表・給与規程の作成等	○「長野県版キャリアパス・モデル」に介護職員の給与等の目安を追加し、事業者に提示することで、処遇改善と若年者等の入職促進を図る。	4,491

- 3 「福祉・介護人材確保ネットワーク会議」による人材確保策等の検討 (H26年度～)
関係団体、学識経験者、行政等によるネットワーク会議を設置し、高齢者人口の増加を見据えた、今後の介護人材の確保対策等を継続的に検討。

4 教育機関への支援と連携

(1) 介護福祉士養成施設への支援

定員割れが続いている現状を踏まえ、H27年度に入学人数増加に向けた広報・PR費用に対する補助制度を新設。「介護の次世代育成促進事業」事業費 1,400 千円)

(2) 中学・高校との連携

将来を担う中学・高校生に介護の仕事の役割等を理解してもらうため、現場の介護職員の体験談や現場の介護職員の声などを紹介する啓発用教材 (DVD) を活用して訪問講座を開催。

5 教育機関の状況について

(1) 介護福祉士制度の改正 (H26年4月1日施行)

「福祉系高校」については、科目の時間数だけでなく、教員要件、科目の内容等にも以下の基準を課し、文科大臣・厚労大臣が指定する仕組みとなった。

①カリキュラム：1,855 時間 (専門科目 53 単位) (H21 年の改正前 1,190 時間)

②施設設備：(設置者の所有を原則とする) 文科省の「指針」に定める実習室、機械器具等

③教員要件を満たした教員の配置

科目名	科目編成に必要な専任教員の要件
「介護福祉基礎」等 * (右のすべての要件を満たす者を、最低一人置く)	①教科「福祉」の免許状 ②介護福祉士資格 ③介護福祉士として 5 年の実務経験又は実務研修
「こころとからだの理解」 (右のすべての要件を満たす者を、最低一人置く)	①教科「福祉」の免許状 ②医師・保健師・助産師・看護師資格 ③医補助看として 5 年の勤務経験又は実務研修

*「介護福祉基礎」等：「介護福祉基礎」「コミュニケーション技術」「生活支援技術」「介護過程」「介護総合演習」「介護実習」

- (2) 福祉系の学科がある公立高校【上田千曲高校 全日制 生活福祉科】(1校)
・在籍生徒数 (人) 1 年 41 2 年 40 3 年 39 (H27 年 5 月 1 日現在)

- ・卒業時に取れる資格：「介護職員初任者研修」（H24 年まで訪問介護員 2 級）
：認定資格（都道府県）
- ・法改正により「介護福祉士の国家試験受験資格」（最上級の国家資格）は取得できない。

（３）福祉系のコース（系列）をもつ公立高校（12 校）

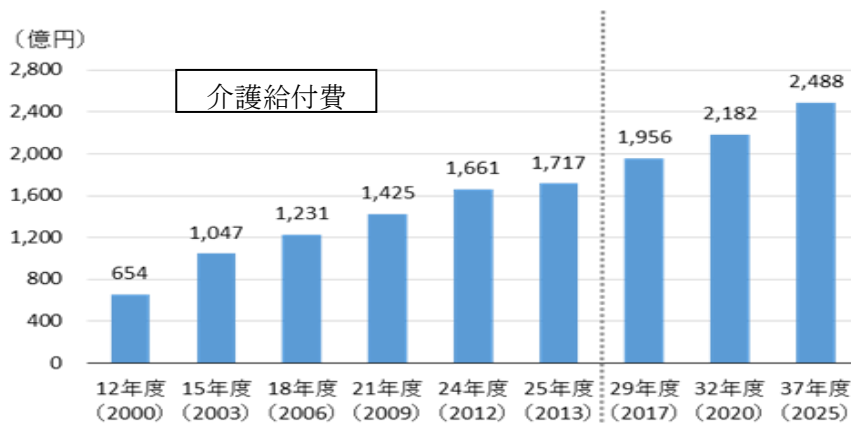
*中野立志館、市立長野、*丸子修学館、東御清翔、*蓼科、*望月、*茅野、辰野、*高遠、*阿南、*塩尻志学館、*梓川

（注）*印の高校は「介護職員初任者研修」取得を目指したコース（系列）を設置。

（４）私立高校 2 校の在籍生徒数（人）（H27.5.1 現在）

学校	学科・コース	1 年	2 年	3 年	合計	2 校とも介護福祉士の国家試験受験資格取得可
エクセラン	福祉	9	17	13	39	
創造学園	環境福祉	17	23	15	55	

6 長野県の給付費・介護保険料の推移及び見込み



介護保険料							(円)	
事業計画期間	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	H32 年度 見込	H37 年度 見込
長野県	2,346	3,072	3,882	4,039	4,920	5,399	6,491	7,937
対前期増加額 (伸び率)	—	726 (30.9%)	810 (26.4%)	157 (4.0%)	881 (21.8%)	479 (9.7%)		
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	6,771	8,165
対前期増加額 (伸び率)	—	382 (13.1%)	797 (24.2%)	70 (1.7%)	812 (19.5%)	542 (10.9%)		

7 地方の財政負担に対する財政措置、保険料負担の見直しについての要望実績

- ・H27 年 6 月「H28 年度国の施策並び予算に関する要望」

「H27 年度から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の創設や消費税財源を活用した「地域支援事業」の拡充が図られたが、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、更なる国費負担の拡充、利用者負担等の適切な見直しなど、必要な制度の改善を図ること。」

件 名**6 健康増進施策の推進**

信州 ACE プロジェクトにおける運動支援ボランティアの養成にあたっては、全県的な成果が上がるよう、県主導により運動支援ボランティア養成講座や講師の派遣を実施すること。

県の見解

- ・ 地域における健康づくりのうち、体を動かす取組を住民に浸透させる方法として、食生活改善に係るボランティアと同様に、運動支援のボランティアを養成することは有効な方策のひとつと考えられる。
- ・ ボランティアの養成そのものは、H9 年の地域保健法の全面施行に伴い、市町村の役割と整理され、県では市町村の養成を支援する立場になるが、今年度は ACE プロジェクトの一環で参加いただいているモデル市町村等について、養成のための指導者講習や取組情報の発信を予定している。
- ・ 現在、ボランティアを養成している市町村も複数あると承知しているが、位置づけも、体力向上から介護予防を主とするもの様々あり、登録や更新など養成のシステムも異なっていることから、市町村での養成や活動の実態、ニーズを把握し、住民の運動習慣の定着に向けて、どのような支援方法が効果的なのか、検討してまいりたい。

参 考**1 信州 ACE（エース）プロジェクト**

生活習慣病予防の重点 3 項目（Action、Check、Eat）に取り組む健康づくりの県民運動。「健康経営」「健康地域づくり」「健康教育」「ACE 県庁」の推進の 4 つの取組方針のもと、市町村におけるウォーキングコースの設置やウォーキング・オリジナル体操の普及を図る「全市町村で体を動かす取組実践プラン」以下、5 つの実施プランに沿って具体的な取組を進めている。

2 運動支援ボランティア

市町村において、住民の体を動かす取組を推進するために養成し、活動しているボランティアの総称。「体力づくりサポーター（松本市）」など名称は様々で、目的も、住民の体力維持向上から介護予防を主眼とするものなど種々の形態がある。

定義が明確でないため、現状で養成状況を正確に把握することは難しいが、26 年度に市町村の健康づくりに関する取組の 1 項目として照会した際のデータでは、13 市町村で約 1,500 人となっている。

9 環境保全対策の推進

件 名

1 不法投棄防止対策の推進

不法投棄監視連絡員を増員するなど監視体制を強化するとともに、県管理道路・河川にあっては、不法投棄物を早期に回収・撤去し、不法投棄の拡大防止を図ること。

また、土地の所有(管理)者が不明である土地へ不法投棄された廃棄物の処理並びに再発防止策を講じること。

県の見解

- ・ 不法投棄監視連絡員については、厳しい財政状況のもと、H16に減員となったものをH18に100人に戻して以降現体制を維持しており、今後も継続できるよう努力してまいりたい。
- ・ 不法投棄の防止・早期発見には地元(市)町村の協力が不可欠であり、引き続き県と一体となった取組をお願いしたい。
- ・ 土地の境界が不確定な土地に投棄された場合には、両土地の所有(管理)者に確認して、不法投棄された廃棄物の処理並びに再発防止を図られたい。

参 考

○ 不法投棄の発見状況

(単位:件)

年 度	H24		H25		H26	
		うち町村		うち町村		うち町村
一般廃棄物	4,129	822	4,087	833	3,583	809
産業廃棄物	64	31	76	27	62	40
合 計	4,193	853	4,163	860	3,645	849
一般廃棄物割合	98.5%	96.4%	98.2%	96.9%	98.3%	95.3%

※多いゴミ 県全体:①家庭ごみ ②空き缶 ③タイヤ ④家電4品目

町 村:①家庭ごみ ②空き缶 ③家電4品目 ④タイヤ

○ 不法投棄防止対策(26年度)

不法投棄監視連絡員	100名配置:兼務5村 平谷・泰阜・豊丘・生坂・朝日 (町村57名) 複数3町村 富士見2・阿智2・木曽3 @7,000円/月4回/2h 8,570千円
夜間監視パトロール	年間100日予定 地事・資源循環推進課実施
不法投棄ホットライン	24時間体制の電話通報窓口を開設
その他	車両点検等

○ 廃家電4品目の不法投棄に係る市町村への財政的支援

支 援 元:一般財団法人家電製品協会(=問合せ先)

支 援 先:市町村(複数市町村が協同して実施する事業を、代表市町村が申請することも可)

支援対象：市町村が行う家電４品目に係る不法投棄未然防止事業（助成率 50%）
不法投棄物の回収・引き渡し事業（3 カ月分の回収に対して助成率 100%）（国、県が財政的支援を行っている事業は不可）

事業年度：H27～29（募集は H26～28）

募集期間：支援対象年度の前年度の 7 月 1 日から 9 月 30 日

県内実績：須坂市（H26、27）、伊那市（H27）※H28 は伊那市が要望中（11 月決定）

事業周知：国からの依頼により、市町村にメールで事業を周知（7 月）

件 名	
2 生活排水対策の推進	既存の施設を効率的に利用し、生活排水対策を推進するため、下水道処理施設へし尿及び浄化槽汚泥の下水道への希釈投入処理施設を併設する場合における財政措置の拡充を図るよう国に対して働きかけること。
県の見解	
	・下水道において、し尿や浄化槽汚泥を処理するためには、ご提案にあるように希釈投入施設を設置する必要があるが、現行制度には財政支援の制度がない。国の動向を注視しつつ、引き続き、国に対し希釈投入施設の整備について財政措置を要望してまいりたい。
参 考	
	下水道と他の汚水処理施設（し尿及び浄化槽汚泥処理等）が共同で事業を行う場合の財政措置として、汚水処理施設共同整備事業（M I C S）がある。 ○汚水処理施設共同整備事業（M I C S） （目的）下水道と他の汚水処理施設が共同で汚水を処理することが効果的な場合に、国が地方公共団体に必要な助成を行う。 （要件）処理人口及び処理水量の1/2以上が下水道事業の対象であること。 （対象）共同で利用する汚泥処理施設、管理施設等 （課題・問題点） ・下水道事業と共同で行う必要があり、し尿及び浄化槽汚泥処理の単独事業では実施できない。 ・下水とし尿及び浄化槽汚泥を併せて処理する施設以外は対象外である。

件 名**3 山岳環境の保全整備**

山岳環境への影響軽減や多様な登山者の要求に対応できる環境整備のため、山岳環境保全対策支援事業の補助対象の拡大と十分な財政措置を講じること。

県の見解

- ・山小屋トイレの補助事業については、国に対し、従前から予算確保と補助対象の拡大を求めており、引き続き要請してまいりたい。
- ・なお、国においても、国立公園内の整備について、一定の補助制度を立ち上げたが、予算規模が限定的（全国で約6億円）である。

参 考**1 現況****(1) 山岳地域トイレの現状**

総 数	H26年度末	H26末改修率	目標とする改修率*
160箇所	125箇所	78%	H32までに85%

※目標は生物多様性ながの県戦略による。

(2) 山岳環境保全対策支援事業

ア 国から民間の山小屋事業者に対する直接補助事業

イ 事業主体：山小屋事業者

ウ 対象事業：し尿処理施設、給水施設

エ 補 助 率：1/2（事業費等に対する制限なし）

オ 事業の条件

- ・山域単位の地域協議会からの推薦（国の審査委員会で審査）
- ・通過者用のし尿処理施設（公衆便所）の設置
- ・使用料の徴収と利用者へのPR
- ・事業費の下限上限なし

カ 県の役割：地域協議会事務局を担い、事業導入に向けた条件整備や調整等のコーディネートや山小屋関係者による受益者負担への取組みをサポート。

キ 実績と計画

	公園名	市町村	名 称	事業費(千円)	補助金(千円)
H24 実績	御岳県立	木曽町	女人堂	38,010	17,990
	〃	王滝村	王滝頂上山荘	32,900	16,350
	中部山岳国立	松本市	岳沢小屋	10,920	5,170
	〃	〃	ヒュッテ大槍	23,310	11,030
	合 計			105,140	50,540
H25 実績	御岳県立	王滝村	剣ヶ峰山荘	35,800	15,250
	中央アルプス県立	宮田村	天狗荘	52,500	22,250
	合 計			88,300	37,500
H26 実績	八ヶ岳国定	佐久穂町	青苔荘	53,414	26,707
	中央山岳国立	松本市	西穂山荘	40,300	20,150
	合 計			93,714	46,857
H27 計画	中央山岳国立	松本市	槍沢キャンプ場	14,442	7,221
	合 計			14,442	7,221

2 課題・問題点

- ・山小屋トイレについては、山岳環境保全対策事業（国補）では、補助対象が民間山小屋事業者に限定され、市町村が対象外となっている。
- ・また、山小屋は厳しい立地条件により、建設、維持管理等に大きな費用がかかるため、整備がなかなか進まない。

件 名**4 特定外来生物対策の推進**

地域の自然環境や農林業へ被害を及ぼす特定外来生物（アレチウリ等）は、旺盛な繁茂により駆除が追い付かないため、駆除剤の開発や補助金制度の創設など支援の充実を図ること。

県の見解

- ・ 特定外来生物は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき主務大臣等が防除を行うものとされていることから、本法の所管の環境省は、一層の防除の推進が必要であり、かつ、地方自治体による防除へは補助の創設等を要望している。
- ・ そのような状況の中で、広域的に分布する外来生物については、多様な主体の参画による駆除を進めざるを得ず、また一律・公平に補助等を行うことは現状では難しい。
- ・ 県では、特定外来生物による被害が確認されている分野を所管する部局で連携して防除を推進。
- ・ なお、長野県からの構造改革特区申請（防除した個体を袋詰めするなど拡散防止対策をしている場合には防除確認・認定を不要とする）を受け、国では、特定外来生物の運搬に関する規制の運用が見直された（H27 年 1 月）。

参 考**1 長野県に生息する特定外来生物**

○県内の特定外来生物生息状況

- ・ 特定外来生物（112 種）中、19 種の生息を確認

◇県内で確認されている特定外来生物 19 種（環境保全研究所確認 H26. 9 月）

哺乳類	アライグマ、アメリカミンク	甲殻類	ウチダザリガニ
鳥 類	ガビチョウ、ソウシチョウ、カ オグロガビチョウ、カナダガン	昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ
爬虫類	カミツキガメ	植 物	オオキンケイギク、オオハンゴン ソウ、オオカワヂシャ、アレチウ リ、アゾラ・クリスタータ
両生類	ウシガエル		
魚 類	カダヤシ、ブルーギル、コクチ バス、オオクチバス		

○特定外来生物アレチウリ等の繁茂状況

- ・ アレチウリは、中部 7 県中、長野県での問題発生が最多（市町村の 47%、環境省アンケート調査 H26. 3 月）。
- ・ アレチウリは、特定外来生物（植物）のうち最も多くの市町村で繁茂（H20. 3 月）。

◇アレチウリ等の県内繁茂状況（旧 120 市町村単位、環境保全研究所 H20. 3 月）

特定外来生物（植物）	一部の地域に分布	複数の地域に分布	ほぼ全域に分布	分布しない	不明
アレチウリ	48	20	24	15	13
オオキンケイギク	30	30	5	15	40
オオハンゴンソウ	24	24	2	21	49
オオカワヂシャ	3	3	0	36	78

2 特定外来生物対策の推進

- ・長野県では、特定外来生物駆除活動の確認・認定の制度、手続について、県 HP、パンフレット(H24 年度更新)等で広報、周知。
- ・特定外来生物であるアレチウリについては、効果的な駆除方法や留意事項を伝える指導者研修会を開催し、その指導者と一般市民による、広範囲な駆除活動が行われるように取組んでいるところ（水大気環境課・自然保護課）。
- ・アレチウリについては、毎年7月最終日曜日を『アレチウリ駆除全県統一行動日』として設定し、駆除活動を推進しており、H26 年度には、統一行動日を含めて約2万4千人が参加。

3 課題

- ・アレチウリ等外来生物は繁殖力が強く、一旦広がると根絶は非常に困難で継続的な取組が必要。
- ・外来種被害防止対策における地方の取組に対する国の補助事業等の支援策がない。

10 再生可能エネルギーの推進

件 名

1 再生可能エネルギーの導入推進

町村において、小水力・太陽光発電をはじめ、積雪地域での雪氷冷熱や観光資源である温泉熱等、地域資源を活用した再生可能エネルギーが積極的に導入できるよう、普及促進に向けた規制緩和を図ること。

県の見解

- ・ 長野県環境エネルギー戦略における「自然エネルギー発電設備容量」の実績が、H32 年度目標値(30 万 kW)を達成したことから、本年 9 月に上方修正を行った。
- ・ しかし、ポテンシャルの高い小水力やバイオマス等の導入が少ないことから、地域の特性を活かした発電事業、熱事業への支援や人材育成など更なる取組が必要と考えている。
- ・ 水利権については、国も問題意識を持って権限移譲や手続きの簡素化が行われたところであるが、従属発電以外の水利権の手続きには時間を要することから、簡素化等を求める声が小水力発電を計画する事業者にあることは承知している。
- ・ 一方、水利権の制度は、公益性を保持する面もあるので、その点を踏まえた上で必要な要望を国に行ってまいりたい。
- ・ 固定価格買取制度等については、固定価格買取制度や系統接続に係る情報開示が不十分であるとして、関東地方知事会や県内地方 6 団体による「国の施策並びに予算に対する提案・要望」等を通じて要望したところ、H27 年 1 月に固定価格買取制度の運用が見直され、個別の認定情報が地方自治体に提供するとされた。(時期未定)
- ・ 現在、国では固定価格買取制度の見直しを行っているが、地方創生に資するような制度となるよう引き続き要望していく。

参 考

- 自然エネルギー設備の導入に当たっては、森林法、農地法、自然公園法、河川法、景観法等の関係法令の適合が求められる。
- 農山漁村再生可能エネルギー法の創設、水利権や国立・国定公園内における地熱発電の規制緩和など、自然エネルギー普及の観点から関係法令の創設、改正等が行われている。
- 自然エネルギーの健全な発展に当たっては、固定価格買取制度に係る国の情報開示や系統接続等に係る電力会社の情報提供が求められている。
- 本年 7 月に長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)が示されたが、再生可能エネルギーの導入水準(2030 年:22~24%)を達成するためには、電源の特性や導入実態を踏まえ、更なる導入拡大をしていくための取組が必要とされている。

11 農業・農村対策の推進

件 名

1 農業・農村施策の推進

- (1) 新たな食料・農業・農村基本計画については、関係府省連携の下、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に実施するよう国に対し働きかけること。
- (2) 日本型直接支払制度については、町村の財政事情を勘案し、十分な財政支援を講じるとともに、所要の予算額を確保すること。
- (3) 農地中間管理機構について、町村への業務委託をする場合は、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に財政負担が生じないよう措置すること。

県の見解

- ・ 本計画は、産業政策と地域政策とを車の両輪として農政改革を推進するものとされており、計画に沿った総合的な施策が実施されるよう、引き続き国に対して要望してまいりたい。
- ・ 日本型直接支払制度については、町村にも負担をいただきながら実施しているところであるが、国では、市町村における事務費負担に配慮し、各交付金について推進交付金を措置しており、引き続き町村からの要望が満たされるよう必要な予算額の確保と、事務の一層の簡素化について要望してまいりたい。
- ・ 町村への業務委託については、受付業務及び事業制度啓発などについて、地域の実情を考慮して委託するよう機構を指導するとともに、委託業務に要する経費については、町村に負担が生じないよう予算を措置している。
また、委託業務を中心的に推進する「地域推進員」の設置についても、全額を機構が負担できるので、活用いただきたい。
- ・ 県としては、来年度以降も十分な予算が確保されるよう必要に応じて国へ要請してまいりたい。

参 考

【新たな食料・農業・農村基本計画(H27年3月31日閣議決定)】

1 施策の基本的な方針

農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として農政改革を推進。

2 食料自給率目標

	H27 計画	(参考)H22 計画
カロリーベース	45%	50%
生産額ベース	73%	70%

3 食料自給力指標の提示

食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進するため、我が国食料の潜在生産能力を評価する「食料自給力指標」を提示。

4 講ずべき主な施策

- ・ 農林水産物・食品の輸出促進、食品産業のグローバル展開の促進
- ・ 6次産業化の戦略的促進

- ・担い手の育成、確保、経営所得安定対策の着実な推進
- ・農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保
- ・多面的機能支払制度等の着実な推進
- ・農村への移住・定住等の鳥獣被害への対応
- ・「集約とネットワーク化」による集落機能の維持

【日本型直接支払制度】

1 負担割合

- (1) 多面的機能支払交付金【国：50%、県：25%、市町村：25%】
 - ・市町村負担のうち、60%を普通交付税、24%を特別交付税で措置、残 16%は自主財源
 - ・このため、実質の市町村負担は $(25\% \times 16\% =) 4\%$
- (2) 中山間地域等直接支払交付金【国：50%、県：25%、市町村：25%】
 - ・市町村負担については、地方財政措置（普通交付税・特別交付税）が講じられている
- (3) 環境保全型農業直接支援交付金【国：50%、県：25%、市町村：25%】
 - ・市町村負担については、地方財政措置（普通交付税・特別交付税）が講じられている

2 H27 年度の事業実施状況

- (1) 多面的機能支払交付金
 - ・70 市町村、740 組織、32,000ha が対象になる見込み。
 - ・当初、国からの割当が不足し、長寿命化の予算を一律に要望額の 70%として割り当てとなったが、追加割当により必要な予算を確保
- (2) 中山間地域等直接支払交付金
 - ・71 市町村、1,071 集落、9503ha が対象となる見込みであり、要望額に対して 100%の割当内示
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金
 - ・40 市町村、申請面積は 523ha であり、当該申請面積に係る国からの交付金は 100%の割当内示

3 推進交付金

国は、市町村における事務費負担に配慮し、各交付金について事務費(推進交付金)を措置(いずれも国庫 10/10)

- (1) 多面的機能支払交付金
 - ・本年度は要求どおりの額（約 28,744 千円）を確保
- (2) 中山間地域等直接支払交付金
 - ・市町村の要求どおりの額（約 7,395 千円）を確保
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金
 - ・市町村の要求どおりの額（約 208 千円）を確保

【農地中間管理機構の業務委託状況】

- 1 委託先 市町村：52、再生協等：25、J A：10、市町村公社：2 計 89 団体
- 2 委託料及び人員配置（委託料による）の状況

- ・業務委託先に対し、65,000 千円余の委託料で契約

(単位：千円、人)

委託先	委託料	地域推進員		臨時 (事務)	※委託料は H26 当初契約締結時の額 (窓口設置、人件費)
		専任	兼任		
町村(再生協含む)	13,353	1	8	4	(人件費単価)
市(再生協含む)	31,075	8	9	4	
市町村公社	64				
JA	20,894	3	14		・地域推進員：専任 7,250 円/1 日 兼任 930 円/1 時間
計	65,386	12	31	8	・臨時(事務)：790 円/1 時間

3 委託業務内容

受付業務及び事業制度啓発は市町村、実務業務及び農地賦存量調査は J A 等が行うことを基本とするなど、地域の実情を考慮し業務分担をしている。

項 目	内 容
受付業務	借受農地の受付、農地利用希望者(公募)の受付
実務業務	農地の現状確認、農地と利用希望者のマッチング
農地賦存量調査	借受候補農地の掘り起こし
事業制度啓発	農業者に対する事業制度の説明

4 機構運営に対する補助金 (H27 県予算額)

(単位：千円)

区 分		事業内容	予算額	一財	国庫	基金
農地中間管理機構事業補助金	農地管理費	耕起、草刈、賃料	119,430 (119,430)	5,972 (5,972)		113,458 (113,458)
	機構運営費	委託料、人件費等	218,749 (165,116)		218,749 (123,910)	(41,206)
合 計			338,179 (284,546)	5,972 (5,972)	218,749 (123,910)	113,458 (154,664)

※基金残高が 794,166 千円あり基金を補助金に充てることとしていることから、当面は財源が確保されている

件 名**2 地域農業の担い手育成・確保**

新たに農業を志す全ての人が青年就農給付金の給付対象となるよう対象要件の見直しについて国に対し働きかけるとともに、地域農業の担い手確保に向けた取り組みを推進すること。

県の見解

- ・ 現在、農家子弟が経営継承する場合においては、青年就農給付金の対象者が非常に限定されていることから、国に対して要件緩和等について引き続き国に要望してまいりたい。
- ・ 新規就農者の就農後の定着と早期経営安定に向けて、就農相談から研修、就農、経営発展まで、対象者のレベルに応じた支援を市町村やＪＡ等の関係機関・団体と連携して引き続き推進してまいりたい。
- ・ 新規就農者など担い手の経営発展に向けた施設整備については、国の経営体育成支援事業等で支援してまいりたい。

参 考**【青年就農給付金】**

	目 的	主な要件
準備型 (2年間)	農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援する。	・ 就農予定時の年齢が原則 45 歳未満 ・ 独立自営就農、雇用就農または親元就農 ・ 親元就農の場合、就農後 5 年以内に親の農業経営を継承又は共同経営者となること
経営開始型 (5年間)	経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する。	・ 就農時に原則 45 歳未満の認定新規就農者 ・ 親の農業経営を継承する場合、5 年以内に農業経営を継承すること。 ・ 親族からの貸借農地を主として経営開始する場合、給付期間中の所有権移転に緩和(H26～) ・ 給付期間中に新規就農者と同等のリスクを負って経営開始することを市町村長が認めること。

件 名

3 農業基盤整備の推進

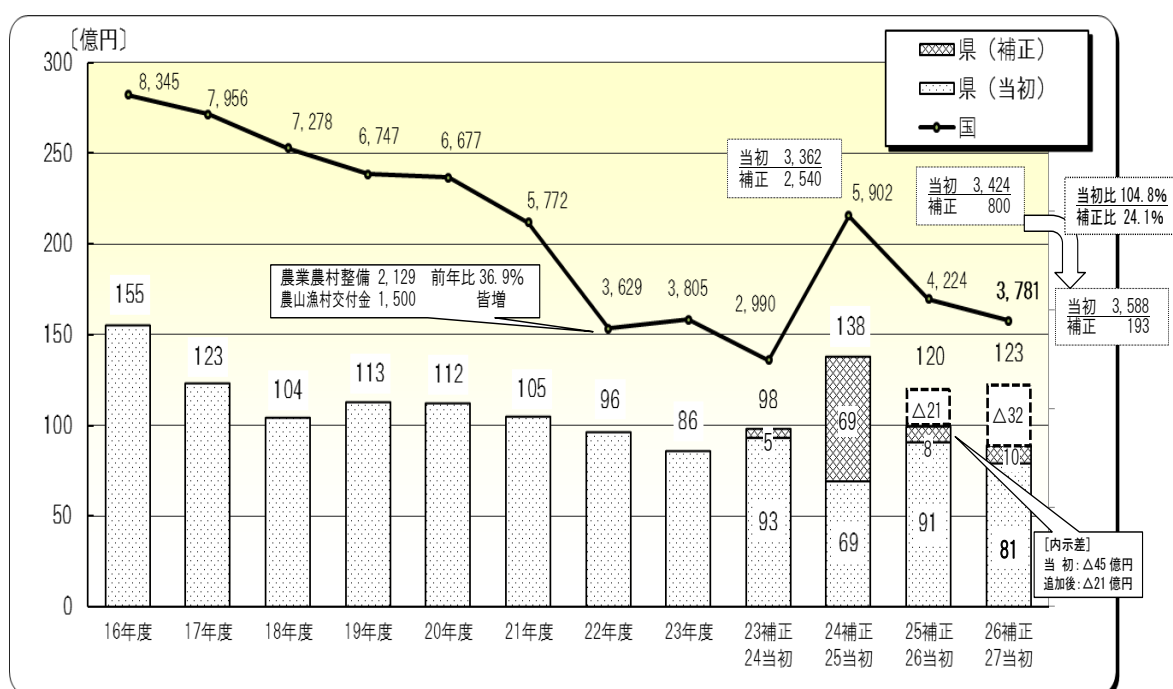
- (1) 農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保するとともに、同事業にかかる農家や地元町村の一層の負担軽減を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 食料生産の基盤である農地の確保と効率的利用を図るため、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」にかかる支援の充実と財源の確保を図るよう国に対し働きかけること。
- (3) 中山間地域における様々な不利な条件を早期に改善するため、中山間総合整備事業において町村が必要とする事業が計画的に実施できるよう、予算を十分確保すること。

県の見解

- 農業農村整備事業に係る国からの予算配分が不足し、町村の要望に十分応えられていない状況であるため、引き続き国に対して強く要望し予算確保に努めてまいりたい。
- また、地元負担については、予算額少ないと工期がかかって負担も長期化するため、効率化とコスト縮減、地元負担の軽減を図ってまいりたい。
- 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、地域の実情に即したきめ細かな対応が可能であり、本県における耕作放棄地の再生活用面積の拡大に大きく貢献していると認識しており、今後とも毎年度の予算の確保などについて、国に要請してまいりたい。
- 中山間総合整備事業については、国の予算が厳しく工期が長期化しており、今後、本事業の予算が確保されるよう国に対し強く要望してまいりたい。

参 考

1 国・県の農業農村整備事業予算の推移



2 受益面積要件の緩和

- 近年、県営及び団体営事業の受益面積要件が緩和され、以前に比べ補助事業が活用しやすくなっている。

【現在の事業制度】

区 分	団 体 営		県 営
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農業基盤整備促進事業 (H24～)	農業競争力強化基盤整備事業※ (H26～)
受益面積	5 ha 以上	面積要件なし (ただし、農振地域内)	20ha 以上 (中山間 10ha 以上) ※ H25 までは 100ha 以上
実施要件	活性化計画の策定	総事業費 200 万円以上	・ 2 工種以上 ・ 農地利用集積率 50%以上
事業主体	市町村、土地改良区等		県
補 助 率	国 50% (中山間 55%)、県 1 %		国 50% (中山間 55%)、県 27.5%
地元負担	市町村、農業者等 49% (中山間 44%)		市町村、農業者等 22.5% (中山間 17.5%)
事業内容	農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理		

※本事業は、H25 年に創設されたが、H26 年から中山間地域の面積要件が大幅に緩和された。

3 農業者負担の軽減

- 農地利用集積に応じて農業者の負担軽減に活用できるソフト事業が H26 年度に創設された。
- 担い手への農地利用集積率に応じて事業費の最大 8.5% が助成される。
- 更に、担い手に集積する農地のうち 8 割以上の団地化 (1 ha 以上のまとまり) が図られる場合は、集約化加算がされ最大 12.5% が助成される。

区 分	中心経営体農地集積促進事業		
担い手集積率	助成割合	集約化加算	加算後 計
85%以上	8.5%	+4.0%	12.5%
75～85%	7.5%	+3.0%	10.5%
65～75%	6.5%	+2.0%	8.5%
55～65%	5.5%	+1.0%	6.5%

4 耕作放棄地の状況

本県における耕作放棄地面積は約 17,000ha、耕作放棄地率では全国平均の倍程度となっている。

今後、高齢農業者のリタイアによる更なる増加が懸念される。

【参考】2010 農林業センサス

- 耕作放棄地面積：17,146 ha
- 耕作放棄地率：18.7% (全国耕作放棄地率：10.6%)

5 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用状況

年度	取組協議会数	再生面積	交付額	国予算額(当初)
21	25 協議会 (33 市町村)	48ha	271 百万円	230 億円
22	27 協議会 (35 市町村)	64ha	79 百万円	140 億円
23	24 協議会 (32 市町村)	85ha	140 百万円	56 億円
24	26 協議会 (34 市町村)	71ha	124 百万円	27 億円
25	25 協議会 (33 市町村)	59ha	91 百万円	45 億円
26	25 協議会 (32 市町村)	61ha	97 百万円	19 億円
27	18 協議会 (20 市町村) (H27.9 月末)	18ha	44 百万円	3 億円
計		406ha	846 百万円	

6 再生利用の年度別実績

耕作放棄地の再生・活用については、しあわせ信州創造プラン及び第2期長野県食と農業農村振興計画で達成指標に位置づけ、国庫交付金を積極的に活用して再生に取り組んでおり、近年は年間600ha前後を再生・活用しているところ。

◇荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(旧耕作放棄地全体調査)における解消面積(市町村調べ)

	20年度	21年度	22年度	23年	24年	25年	26年
再生(ha/年)	160	258	393	580	606	597	646
対前年比	-	161%	152%	147%	105%	98.5%	108%

- 県営中山間総合整備事業は、本年度12地区約14億円の事業を実施しており、要望額に対し60%程度の割当となっている。
- 本年度の完了予定が1地区あり、来年度の実施予定は11地区となっているが、H29年度には2地区の新規採択希望がある。
- 8月末に行われた国の概算要求は対前年比116.5%(農山漁村地域整備交付金)となっており、来年度の予算も厳しいことが想定されている。

◇中山間総合整備事業の推移

年 度		H24	H25	H26	H27	H28	H29※
地区数	継続	4	4	7	8	10	11
	新規		3	2	3	0	2
	完了	1	0	0	1	1	0
	計	5	7	9	12	11	13
事業費(円)		975,000	749,400	1,513,500	1,364,000	—	—

※H29は予定地区数を記載

〔制度概要と採択基準〕

(1) 対象市町村

法指定(過疎、山振、特農)による指定を受けた市町村、またはそれに準ずる地域で農政局長が特に必要と認める市町村。県内77市町村のうち66市町村が該当。(H23年1月1日時点)

(2) 実施地域

林野率50%以上でかつ主傾斜がおおむね100分の1以上の農地の面積が全農用地面積の50%以上を占める地域。

(3) 受益面積

①広域連携型

複数市町村にまたがる広域的な地域が対象で生産基盤整備事業(2事業以上)に係る面積の合計がおおむね60ha以上であること。

②一般型

生産基盤整備事業(2事業以上)に係る面積の合計がおおむね60ha以上であること。ただし林野率75%以上かつ主傾斜がおおむね20分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50%以上を占める地域にあっては20ha以上。

③生産基盤型

農業生産基盤整備の受益面積がおおむね20ha以上であること。(ほ場整備10ha以上含む)

件 名**4 営農型太陽光発電施設にかかる農地の一時転用許可について**

農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電施設を設置する場合の農地一時転用許可について、申請者や近隣の住民、土地所有者等とのトラブルが生じないように、適切な許可判断のための具体的営農条件、施設規模や遮蔽率など明確な許可基準を示すとともに、違反に対する現状復旧命令や強制撤去を確実に実施するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 営農型太陽光発電施設等の許可事務については、農地法、国通知等で定められた基準に基づき、審査を行っており、国では許可案件が一定程度蓄積されてきたところから、事例集の作成を検討していると聞いている。
- ・ 審査対応が的確にできるよう、国への照会や働きかけを通じて、さらなる基準の明確化に努めてまいりたい。

参 考**1 営農型太陽光発電施設の取扱いについて（H25年3月31日付け通知）**

農地に支柱を立てて、営農しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する場合には、当該支柱について、転用許可が必要。農振農用地、甲種農地、第1種農地について、一時転用許可の対象として可否を判断する。

（1）許可の条件

- ア 下部の農地における営農の適切な継続が確保されること。（営農への影響の見込みについて、必要な知見を有する者の意見書を添付すること。）
- イ 下部の農地において生産された農作物に係る状況を毎年報告すること。（報告内容が適切か、必要な知見を有する者の確認を受けること。）
- ウ 下部の農地における営農が行われない場合、速やかに撤去すること。 等

（2）許可のための考え方

- ア 転用期間は3年以内とする。ただし、再度一時転用許可を行うことができる。
- イ 支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものであること。
- ウ 下部の農地における営農が確実に、パネルの角度、間隔等が必要な日照量を保つことができる設計となっていること。
- エ 支柱の高さ、空間等からみて農作業に必要な機械等が効率的に利用できること。

（3）営農の適正な継続が確保されていないとする場合

- ア 営農が行われない場合
- イ 下部の農地の単収が、平均より2割以上減少している場合
- ウ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じている場合
- エ 農作業に必要な機械を効率的に利用することが困難な場合

2 実績

- ・長野県9件（H27年9月末現在） 花苗ポット栽培、水稻、ぶどう他
- ・全 国182件（H26年9月末現在） 水稻18件、野菜類88件、果物類19件、その他57件

重点項目

12 野生鳥獣被害対策の推進

件 名

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 県では知事をトップとする野生鳥獣被害対策本部や、現地機関に組織した被害対策チーム等により被害対策を実施している。
- ・ 引き続き、被害対策チーム（現地機関）や支援チーム（専門家）が市町村等と連携し、地域の実情に応じた集落ぐるみによる総合的な被害対策が講じられるよう、技術的な指導をはじめ、事業内容に応じて支援してまいりたい。
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金については、農林水産省も来年度の概算要求において増額の要求を行っているところであり、県としても、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、引き続き国に対して予算の確保を要請してまいりたい。

参 考

1 鳥獣被害対策等について

(1) H27 年度 鳥獣被害防止総合対策交付金（長野県状況）（単位：千円）

事業区分	要望額 (A)	内示額 (B)	B/A
推進事業	88,845	88,845	100%
捕獲事業	240,487	138,040	57%
整備事業	258,759	167,881	65%
合 計	588,091	394,766	67%

※金額は農政部及び林務部の合算

(2) 国への要請

県では、侵入防止柵等の被害防止対策は、農業生産現場における喫緊の課題であることを踏まえ、H28年度以降も鳥獣被害対策事業を継続・強化し、十分な予算措置を行うよう機会あるごとに国に強く要請してきたところ。

H27年6月 H28年度国の施策並びに予算に対する提案・要望

(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金予算の状況（農林水産省）

H26年度	H27年度	H28年度（概算要求）
95億円	95億円	96.5億円（前年比101.6%）

件 名**2 国主導による広域捕獲の強化**

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 国立公園や国有林等の国が面的な管理をする地域等において、市町村、県との役割分担のもとで指定管理鳥獣捕獲等事業などによる積極的な対策を講じるよう、引き続き、国に要請してまいりたい。

参 考**1 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」の改正による野生鳥獣管理対策の強化**

国は、鳥獣保護法を改正し、環境大臣が指定する鳥獣（指定管理鳥獣）を都道府県又は国が捕獲を行う事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）として実施することとした。

併せて「認定鳥獣捕獲等事業者制度」の創設により、一定の基準を満たした事業者（法人）の捕獲事業への参入を図ることとしている。

◇指定管理鳥獣捕獲等事業予算の状況（環境省）

H27年度	H28年度（概算要求）
5億円	15億円（前年比300%）

2 長野県における国によるニホンジカ捕獲の実施状況**○中部森林管理局**

H26 年度、県内 6 地域（浅間、美ヶ原、霧ヶ峰、八ヶ岳、中央アルプス、南アルプス）において、地方自治体や学識経験者、地元猟友会、NPO 等と連携して生息状況調査や防護柵の設置、個体数調整を実施（H27 新たに木曽、南木曽地域を加え継続）〔H26 年度国有林による捕獲実績：418 頭〕

○環境省

H26 年度南アルプス国立公園において、ニホンジカ対策モニタリング調査及び捕獲実証試験を実施（捕獲実績なし）

件 名**3 駆除従事者の育成・確保**

有害鳥獣の個体数調整を確実なものとするため、新規銃猟者の育成と確保及び専門的知識を有する人材の養成を図るとともに、多くの人が狩猟免許を取得できるよう、事前講習や試験の周知及び効率化に努めること。

県の見解

- ・ 捕獲対策の主要な担い手である銃猟者の確保は、重要な課題と認識しており、市町村や猟友会と連携し、新規銃猟者の確保を図るための支援事業、ハンター養成学校の開講などを通じて、狩猟者の育成・確保のために必要な支援を行ってまいりたい。

また、本年度から狩猟免許取得者の対象年齢が、網、わな猟免許については、18歳に引き下げられたことから、事前講習や試験の実施に関して、幅広く周知してまいりたい。

参 考**1 狩猟登録者数の現況**

年度	H 元	H22	H23	H24	H25	H26
狩猟者登録数(人)	10,799	6,046	6,045	5,925	5,788	5,856
60歳以上の割合(%)	17.4	63.6	65.6	63.9	64.6	

2 狩猟免許新規取得者の状況

免許種類 年 度	網・わな免許(人)			銃猟(人)		
	網猟	わな猟	計	第1種銃猟	第二種銃猟	計
H24	9	541	550	130	11	141
H25	10	517	527	175	9	183
H26	11	450	461	215	17	232

3 新規の銃猟者の育成・確保に向けた県の取組**(1) ハンター養成学校 (H26～)**

年代別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
受講人数	5	6	24	16	11	3	75
うち女性	4	9	8	2	1		24(32%)

(2) 銃砲所持許可取得経費への支援 (市町村補助額の 1/2 以内で補助 H25～)

- ・ H27 年度予算額：750 千円、支援活用者(計画)：60 名(H26 年実績：20 名)
〔上限額 12,500 円／新規の銃所持許可者 1 人当たり〕

(3) 猟友会等が運営する射撃場の施設整備への支援(H25 は県単、H26 からは鳥獣被害防止総合対策交付金)

- ・ H27 年度予算額：6,310 千円、支援対象：3 箇所(H26：60,184 千円、5 箇所)

(4) 鳥獣被害対策実施隊の捕獲活動経費への支援(補助率 1/2 以内)

- ・ H27 年度予算額：29,433 千円
〔捕獲報奨金、捕獲檻等購入支援、広域捕獲活動支援、実施隊員活動支援〕

(5) 狩猟免許試験に係る講習会等

- ・ H27 年度 のべ 12 回 県内 11 会場で実施

件 名				
4 捕獲鳥獣の有効利用 捕獲鳥獣については、ジビエ料理の普及等食肉利用を推進すること。				
県の見解				
・ 引続き、信州ジビエ研究会等関係団体と連携し、信州産認証シカ肉などの生産及び新たな流通への支援に取り組むとともに、信州産シカ肉等を活用した商品や料理の提供等を担う事業者への支援を行い、捕獲鳥獣の食肉利用を推進してまいりたい。				
参 考				
1 捕獲鳥獣の有効活用の状況 (1) 長野県におけるニホンジカの獣肉の利用状況 (H26 年度見込み) ニホンジカの捕獲頭数 39,506 頭のうち、食肉処理施設における処理頭数は 1,800 頭で、捕獲頭数の 4.6%。 (2) 長野県では、信州ジビエ研究会、(一社)長野県調理師会、(公社)長野県栄養士会等との協働により、以下の取組を実施。 ・ 信州ジビエ衛生管理ガイドライン・マニュアル」の策定(H19 年 9 月) ・ 「信州ジビエ研究会」設立(H24 年 3 月) ・ 「信州産シカ肉認証制度」の創設(H26 年 2 月) →認証施設 3 施設 (H27 年 9 月現在) ・ 銀座 NAGANO での商談会開催 ・ 総合スーパーイオン(県内 11 店舗)での信州産シカ肉 14 製品の通年販売 (H27 年 6 月から開始)				
2 H27 年度信州ジビエ活用推進事業 (単位：千円)				
事業区分	事業内容	事業主体	補助率	予算額 (一財)
消費拡大 ④	・ 「しあわせ信州食品開発センター」と「信州ジビエ研究会」との共同による信州産認証シカ肉の「味」に影響を及ぼす成分の分析 ・ 取扱い飲食店等の開拓及び消費拡大に向けた信州ジビエフェアの開催や新製品の開発、銀座 NAGANO 等を活用した商談会の開催等	県	委託 直営	10,627 (627)
	意欲ある流通の担い手による首都圏の大口需要等、県内外への販路拡大等	県	委託	10,500 (0)
	県内の野生獣肉の安全性を確認するための放射性物質検査の実施	県	—	300 (300)
供給体制 整備	既存の獣肉処理施設において認証取得に必要な機器、設備等の購入に対する支援	事業者等	1/2 以内	1,500 (1,500)
人材育成	・ ジビエに適した捕獲・処理を適切に行える人材(ジビエハンター)の養成講座の開催 ・ 適切な処理で美味しいジビエ料理を提供できる調理人等(ジビエマイスター)の養成講座の開催	県	—	2,000 (0)
合 計				24,927 (2,427)

3 国における取組

- (1) 厚生労働省では、H26 年 11 月「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を策定。

※国のガイドラインでは、捕獲場所での内臓摘出を「捕獲後の運搬に長期間を要する等やむを得ない場合」に認めているが、長野県のガイドラインにおいては認めていない。

- (2) 鳥獣被害対策防止総合対策交付金事業にジビエ活用推進のための支援予算を計上。（農林水産省 H28 年度概算要求）

関係者間のマッチング、迅速な搬出体制や低温管理体制の構築、全国的な流通規格の検討等の取組を支援。

重点項目

13 森林・林業対策の推進

件 名

1 県産木材の利用推進

県産材の安定供給体制を確立するとともに、公共建物等への県産材の利用を促進するため、公共・公用施設を新改築する町村に対する財政支援を拡充するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 素材生産目標の達成に向けて、事業地の集約化を含む森林経営計画の策定、林内路網の整備、機械化等、搬出のための条件整備を進めている。
- ・ 県産材製品の出荷目標の達成のため、品質・規格の確かな県産材製品の供給に向けて、製材工場など木材加工施設の整備を支援してまいりたい。
- ・ 産学官協働で推進している「信州F・POWERプロジェクト」については、木材加工施設における安定的な生産を促進するとともに、未利用材を活用する木質バイオマス発電施設の整備に向けて調整を図り、生産された木材を余すところなく使う加工生産体制の整備を推進し、山元への資金の還元につなげてまいりたい。
- ・ 保育園や学校など公共施設の木造化・木質化に取り組むとともに、県産材を活用した公共施設の整備をより一層進めるため、森林整備加速化・林業再生基金の継続、あるいは同様の事業が実施できる仕組みを創設すること等について、あらゆる機会を通じて、国に要望してまいりたい。

参 考

1 素材の生産・流通・加工の現状

(1) 素材生産量の推移（実績・計画）

県内の素材生産量は、近年 30 万 m^3 程度で推移していたが、合板等の国産材転換や木質バイオマスの利用拡大などにより増加傾向。また、長野県森林づくり指針において、H27 年度の目標量を、50 万 m^3 に設定し、施業集約化・路網整備・機械化等、搬出のための基盤整備を推進。

年 度	H2	H7	H12	H17	H22	H24	H26	H27(目標)
生産量(千 m^3)	685	478	325	262	293	364	437	500

(2) 流通の現状

生産された素材の多くは、県下 7 箇所の木材市場（木材センター）を通して流通。

素材市場（木材センター）	H25 取扱量	市場出荷率
県森連（伊那・辰野・中信・北信）・東信セ・飯伊・木曾官材	364 千 m^3	83%

(3) 木材加工工場数と製材品出荷量の推移（実績・計画）

製材工場数は年々減少し、製品出荷量も減少傾向。全国では工場の大型化、国産材化等により若干 H25 年には下げ止まり傾向。また、県内の H27 年度の製品出荷目標量は 15 万 m^3 。

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H24	H25	H27(目標)
工場数(箇所)	595	499	381	273	185	175	169	—
出荷量(千 m^3)	657	543	326	184	109	106	111	150

2 素材の生産・流通・加工・利用促進の取組

(1) 素材生産を進めるための取組の H27 年度の目標値

項 目	森林経営計画策定面積	林内路網延長	高性能林業機械稼働台数	林業就業者数
目標値	281 千 ha(累計)	14,069km(累計)	318 台	2,767 人

(2) 流通・加工・利用促進の取組(H27.2 経済対策補正予算含む)

区 分	事業名	事業内容	H27 予算額(千円)
流 通	県産材供給体制整備事業	中間土場等	44,740
加 工	県産材供給体制整備事業	製材施設等	41,780
利用促進	森のエネルギー総合推進事業	木質バイオマス等	239,320
	木造公共施設整備事業	保育園、社会福祉施設等	553,985

3 木造公共施設整備事業

(1) 助成制度

展示効果やシンボル性の高い公共施設や、広く国民に利用され、国民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる施設に対して、県産材を活用した木造化・木質化を支援。

国交付金名	補助対象施設	事業実施主体	補助率
森林整備加速化・林業再生基金、 森林整備加速化・林業再生交付金 (経済対策 H27.2 月補正)、森林・ 林業再生基盤づくり交付金	学校、社会福祉設、 病院、運動施設、 社教育施設等	市町村、公共施設 整備主体等	1/2 以内

(2) 予算額(H27.2 経済対策補正予算含む)

年 度	H24	H25	H26	H27
予算額(千円)	60,000	1,482,829	733,830	553,985

件 名**2 森林病虫害対策の推進**

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換・被害木の利用等を促進すること。

また、被害市町村相互で連携した防除対策が行えるよう体制整備を図ること。

県の見解

- ・ 森林病虫害防除対策予算については、引き続き県予算の確保に努めるとともに、国庫補助対象地域の駆除・予防事業及び樹種転換事業の予算の確保に向けて国に要望してまいりたい。
- ・ 現地機関に配置した森林保護専門員を中心に、複数の対策を組み合わせた総合防除を進めるとともに、効果的な駆除技術の開発・研究について、引き続き国に対し要望をしてまいりたい。
- ・ 市町村と連携しながら守るべき松林への対策を進めてまいりたい。

参 考**1 松くい虫****(1) 被害状況**

県内の松くい虫被害は、H20年度以降約6万m³前後の被害量で推移していたが、H25年度は78,870m³と過去最高の被害量。被害市町村数も50市町村に達するなど、憂慮すべき状態。

◇被害の推移

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	対前年度比
被害材積(m ³)	59,991	60,546	60,459	64,741	78,870	75,911	96%

(2) 被害対策

被害対策については、一層の早期発見・適期駆除に努めるとともに、県下5地域の被害先端地域（佐久平、上伊那南部、木曽南部、松本北部、長野北部）については国庫補助事業を導入するなど選択と集中を図りながら、被害の拡大防止（未被害地域への拡散防止含む）に取り組む。

具体的には、予防対策としての薬剤散布や被害木の伐倒駆除、樹種転換等を組み合わせた総合防除対策を推進している。また、更新伐（公共造林事業）や治山事業の実施が可能な森林においては、防除対策をそれぞれ積極的に実施。

◇松林健全化推進事業

区 分	有人へ散布	無人へ地上散布	樹幹注入	伐倒駆除	予算額
H27年度事業(当初)	270ha	148ha	210本	14,873m ³	251,721千円

◇保全松林緊急保護整備事業

区 分	事業量	予算額
保全松林健全化（衛生伐 H27 年度当初）	22,111m ³	400,000 千円
松林保護樹林帯造成（樹種転換等 H27 年度当初）	172ha	160,000 千円
計		560,000 千円

◇森林環境保全直接支援事業及び森林整備加速化・林業再生基金事業

区 分	事業量	予算額
更新伐（H27 年度見込み）	40ha	47,397 千円

◇治山事業

区 分	事業量	予算額
保安林改良等 (H27 年度当初)	40ha	72,300 千円

(3) 防除技術の開発

過去に、キツツキ類の活用、県産アカマツ苗木の抵抗性固体の選抜の可能性の検討を行ったが、優れた効果は無く、抵抗性のアカマツ苗木については、H20 年から、岩手県・宮城県など本県に近い気象条件で選抜された個体を県営中箕輪採種園で育成。(0.46ha、190 本 H30 から種子供給開始、H32 苗木流通開始予定)

(4) アカマツ材の利活用の促進

被害木の伐倒処理対策の効果が期待できない激害地域（守るべき松林は除く）や樹種転換計画地域においては、公共造林事業等を導入し、アカマツ材の木質バイオマス利用を図る取組を進めている。(松本地域未利用アカマツ資源利活用推進プロジェクト)

また、「松くい虫被害材利用支援事業」による支援も行っている。(H26～27)

2 カシノナガキクイムシ

(1) 被害状況

H16 年度に北信地域で被害が確認され、H22 年度には飯山市、栄村等の 13 市町村で 12,810 本 (10,595m³) と被害のピークを迎えた。H26 年度は 1,681 本と前年度から若干増加したが、北信地域を中心に被害量は減少傾向にある。現在の被害市町村数は 21 となっている。

◇被害の推移

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	対前年度比
被害本数(本)	12,480	12,810	4,631	3,774	1,325	1,681	127%

(2) 被害対策

H19 年度から国庫補助事業を活用し、防災上又は景観上重要なナラ林で、市町村が行う粘着剤塗布や樹幹注入の防除対策及び危険な被害木の駆除処分等に対して支援を行っている。

区 分	粘着剤塗布	樹幹注入	伐倒駆除	予算額
H27 年度事業(当初)	0 本	20 本	60m ³	2,160 千円

(3) 防除技術の開発

県林業総合センターで、H17 年度から集合フェロモンを用いた大量捕殺方法や、殺菌剤の樹幹注入による予防方法を研究している。

H24 年度から集合フェロモンを活用した誘引駆除（おとり丸太駆除）の実証試験を南木曽町と売木村で実施し、実用化に向け調整を進めている。

また、県林業総合センター、森林総合研究所、薬剤メーカーなどが共同で開発に取り組んできた、新たな樹幹注入剤について、その効果や経済性が認められ、H25.7 月に農薬登録された。(※ウッドキングダッシュ H27 小谷村で使用)

3 被害市町村相互連携による防除対策

現在、県の森林保護専門員が中心となって、県下 10 広域ごとに国、県、市町村、森林組合、林業関係者による「防除対策協議会」を組織化し、相互連携による効果的な防除対策に取り組んでいる。

件 名**3 治山事業の推進**

集中豪雨や地震などの自然災害に起因する山地災害を未然に防ぎ、地域住民の安全と財産を守るため、山地災害危険地区における治山事業を確実に実施できるよう所要額を確保すること。

県の見解

- ・ 山地災害危険地区の着手率、整備率の向上のため、市町村と密接に連携をとりながら事業を進めてまいりたい。
- ・ 重要な保全対象が存する山地災害危険地区等の整備を一層推進するため、治山事業関連予算の確保について、国に対し引き続きあらゆる機会を通じて要望・要請等を行ってまいりたい。

参 考**【山地災害危険地区】**

本県の急峻な地形、複雑な地質構造等を反映し、山腹崩壊、地すべりや土石流による山地災害のおそれがある危険地区は多く、県内民有林には 7,414 箇所存在。(H27 年 4 月現在)。

【治山事業の実施状況】

最近の治山事業の予算額推移は下表のとおり。

国庫補助事業である公共治山事業については、近年補正予算は計上されているものの、通常予算ベースでは、国の厳しい財政状況等を反映しほぼ横ばいである。

(単位：千円)

事業区分	区 分	H25 年度予算額 (H25.2 補正含む)	H26 年度予算額 (H26.2 補正含む)	H27 年度予算額 (H27.2 補正含む)	対 H25 年度	
					対 H25 年度	対 H26 年度
公共治山事業	一般公共	8,271,554	5,019,780	5,518,019	66.7%	109.9%
	災害関連	693,000	957,986	901,950	130.2%	94.2%
	公共計	8,964,554	5,977,766	6,419,969	71.6%	107.4%
県単治山事業		277,592	277,592	277,982	100.1%	100.1%

※公共治山事業は当年度の当初予算額に、前年度の経済対策補正予算額を加えたもの。

※県単治山事業はそれぞれ当初予算額。

件 名**4 カーボン・オフセットを活用した森林環境保全の推進**

森林環境保全を推進するため、カーボン・オフセットを活用した森林整備への支援について周知・普及に取り組むとともに、町村が事業に取り組む場合の販路情報の提供や助言等支援を行うこと。

県の見解

- ・ H24 年度から小海県有林オフセット・クレジット事業に取り組んでおり、引き続き、この販売活動や環境関係の説明会・講習会等での情報提供等を通じ、地球温暖化防止の役割を持つ森林環境保全の重要性と、カーボン・オフセットを活用した森林整備への支援について、県全体への周知・普及を図ってまいりたい。

参 考

小海県有林の森林整備（H19 年度以降）による二酸化炭素吸収量について、H24 年 1 月に環境省のオフセット・クレジット（J－V E R）制度による認証を受け、県下第 1 号の森林吸収系オフセット・クレジットとして環境貢献に取り組む企業・団体へ販売している。（J－V E R 制度は H25 年度に J－クレジット制度に統合され、県有林オフセット・クレジット創出事業も H25 年 10 月に J－クレジット制度に移行登録）

（1）県有林 J－V E R・J－クレジットの販売状況 (H27 年 9 月末現在)

区分	販売開始	販売量	契約量	収入額	契約件数	備考
1 次	24 年 5 月	583t	583t	9,182 千円	22 件	J-VER
2 次	25 年 3 月	83t	383t	6,068 千円	41 件	J-VER
3 次	26 年 10 月	241t	80t	1,296 千円	2 件	J-クレジット
計		1,207t	1,046t	16,546 千円	65 件	

※購入企業・団体一覧表は県ホームページで公表

（2）販売価格 15,000 円/t-CO2（税抜き）**（3）販売活動**

- ・ 県ホームページによる広報、イベントや会議等におけるチラシ配布
- ・ 企業・団体への個別営業（森林の里親や全国植樹祭の協賛と併せて実施）
- ・ 全国的なマッチングイベント（EVI 環境マッチングイベント等）への出展
- ・ E V I (Eco Value Interchange) 推進協議会への預託 40t

（4）J－クレジット制度の普及活動

- ・ J－クレジット制度とクレジット創出・活用説明会
H26 年 1 月 29 日開催 44 名参加（16 市町村及び森林組合等）
- ・ カーボン・オフセット実務者研修会
H26 年 2 月 18 日開催 16 名参加（2 町村及び団体等）
- ・ カーボン・オフセット商品開発説明会
H27 年 6 月 12 日開催 17 名参加（1 町及び団体等）

（5）市町村の取組状況

- ・ H27 年 9 月 3 日に木曽町が J－クレジット 131t の販売を開始（H27 年 10 月 19 日開催の EVI 環境マッチングイベント（東京）での長野県ブースにおいて、木曽町のクレジットについても P R を行った）

14 地域経済活性化対策の推進

件 名

1 農商工連携による地域経済の活性化

地域経済の中核を担う農林業や中小企業の活性化を図るため、農商工連携を推進すること。

また、農林業の6次産業化を促進するとともに、地域資源活用のための生産・加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策の拡充を図ること。

県の見解

- ・ 県では、農商工連携や6次産業化等を推進するため、H27年4月に「しあわせ信州食品開発センター」をオープンし、新たな高付加価値食品の開発や、健康長寿志向・高齢者向けの食品づくりの促進により、信州農林業の高付加価値化を加速させる取組を行っている。
- ・ 具体的には、新たに試作加工機器を56機種導入したほか、試食評価ができる「テイスティング棟」を新設するなど、新しい食品の試作開発支援機能を拡充強化したところ。
- ・ また、同センターの開所を契機として、農業関係試験場や林業総合センターなど部局横断的な支援ネットワーク「しあわせ信州食品産業応援隊」を設置し、商品企画から販売促進まで、事業者の取組を総合的に支援する体制を整備した。
- ・ さらに、「地域資源製品開発支援センター事業」として、競争力ある地域資源活用型産業を創出するため、地域資源を活用した新たな地域ブランド商品の開発を企画の段階から一貫して支援している。
- ・ また、6次産業化等の創業については、「日本一創業しやすい環境づくり」を目指し、県中小企業振興センター内の「ながの創業サポートオフィス」が相談に応じるほか、県制度融資「創業支援資金」による金融支援も行っている。
- ・ 県としては、農商工連携や6次産業化による地域経済の活性化を一層進めてまいりたい。

参 考

○農商工連携の現況

長野県農商工連携支援基金助成金（県事業）の助成件数は、近年増加傾向にある。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
助成件数	1	5	4	8	6	8

○6次産業化の現状と課題

《 現状 》	《 課題 》
・ 総合化事業計画*1 認定件数 90 件 （全国 2,105 件：全国第 3 位、H27.8 末現在） ・ 農林漁業成長産業化ファンド*2 活用事例 3 件 ・ 認定件数の過半が、加工及び直売事業	・ 総合化事業計画認定件数の増加 ・ 商品開発や販路開拓支援の充実 ・ 地域経済を牽引する新たな事業体の構築

*1 6次産業化を希望する農林漁業者が作成し、国が認定する事業計画。認定者は、国の交付金やファンドの支援を受けられる。

*2 農林漁業者の経営発展を支援する育成型ファンド（支援期間 最長 15 年）

15 観光振興対策の推進

件 名

1 山岳高原を活かした観光地づくりの推進

- (1) 山岳高原を活かした、世界的に評価される魅力ある地域づくり推進するとともに、更に山岳観光地としての強みを活かすため、老朽化した自然歩道等の改修などの環境整備や山岳地ガイドの養成・確保など、ハード・ソフト両面における財政支援及び体制の構築を図ること。
- (2) 「世界水準の滞在型観光地づくり」を進めるため、モデル地域を先ず世界水準に引き上げ、全県的な底辺拡大を目指すこと。

また、隣接県等との広域連携を推進し、新たな観光客の誘致を図り、山岳観光の魅力を最大限に国内外にアピールしていくこと。

県の見解

- ・ 世界水準の山岳高原観光地づくりのモデル地域として3つの重点支援地域を選定して、山岳高原観光地づくり補助金による受入環境整備支援や、有識者の派遣による効果的な施策の推進を支援しており、今後とも取り組みを進め、重点支援地域での取り組み及び成果を県内各地域へ波及させてまいりたい。
- ・ 自然歩道の補修等については、災害の復旧等が生じた場合には、道路管理者が定められた歩道にあっては道路管理者に要請するとともに、それ以外の歩道にあっては国と協議しながら必要な対策を講じてまいりたい。
- ・ 山岳地ガイドの養成・確保については、知事が登録する長野県独自の制度「信州登山案内人」利用促進事業により、登山案内人の認定、研修や利用促進のための取り組みを進めてまいりたい。
- ・ 隣接県と連携し、山岳観光の魅力を活用した周遊ルートの造成及び、PRを促進し、誘客促進を図ってまいりたい。

参 考

【山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくり研究会】

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)及び長野県観光振興基本計画[2013～2017]では、「山岳や高原、美しい景観、独自の伝統・文化などの長野県の強みを活かし、世界水準の山岳高原観光地を形成すること」を目標のひとつに掲げ、滞在型の観光地づくりに取り組んでいくこととしている。

この目標を達成するために、誰がいつ何をすべきかを明らかにし、今後の観光地づくりを進めるための基礎資料を整備することを目的とし研究会を設置。

有識者委員6名のほか、県及び研究会参加7地域〔小諸市・東御市/木曽町/松本市/大町市/白馬村/小谷村/信越9市町村広域観光連携会議(北信地方事務所管内市町村・信濃町・飯綱町)計15市町村〕が参画。

【自然歩道】

自然歩道の整備については、国の助成を受け、国・県・市町村道等を活用して県が事業主体となり、主に標識等の整備を行っている。

歩道の管理については、各コース所在の市町村との委託契約により、日常的な保守点検、利用案内、軽微な維持補修とともに、災害等緊急事項の調査通報等をお願い

している。

【信州登山案内人】

信州登山案内人は、県が実施する筆記・実技試験に合格し、登山、安全の知識や「信州の山」に関する知識を有する、地元の山に精通した本県独自の山岳ガイドで、428 名が登録。(H27. 10. 1 現在)

件 名**2 国際大会開催による地域観光・経済の振興**

2020 年の東京五輪や 2019 年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず県内にも訪問できるよう体制を整備し、経済振興、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。

県の見解

- ・ 国際大会の選手や観客を県内へ誘導することができれば、観光や経済の振興、国際交流といった効果が期待できるため、魅力的な旅行プランの提案を検討し、県内への誘客を図ってまいりたい。
- ・ 事前合宿の際は、選手、その関係者に加え、本国からのメディア関係が随行することから、合宿地の情報が母国など海外に紹介され、競技関係者の国内観光はもちろん、海外からの誘客促進も期待できるため、事前合宿の受入に取組む市町村と連携しながら合宿の誘致を進めてまいりたい。
- ・ また、県では東京オリンピック・パラリンピック庁内連絡調整会議を設置するなど、各部局と連携を図っており、こうした場において経済振興などの様々な効果を町村へも波及するよう取組んでまいりたい。

参 考**【2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会】**

○オリンピック競技大会

- ・ 開催期間 2020 年 7 月 24 日(金)～8 月 9 日(日)
- ・ 競技数 28 競技
- ・ 参加国及び地域は 200 を超えることが予想される

○パラリンピック競技大会

- ・ 開催期間 2020 年 8 月 25 日(火)～9 月 6 日(日)
- ・ 競技数 22 競技

【2019 ラグビーワールドカップ】

- ・ 開催期間 2019 年 9 月 6 日～10 月 20 日(予定)
- ・ 出場国 20 か国
- ・ 試合数全 48 試合
- ・ 国外からの観戦者予想は約 13 万人を上回るとされる。

重点項目

16 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

件 名

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるよう国に対し働きかけること。
- (3) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の必要額の確保について国に対し働きかけること。
- (4) 地域高規格道路は地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担うため、必要な財源を確保するとともに整備の促進を図ること。
また、県道等の整備促進及び未着手区間の早期着手を図ること。
- (5) 災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送路の整備促進を図ること。

県の見解

- ・ 道路整備の促進、社会資本整備総合交付金の確保について、引き続き継続的に国へ要望してまいりたい。
- ・ 県管理道路の改良率が 66%程度と低く、地域の皆様から道路整備の要望が多く寄せられている中で、今後もしあわせ信州創造プランに基づき、道路整備を着実に推進してまいりたい。
- ・ H23 年度から、大規模地震等の災害時に緊急輸送路を確保することを目的として、橋梁の耐震補強、法面防災、道路改築事業を組み合わせた「緊急輸送路の防災対策強化事業」を実施しており、引き続き、災害時における緊急輸送路の確保のための道路整備を進めてまいりたい。

参 考

【市町村道の状況】

(道路統計年報H24. 4. 1現在)

路線数	実延長(km)	改良済(5.5m以上)		改良済	
		延長(km)	率(%)	延長(km)	率(%)
124,407	42,052.2	20,307.8	48.3	20,307.8	48.3

【全国との比較(市町村管理道路 H25. 4. 1 現在)】

(1) 市町村道延長 長野県内 42,052.2km 全国第3位(2) 5.5m以上の市町村道の改良率 長野県内 20,307.8km 全国第39位

【市町村道の交付金推移】

(単位：百万円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
社資交付金	5,559.7	6,993.6	8,221.2	8,950.1	9,363.4
道整備交付金	1,324.2	1,869.5	1,722.6	1,060.7	610.4
計	6,883.9	8,863.1	9,943.8	10,010.8	9,973.8

(H23～H27 当初内示額)

【緊急輸送路の現況】

＜県管理道路＞

区 分	県管理道路基準年（H22 年度末）の状況			
	路線数	延長 (km)	改良済延長 (km)	改良率
一次緊急輸送路	43 路線	810.2	789.7	97.5%
二次緊急輸送路	77 路線	936.8	793.0	84.6%
計	107 路線	1,747.0	1,582.7	90.6%

注) 同一路線上に一次と二次の指定がある路線：13 路線

件 名**2 リニア中央新幹線関連道路等の整備促進**

リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路等の整備を促進するとともに隣接県との連携強化を図ること。

また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、ＪＲ東海をはじめとする関係機関との折衝にあたっては、地元自治体の意見を十分勘案した上で県が中心となって進めること。

県の見解

- ・ 引き続き、国の支援を求めながら、隣接県はもとより、関係市町村とも連携を図り、リニア開業までに効果が発揮できるよう必要な道路整備を進めてまいりたい。
- ・ これまでもＪＲ東海に対し、再三にわたり丁寧できめ細かな対応を求めてきており、また、知事と沿線市町村長との懇談会を開催するなど、地元自治体の意見をお伺いしてきた。さらに、発生土活用の窓口となるなど、リニア建設に関する地元自治体とＪＲ東海との調整に関して主体的に取り組んできた。
- ・ H27年４月１日付けの確認書において、県とＪＲ東海との間で、「現時点では予測できない出来ない問題や課題が新たに発生した場合においても、引き続き、間口を絞ることなく、誠実に対応」し、「地元にて丁寧に説明し理解を得るよう努める」ことを確認したところであり、今後も確認書を踏まえ、地元自治体の意見を十分勘案した上で、ＪＲ東海と調整を行ってまいりたい。

参 考**1 リニア中央新幹線の経緯等**

H23.5	全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画の決定、建設指示
H23.9	環境影響評価方法書の公表
H25.7～	リニアを活かした「地域づくり勉強会」
H25.8～	リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議
H25.9	環境影響評価準備書の公表
H26.3	「長野県リニア活用基本構想」を策定
H26.8.26	工事実施計画認可申請
H26.10.17	工事実施計画認可
H27.4.1	「中央新幹線の建設と地域振興に関する基本合意書」を締結「確認書」を取交し
H39	開業予定（東京～名古屋）

2 安全対策等についてのＪＲ東海との折衝**(1) 県からＪＲ東海への要望**

- H26年３月２０日「リニア中央新幹線整備に対する意見」
 - ・ 建設工事に伴う住民生活への影響の低減策について、地元自治体との十分な協議を通じて合意形成を図り、協定等を締結するなどして、住民の不安を払しょくするよう努めること。
- H26年１１月２０日「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会決議」
 - ・ 建設工事による自然環境や住民生活への影響の回避又は低減に向け、環境影響評価書で示した環境保全措置を確実に実施すること。また、建設工事に関する地元からの要望について合意事項を文書で取り交わすなど、地域との

丁寧な合意形成を図ること。

(2) 県とＪＲ東海の確認事項

○ H27年４月１日「確認書」におけるＪＲ東海の回答（抜粋）

- ・ 当社は、今後、現時点では予測できない問題や課題が新たに発生した場合においても、引き続き、間口を絞ることなく、誠実に対応してまいる所存です。
- ・ 当社は、今後具体化する工事用車両の運行に係る時間帯や安全対策などの事柄について、地元にて丁寧に説明し理解を得るよう努めて参ります。また、その結果について、地元からの要望に応じて、文書等での確認を行う用意があります。

件 名**3 インフラ老朽化対策の充実**

急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。

また、町村が老朽化対策を計画的に実施できるよう、さらなる財政支援の拡充を図ること。

県の見解

- ・ 国とともに、長野県道路メンテナンス会議を通じて維持管理に関する情報提供や技術支援を行ってまいりたい。
- ・ 市町村が行うインフラの老朽化対策について、必要な財源の確保を国に対し要望してまいりたい。

参 考**1 道路の老朽化**

- ・ 国の 27 年度予算基本方針においては、老朽化する道路施設について、安全性の徹底調査・点検、老朽化対策を重点的に実施するとともに、道路の防災・震災対策や、代替性の確保のための道路ネットワークの整備などを推進することとしている。
- ・ 本県市町村の道路延長は、4 万 2000km(全国 3 位)、橋梁数は 1 万 7000 橋(全国 5 位)、トンネル 110 箇所(全国 3 位)と多くの施設を管理。
- ・ 設置後 50 年を経過する道路橋の割合は、H24 年 15%→20 年後 56%と急増。

2 橋梁修繕等事業実施状況

(単位：百万円)

	橋梁補修	舗装修繕	点検・計画	道路防災	修繕系 計	道路事業費に占める修繕費率
H23 年度	224	237	159	505	1,145	18.2%
H24 年度	681	568	301	993	2,544	36.2%
H25 年度	1,750	652	88	993	3,484	40.0%
H26 年度	1,401	603	587	1,097	3,688	41.1%
H27 年度	1,682	801	588	1,239	4,310	46.1%
H28 年度	2,651	1,928	1,428	1,846	7,853	40.3%

(H23～H26 は精算額、H27 は当初内示、H28 は概算要望額、事業費は社会資本整備総合交付金)

- ・ 本県市町村の道路事業に占める修繕系の割合は、道路の老朽化に伴い増加。本格的なメンテナンスサイクルへの移行によって、今後さらに急速な増加が見込まれる。

3 国・県における技術支援等

- ・ 長野県道路メンテナンス会議を設立
- ・ 国土交通省は、自治体向け道路施設定期点検要領を作成
- ・ 大規模橋梁など必要に応じて、国が市町村に代わり修繕工事等を代行実施
- ・ 県現地機関の技術専門員による総合的な技術支援
- ・ 研修会等の実施
- ・ 複数の町村における点検業務を、長野県建設技術センター等が受託し一括発注

17 河川の整備推進

件 名

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保するよう国に対し働きかけること。
- 2 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への財政支援等の拡充を図るよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 国・県ともに厳しい財政状況であるが、次年度予算要求や補正予算編成の際など機会を捉えて本県の治水事業の必要性を訴え、交付金事業の予算確保について国に要望してまいりたい。
- ・ 準用河川は、交付金による改修が可能なため、町村から改修の要望があれば、技術的な支援を行うとともに、交付金事業の採択ができるよう国へ働きかけてまいりたい。
- ・ なお、沢など普通河川については、防災上改修が必要であれば、準用河川への指定を検討願いたい。

参 考

【県管理河川の整備状況】

(H26 年度末)

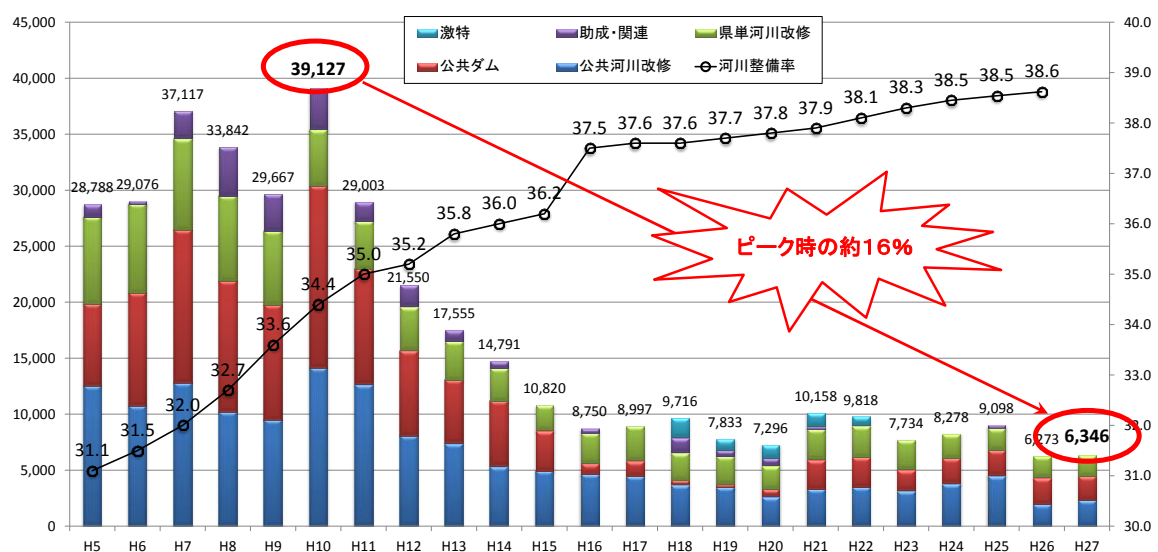
水系名	河川数	延長(km)	整備率(%)	備 考
信濃川水系	337	2,548	34.2	
天竜川水系	279	1,410	48.1	
木曽川水系	71	532	20.8	
その他水系(5)	50	313	66.7	姫川、矢作川、富士川、関川、利根川
合 計	737	4,803	38.6	

【長野県総合5か年計画達成目標（浸水想定戸数）】

〈23 年度〉 41,700 戸 ⇒ 〈29 年度〉 24,000 戸以下

※26 年度末実績は 31,800 戸

【河川事業費の推移】



【準用河川改修事業】

○交付金事業（補助率 3 分の 1）の採択基準

採択基準	総事業費：概ね 4 億円以上 24 億円以内
	氾濫被害：農地 60ha、家屋 50 戸、宅地 5ha 以上 他要件あり

○近年での準用河川改修事業実施状況

- ・千曲市：東林坊川 H21～H25 全体事業費 4 億円
- ・長野市：北八幡川 H18～H22 全体事業費 6.7 億円

○ 町村が管理する準用河川は河川法が適用されるが、沢などの普通河川は河川法が適用されないため、交付金による河川改修事業を導入できない。

普通河川の管理は、市町村の公共物管理条例によるか、条例が制定されていない場合は国有財産法の規定による。

重点項目

18 砂防施設の整備促進

件 名

- 1 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策を推進するよう国に対し働きかけること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全性を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進するよう国に対し働きかけること。
- 3 山腹の崩壊等による土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著な河川の維持管理を図ること。
- 4 局地的な大雨を予測し、水害や土砂災害に対する住民等の避難行動の円滑化のため、雨量観測網の高度化を図るよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 土砂災害対策については、土砂災害から人命・財産を保全し、再度災害を防止する砂防施設を整備するとともに、危険な箇所を明らかにする土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策にも積極的に取り組んでまいりたい。また、深層崩壊については、国が整備するシステムや調査結果など情報共有してまいりたい。
- ・ 土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)にある災害時要援護者関連施設を保全する砂防関係事業については、しあわせ信州創造プランの指標に位置付け、55 施設(H24.4.1 調査結果)の対策について H29 年度までに順次着手して取り組むとともに、国に対して事業の推進を働きかけてまいりたい。
- ・ 砂防指定地内の山腹の崩壊等については、必要に応じて土砂の発生源対策を実施するとともに、適切な管理、施設の機能維持に努めてまいりたい。
- ・ 現在、国では、既存Cバンドレーダ(聖高原)の高性能化が完了し、このCバンドレーダ観測データと長野県周辺に配置されているXバンドレーダの観測データを合成し、Xバンドとほぼ同様な精度の観測が可能となる新たなシステムを開発中で、8月から県内一部地域で試験配信が開始された。
- ・ 迅速かつ高精度な情報発信には、雨量観測網の高度化は重要なことと認識しており、国で開発中の高性能な観測システムが早期に実現できるよう、国に対し働きかけてまいりたい。

参 考

【土砂災害危険箇所の状況】

	要整備量	長野県の整備率(H26年度末)	全国の整備率
土石流危険溪流	4,027 溪流	21.3%	約 22%(H21 年度末)
地すべり危険箇所	1,241 箇所	25.8%	約 23%(H21 年度末)
急傾斜地崩壊危険箇所	2,634 箇所	24.3%	約 26%(H21 年度末)

【土砂災害警戒区域等の指定状況 (H26 年度末)】

	市町村数	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
H26 年度末	74 市町村	25,026 箇所	20,543 箇所
(参考)H27.9 末	75 市町村	25,380 箇所	20,820 箇所

残) 平谷村、売木村

【新長野県中期総合計画(H25～H29)における指標】

	基準値 (H23 年度末)	現 状 (H26 年度末)	目 標 (H29 年度)
災害時要援護者関連施設の土砂災害対策着手法	19 施設	45 施設	55 施設

【災害時要援護者関連施設に係る砂防施設の整備状況(H26 年度末)】

土砂災害のおそれのある災害時要援護者施設数 693 箇所(内着手済 293 箇所)
 上記の内、土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン) 68 箇所(内着手済 45 箇所)

【雨量観測網の高度化】

- ・ 国土交通省におけるエックスレインの整備については、H20 年度に多発した局地的な大雨や集中豪雨に起因した浸水被害や水難事故を契機として、H21 年度に導入を決定。
- ・ H22 年 7 月には、三大都市圏や北陸エリアで運用を開始し、H27 年 6 月現在、38 基が設置済み。
- ・ エックスレインの観測用電波は、波長が短く、山岳等において遮蔽されやすい特徴があり、長野県においては、その効果を発揮しにくいとされている。そのため、国では、順次 C バンドレーダを高性能化し、エックスレインと組み合わせた新たな観測システムを検討中。

19 住宅等の耐震化の促進

件 名

1 住宅等の耐震化の促進

- (1) 個人所有の住居等や地域の自治会等が所有する小規模な集会所等について、耐震診断・耐震改修に係る建築主の経済的負担の軽減が図られるよう、補助対象の拡充について国に対し働きかけること。
- (2) 観光客をはじめ多くの人々が利用する宿泊施設の耐震改修は、事業者にとって負担が大きく、耐震化が進まない状況にあるため、耐震診断・耐震改修に対する補助制度の整備・充実を図ること。

県の見解

- ・ 住宅の耐震改修については、現在の国の制度では補助額の増額は地方が増額分を負担するため、県としても国の補助対象事業費から耐震改修工事費の23%の要件を撤廃し、地方が補助する額の1/2とするよう制度改善を要望しているところであり、引続き国に対し働きかけてまいりたい。
- ・ 宿泊施設の耐震改修については、事業者にとって相当の負担が見込まれることから、さらなる支援の充実について積極的に国へ働きかけるとともに、県としても、補助制度に限らず幅の広い支援策を研究してまいりたい。

参 考

【避難所等に係る補助制度の概要】

耐震診断	施設要件	市町村長が指定した避難施設
	対象費用	耐震診断に要する費用
	対象費用限度額	1,030 円/㎡～2,060 円/㎡
	負担割合	[市町村が耐震診断士を派遣] 通常：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 上乘：国 1/2、地方 1/2
耐震改修	施設要件	地域防災計画で避難所として位置づけられている建築物
	対象費用	耐震改修に要する費用
	対象費用限度額	48,700 円/㎡
	負担割合	[市町村施設] 通常：国 1/3、市町村 2/3 上乘：国 2/5、地方 3/5 ※H25 年度補正予算から拡充 [民間施設] 通常：国 1/3、市町村 1/3、民間 1/3 上乘：国 2/5、地方 1/3、民間 4/15

〔凡例〕 通常＝社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金

上乘＝耐震対策緊急促進事業補助金（H27 年度までの時限措置）

要安全確認計画記載建築物に指定した場合

20 空き家対策に対する総合的な支援策の充実

件 名

- 1 空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の空き家対策に要する費用等に対し、必要な財政上の措置を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が5月に全面施行された事を受け、特別措置法に基づき講じる措置のほか、空き家の適正管理及び利活用に向けた取り組みを県と市町村が連携して行うことを目的として、長野県空き家対策市町村連絡会を6月に設置した。
- ・ 連絡会には15市町村で構成するワーキンググループを設け、具体的な課題や取り組みについて協議を行っている。
- ・ 建築、不動産関係等の関係団体で構成する空き家対策支援協議会を8月に設立し、国の空き家管理等基盤強化推進事業を活用して、空き家の相談体制整備に取り組んでいる。
- ・ 空き家対策に対する財政支援は、国の主な支援事業として「空き家再生等推進事業」があり、空き家を改修して交流施設等の地域活性化に資する施設とする場合や除却後の跡地を地域活性化のために活用する場合の費用及び空き家の実態把握の調査費等の概ね1/2が補助される。
- ・ 県内での事業実績(H24～H27)は10市町村にとどまっており、県としては、この事業をさらに活用いただけるよう、市町村に検討をお願いしている。
- ・ 今後、国の市町村に対する財政上の措置の動向や空き家対策市町村連絡会での市町村との協議を踏まえ、引き続き国へ要望してまいりたい。

参 考

【空き家の改修及び除却等に関連する主な支援制度】

1 空き家再生等推進事業<国土交通省 H19～>

地方公共団体が行う不良住宅又は空き家住宅の除却、空き家住宅・建築物の活用のための改修等へ補助（社会資本整備総合交付金の基幹事業として実施）

(1) 活用事業タイプ

- ・ 対 象 地 域：空家等対策計画に定める地域、地域住宅計画に定める地域（県内全域を対象地域とすることも可能）等
- ・ 補 助 対 象：空き家・空き建築物を宿泊施設や文化施設等に改修する費用、取得費、移転費、増改築費
- ・ 補 助 率：1/2（地方公共団体負担額の1/2）
- ・ 実施市町村：[H24]小谷村、木島平村、栄村 [H25]小谷村、信濃町 [H26]佐久市、信濃町、栄村 [H27]佐久市
（廃止された宿泊施設や校舎・園舎、古民家の改修・取得事業）

(2) 除却事業タイプ

- ・ 対 象 地 域：空家等対策計画に定める地域、地域住宅計画に定める地域（県内全域を対象地域とすることも可能）
- ・ 補 助 対 象：不良住宅又は空き家の除却等に要する費用

- ・補助率：4/10（事業費の8割の1/2）
- ・実施市町村：[H24]下諏訪町 [H25]小谷村、木曽町
[H26]佐久市、下諏訪町、木曽町、筑北村、小川村
[H27]佐久市、小谷村
（不良住宅、空き家、空き建築物の除却事業）

（3）その他

- ・対象地域：空家等対策計画に定める地域、地域住宅計画に定める地域
（県内全域を対象地域とすることも可能）
- ・補助対象：空き家の所有者特定のための経費に要する費用及び空家等対策計画策定等に必要な空き家の実態把握に要する費用
- ・補助率：1/2（地方公共団体負担額の1/2）
- ・実施市町村：[H27]諏訪市（空き家の実態把握に要する費用）

2 県内市町村の独自事業

（1）空き家改修事業

23 市町村において、空き家等の改修費に係る独自の補助事業を実施している。

（長野市、岡谷市、小諸市、大町市、飯山市、茅野市、佐久市、下諏訪町、辰野町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、阿南町、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、大桑村、朝日村、小布施町、山ノ内町、小川村）

（2）空き家除却事業

6 町村において、空き家等の除却に係る独自の補助事業を実施している。
（長和町、豊丘村、大鹿村、白馬村、小谷村、小川村）

21 冬期交通の確保

件 名

- 1 豪雪地帯における国道等の歩道・堆雪帯等の道路整備を促進するよう国に対し働きかけること。
- 2 大雪による交通網の麻痺は、食料や燃料等の物流の停滞をはじめ、住民生活に多大な影響を及ぼすため、積雪時の除排雪による交通の確保が円滑に行えるよう、国、県及び市町村の連携体制を強化すること。

県の見解

- ・ 国に対し調整会議、予算要望等の機会を通じて冬期交通の安全確保のための対策の推進について働きかけてまいりたい。
県や市町村が行う豪雪地帯における歩道・堆雪帯等の道路整備について十分な予算措置を講じるよう要望している。
- ・ 県では、H26年2月大雪災害を受け、道路管理者、警察等で構成する「幹線道路連絡会議」及び、建設事務所毎に県、市町村等で構成する「除雪連絡会議」を設置し連携を図るとともに、市町村とは、県と相互に除雪協力する協定の締結や排雪場所を事前に設定するなど情報共有をしている。
- ・ 市町村の道路除雪が確実に実施できるよう必要な財源確保を国に要望してまいりたい。

参 考

1 雪寒事業

積雪寒冷の甚だしい地域（積雪寒冷特別地域）における冬期の道路交通の安全確保と円滑化を図るため、消雪施設（新設・更新）、スノーシェッド（新設、補修）、防雪棚等を整備するものを防雪事業、流雪溝、路盤改良及び堆雪帯幅の確保を凍雪害防止事業とし、積雪寒冷特別地域内の指定された路線において、下記の事業を実施。

路名	箇所名	事業内容等	全体計画	
			延長 (m)	事業予定期間
防雪事業				
(主)扇沢大町線	大町市第2ポイント上	スノーシェット	140	H20～H28
(主)長野大町線	大町市三日町	無散水消雪施設(更新)	385	H24～H28
(国)117号	飯山市伍位野	無散水消雪施設(更新、一部新設)	430	H24～H28
(国)153号	塩尻市善知鳥峠	チェーン着脱所設置(堆雪帯設置)	650	H26～H30
(国)158号	松本市～鵬雲崎	雪崩予防柵設置	112	H27～H29
(国)292号	中野市新井	無散水消雪施設(更新)	320	H24～H27
(一)大前須坂線	高山村牧	無散水消雪施設(更新)	335	H27～H29
計		7箇所		
凍雪害防止事業				
(国)148号	白馬村沢渡	堆雪帯設置	1000	H22～H27
(一)王滝加子母付知線	王滝村小学校下	堆雪帯設置	300	H25～H27
(主)信濃信州新線	小川村穴尾	堆雪帯設置	420	H27～H30
計		3箇所		

2 歩道の設置

- 特定交通安全施設等整備事業実施計画に基づき整備
 - ・ 歩道延長 1,756km・県管理道路延長 5,159km (H26.4.1 現在)
 - ・ H27 歩道対策 (豪雪地帯・交付金事業) 19 箇所 (全体 60 箇所)
- H24 通学路緊急合同点検で要対策 546 箇所に対し、「しあわせ信州総合プラン」では、未着手 295 箇所すべてについて、歩道整備・小規模対策に着手予定。
 - ・ H27 歩道整備・小規模対策 70 箇所
 - ・ 通学路安全対策着手率 89% (H27 未予定)

3 歩道用除雪機械の貸与

- 歩道用小型除雪機械 (手押しタイプ) を購入し自治会等へ無償貸与
 - ・ H25 年度まで 25 台 (25 台) () 内は累計
 - ・ H26 年度 30 台 (55 台)
 - ・ H27 年度 25 台 (80 台)

22 地籍調査事業の推進

件 名

- 1 地籍調査事業は、災害からの迅速な復旧や課税の適正化等、土地に関する様々な施策の基礎資料であり、早急な整備が不可欠であることから、必要な予算の確保を図るよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 本県のみならず全国的に地籍調査の必要性が理解され要望が多い中、国の予算が伸びず町村の要望に応えきれていない状況であるが、地籍調査は災害からの迅速な復旧、課税の適正化等に資する重要な事業であるため、町村の現場の声を引き続き国へ要望してまいりたい。

参 考

- 1 県及び国の予算の推移 (単位：百万円)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H27/H26
県	332	332	334	365	385	105%
国	10,400	10,400	10,400	10,600	10,600	100%

- 2 県内の地籍調査の状況 (単位：km²、%)

区 分	全 体		農 地		宅 地		林 地	
	面 積	進捗率	面 積	進捗率	面 積	進捗率	面 積	進捗率
全 国	286,200	51	72,058	73	30,048	41	184,094	44
長野県	9,596	38	1,967	66	732	54	6,897	28

(1) 市町村別の実施状況：完了 12、実施中 36、休止 22、未着手 7

(2) 進捗状況：38% (国 51%)

- ・ 地目別の進捗率 農地：66%、宅地：54%、林地：28%
- ・ 林地の調査対象面積が全体の約 7 割を占める

(3) 調査の進んでいない要因

- ・ 限られた予算の中で、ニーズが高い宅地や農地が優先されてきた
- ・ 境界確認等、事前に手間がかかるため、市町村の体制強化が必要

県議会（11 月定例会）への陳情結果

○ 採択された陳情項目

- | | |
|-------------------------------|------------|
| 1 東日本大震災、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化 | (陳第 118 号) |
| 2 長野県北部地震、神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興 | (陳第 119 号) |
| 3 御嶽山噴火災害からの復興 | (陳第 120 号) |
| 4 地方創生の実現 | (陳第 121 号) |
| 5 人口減少対策の推進 | (陳第 122 号) |
| 6 人口定着に向けた地域経済・雇用対策等の推進 | (陳第 123 号) |
| 7 高齢者の移住受け入れ対策 | (陳第 124 号) |
| 8 道州制反対 | (陳第 125 号) |
| 9 地域公共交通対策の推進 | (陳第 126 号) |
| 10 情報化施策の推進 | (陳第 128 号) |
| 11 地域医療・保健体制の充実 | (陳第 129 号) |
| 12 環境保全対策の推進 | (陳第 131 号) |
| 13 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進 | (陳第 132 号) |
| 14 再生可能エネルギーの推進 | (陳第 133 号) |
| 15 農業・農村対策の推進 | (陳第 134 号) |
| 16 野生鳥獣被害対策の推進 | (陳第 135 号) |
| 17 森林・林業対策の推進 | (陳第 136 号) |
| 18 農商工連携による地域経済の活性化 | (陳第 137 号) |
| 19 農林業の 6 次産業化による地域経済の活性化 | (陳第 138 号) |
| 20 観光振興対策の推進 | (陳第 139 号) |
| 21 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実 | (陳第 140 号) |
| 22 河川の整備促進 | (陳第 141 号) |
| 23 砂防施設の整備促進 | (陳第 142 号) |
| 24 住宅等の耐震化の促進 | (陳第 143 号) |
| 25 空き家対策に対する総合的な支援策の充実 | (陳第 144 号) |
| 26 冬期交通の確保 | (陳第 145 号) |
| 27 地籍調査事業の推進 | (陳第 146 号) |

○ 継続審査となった陳情項目

1 教育環境の整備

(陳第 127 号)

要望項目：2 小中学校の教員配置基準の拡充

- (1) 県独自の複式学級に対する加配を堅持するとともに、専科の教員配置基準を見直すこと。また、発達障害や不登校など様々な児童・生徒の実態に対応できるよう、学級担任以外の教職員配置についても、臨時的任用ではなく正規教員を配置するなど充実させること。
- (2) 特別支援が必要な児童生徒、少人数学級や配置基準数以上の学級規模の場合における、町村費で負担する教職員や支援員について、地域環境等を勘案し、県費による加配の拡充や、財政措置を講じること。
- (3) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。
- (4) 準要保護児童生徒に対する就学援助費について、現在は地方交付税の基準財政需要額に算入されているが、就学援助制度の運用に関し財政力等による地域間格差を生じさせないための改善策を講じよう国に対し働きかけること。
- (5) 小学校の外国語活動において、ALT 等を積極的に活用できるようにするため、民間委託等による配置に対し、財政支援を講ずるよう国に対し働きかけること。
- (6) 中学校生活における部活動は、教育立県“信州”を目指すための重要な要素の1つであるため、中学校部活動顧問に対してのスキルアップや指導方法講座、また、必要に応じた派遣等、支援環境の充実を図ること。

3 特別支援教育等の充実

「学校教育法施行令の改正」及び「発達障害者支援法」の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育や、放課後子ども総合プランなどに対する、人的体制の整備などを更に充実させること。

4 教育施設等の充実

- (1) 災害時において避難所として活用される学校施設等の非構造部材

の耐震化や、防災資材・機材を整備するため支援措置を引き続き講
じること。

- (2) 老朽化した学校施設等を計画的に改修できるよう、補助単価を見
直すとともに必要な予算を確保すること。

また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすた
め、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財
政措置の拡充を図るよう国に対し働きかけること。

- 6 平成 39 年開催予定の国民体育大会について長野県内で開催するよ
う国に対し働きかけること。

【理由】要望項目のうち、2、3、4 及び 6 については、引き続き慎重に検討する
必要があるため。

2 社会保障制度の充実

(陳第 130 号)

要望項目：2 発達障がい児（者）の支援体制の強化

- (1) 発達障がい児の早期発見、早期支援並びに幼児期から学齢期、就
労までの一貫した支援体制の強化を図るため、発達障害の疑いのあ
る児（者）及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、相談
支援体制の充実を国に対し働きかけること。

- (2) 障がい者を地域社会に円滑に受け入れるため、グループホーム施
設整備事業に係る予算の増額を図るよう国に対し働きかけること。
また、平成 25 年度に廃止となった県単事業の障害者グループホー
ム等施設整備事業補助金を復活させること。

3 福祉医療制度の充実

市町村が実施する福祉医療制度が安定的に維持できるよう、「福
祉医療費給付事業」の助成対象の更なる拡大など事業の充実を図る
こと。

【理由】要望項目のうち 2 の (2) 及び 3 については、引き続き慎重に検討する必
要があるため。